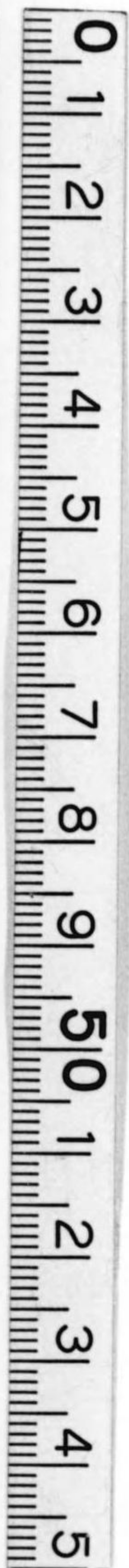


292.3-N483-2ウ



1200500733427

292.3
N.483
2



始



119

大南洋圈

292.3
N483
2

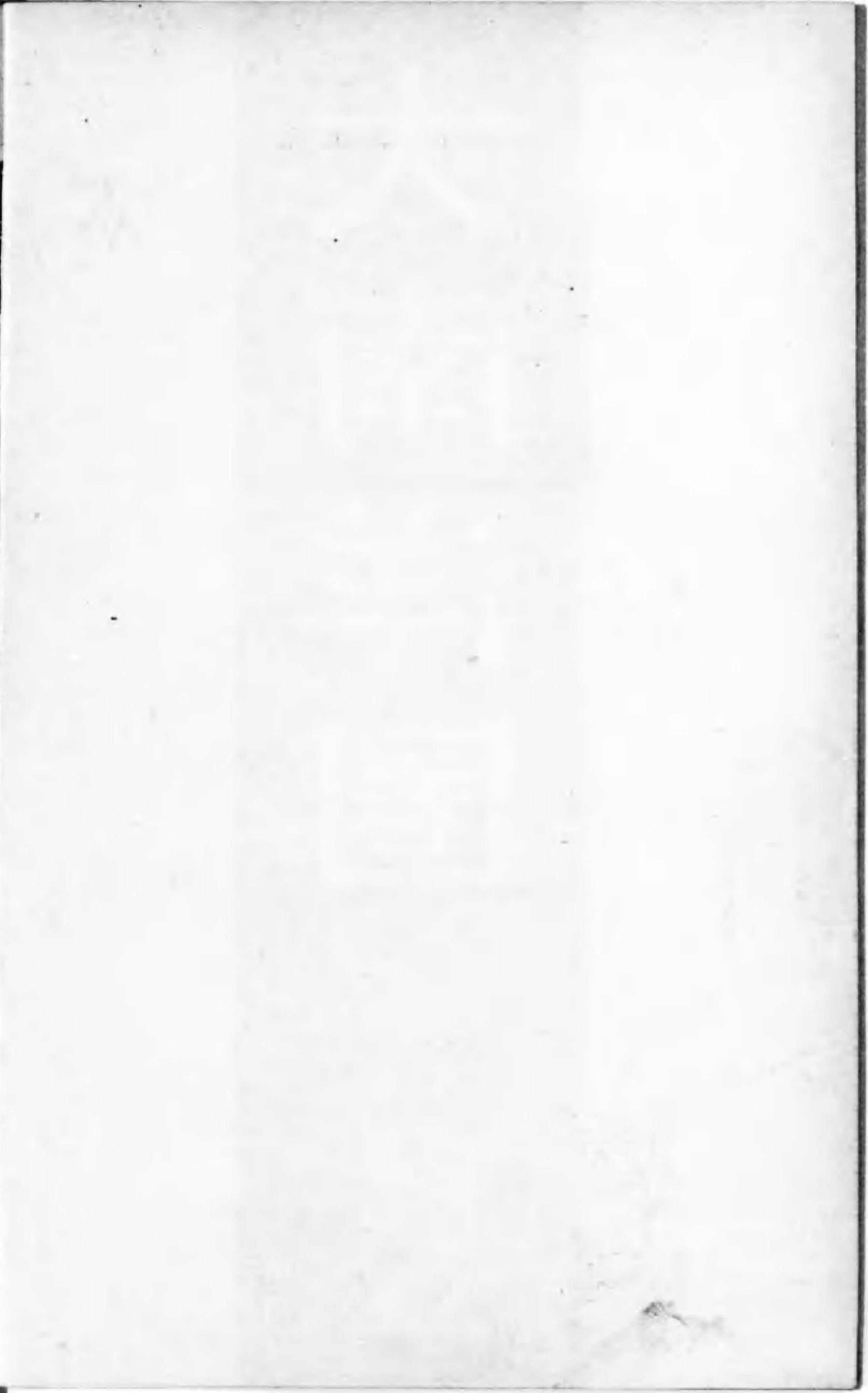
南洋協會編
中央公論社版



カンボヂヤ、佛跡・祇園精舎



スマトラ、コタラジャ市中央にある回教の禮拜堂
ジャヴァ、ホルボドールの佛跡





④ 比律賓、土人農家

ホルネオ、バンジャルマシン

スマトラ、パタック人の家



⑤ (上段) チモール島、土人のサイザル細工

⑥ (中段) タイ國、土人自家用の米搗

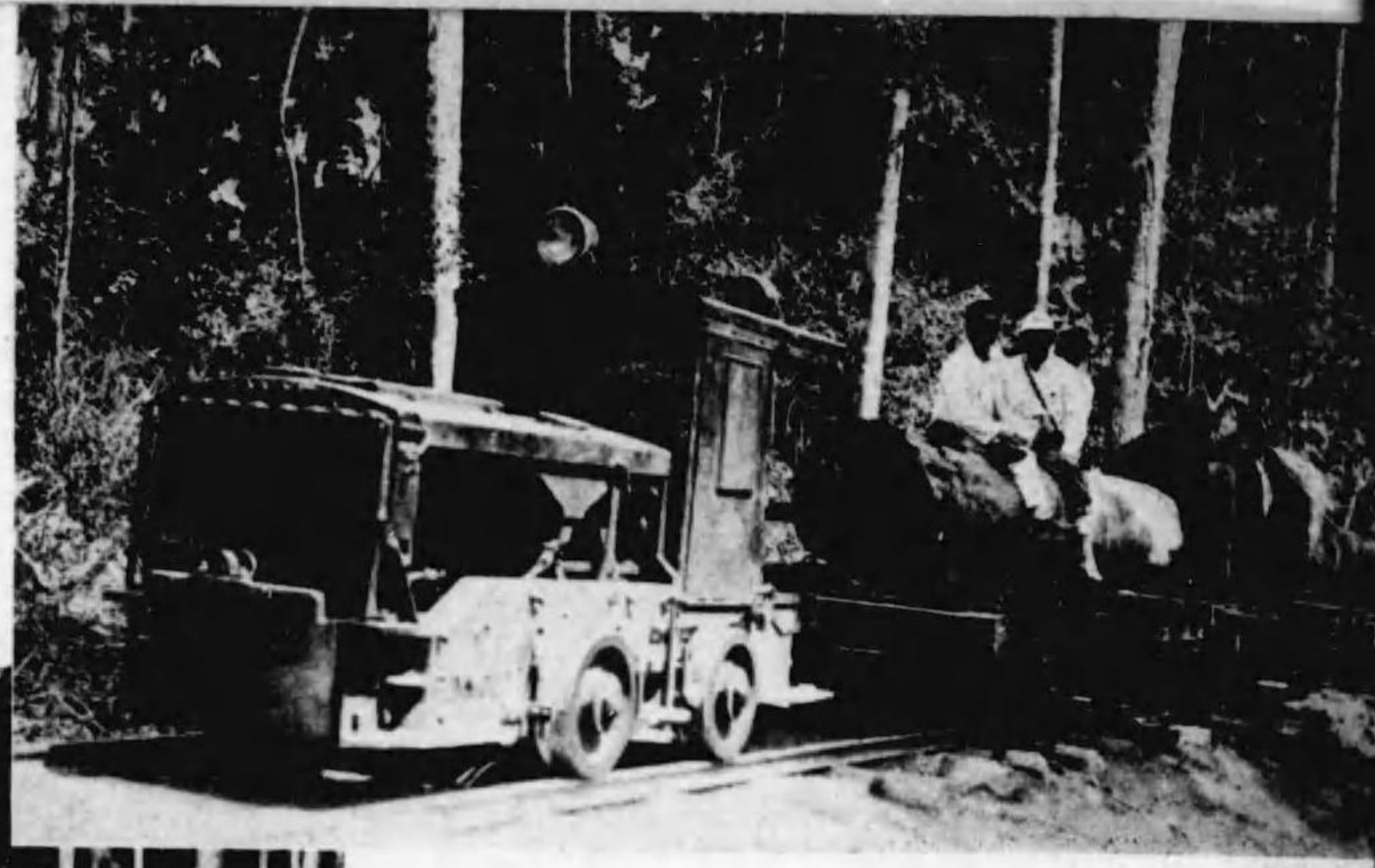


⑦ ジャバ、土民の市場風景





北ホルネオ、ダイヤク族少年の踊
 北ホルネオ、ダイヤク族少年の踊
 北ホルネオ、ダイヤク族少年の踊



比律賓、ダバオの三井物産
 伐木地

比律賓、太田興業株式會社の
 椰子山

英領マレー、ゴム液の採取

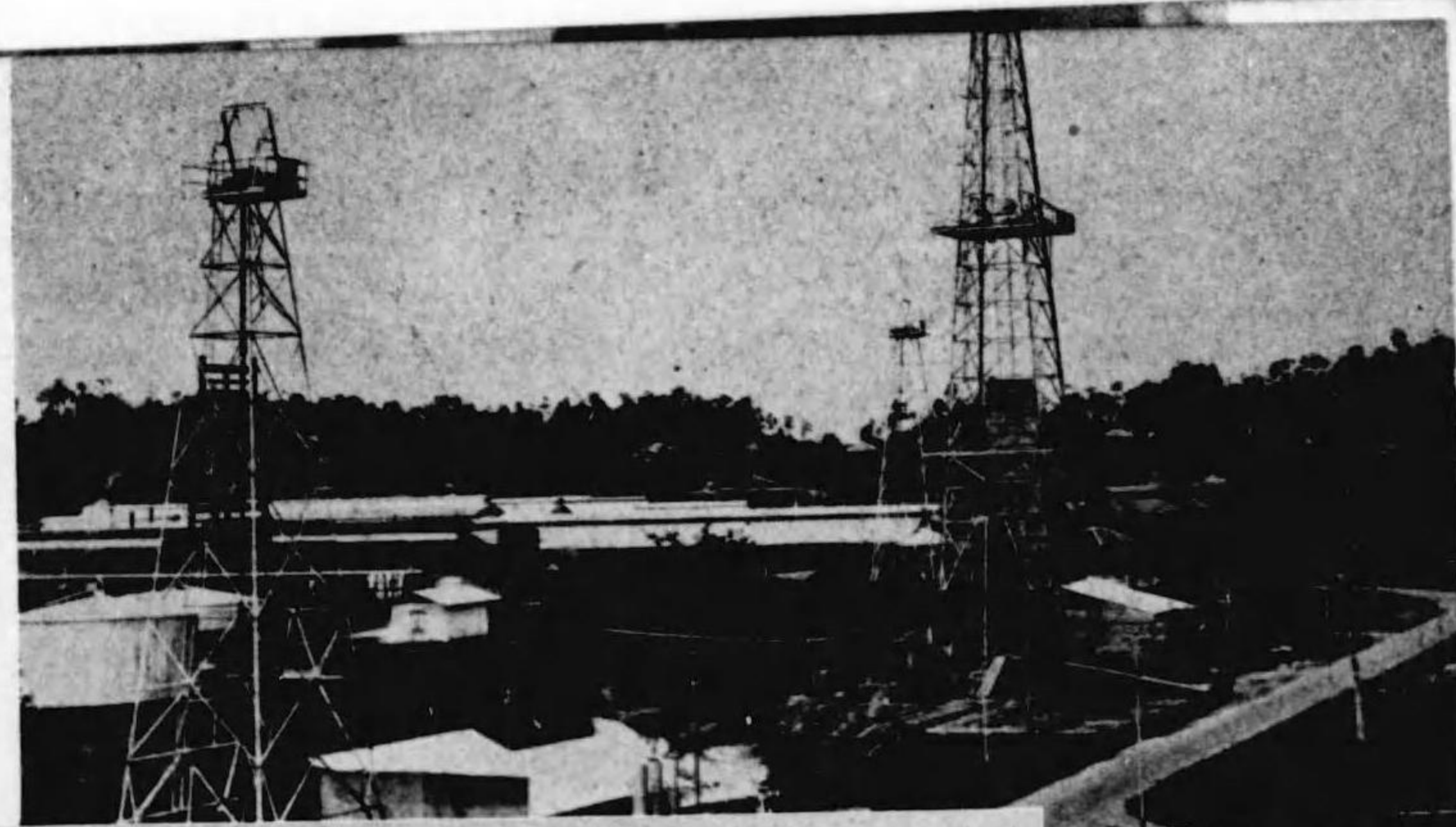




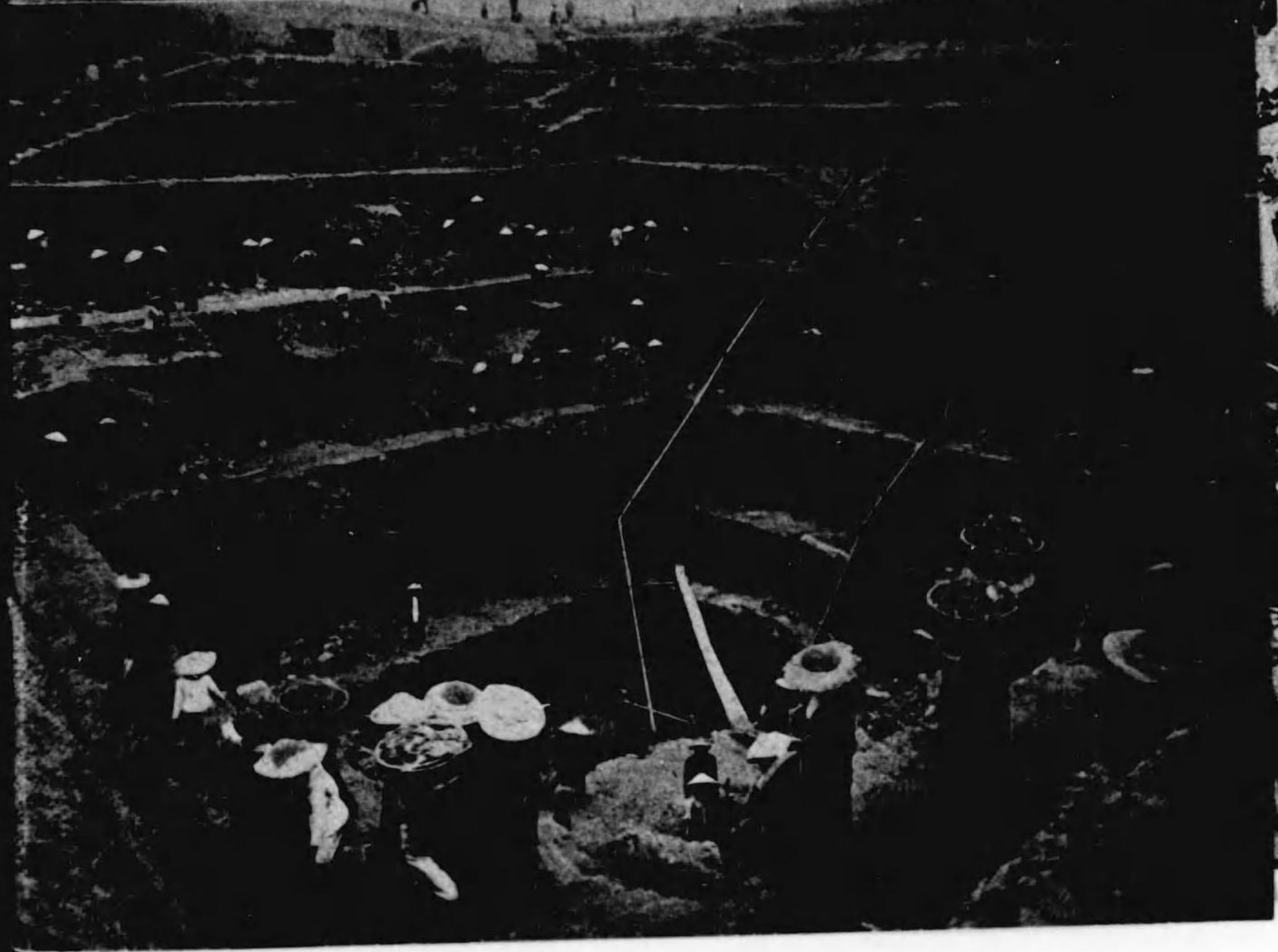
ニュージーニア、棉花の積出し
 タイ國、水田の植付
 ジャバア、マラバルの茶園



ホルネオ、タラカン油田
 イ國、ブケット灣内・トンカー
 ハーバールの錫採取状況



佛領印度支那、タン
 プール無煙炭坑



序

世界は正に新秩序建設の陣痛の悩みを續けて居る。其中に在つて我々の最大關心事は、云ふ迄もなく大東亞共榮圈の確立である。而して我國の重要政策として、この大東亞共榮圈の範圍に南洋を包含すべきものであることは絮説する迄もないであらう。

南洋は洵に世界の寶庫である。石油、護謨、錫、鐵礦、金、ニッケル、ボーキサイト、麻等、平時並に有事の際を通じて、必須の重要資源が多量に生産される。しかのみならず一億二千萬の人口を抱擁する南洋は、我商品の絶好の消費市場である。かゝる故に我國は國力伸展の一方策として、南方諸國に對しては常に平和的、經濟的の共存共榮を圖つて來たのであるが、近年彼我の關係は必ずしも良好でなく、寧ろ我國に對して門戸閉鎖の傾向さへあつた。

然るに今次の歐洲大戰の勃發と、これが世界的規模に發展せんとする國際情勢は、南洋諸國をして漸く日本の東亞に於ける地位を認識せしめんとしつゝある。此際、我々は來るべき變轉に對して十分に備へるために、南洋を研究することを急務とする。

又南洋は地理上から見れば、云はゞ我國の隣組である。前述の經濟關係の外に、政治上、國防上、

ジャガアの規那

ジャガア、牛車による原始的製糖法



民族上、文化上、種々の點から支那本土と同様、我國にとつて劃期的な重要意義を有するものとなつて來た。然るに之に對する我國一般の認識が不充分であるのは、我對南發展の一大缺陷と云ふべきである。

幸にして最近南洋に關する圖書其他の刊行が漸く多きを加へて居ることは、甚だ喜ぶべき現象であるが、未だこれを以て充分とは云ひ難い。特殊の研究者は別とし、一般世人の求むる處は、南洋に關し總括的に且つ簡略に書かれ、一讀して南洋全般の正確なる概念を把握し得るものであると思ふ。この要望に應ずる爲に刊行したものが本書である。

「大南洋圏」は表題の示す如く、所謂、内南洋と外南洋の外に、更に濠洲及新西蘭をも包含し、各地の歴史、地理、政治、經濟等の各般に涉つて記述せるもので、未だ南洋の實情に通ぜざる人々の手引として、専ら事實の紹介を目的とした。本書が幾分にも南洋に對する世人の注意を喚起し、又南洋に關する知識を普及し、我南方進展に裨益する所があれば幸である。

昭和十六年一月

財團法人 南洋協會

目次

第一章 總說

- 第一節 南洋の範圍とその廣袤……………一
- 第二節 南洋の特異性……………三
- 第三節 南洋と日本との關係……………六

第二章 氣候、人口、土着民

- 第一節 氣象及び氣候……………九
- 第二節 各地の面積及び人口……………二三
- 第三節 土着民……………六

第三章 歴史と文化

- 第一節 南洋植民史概観……………二七
- 第二節 タイ及び佛印の文化……………三四
- 第三節 蘭印及び比律賓の文化……………四一
- 第四節 英領馬來その他の文化……………四七

第四章 内政と外交

- 第一節 蘭領印度……………四九
- 第二節 英領馬來及び比律賓……………六四
- 第三節 タイ國、佛領印度支那其他……………七一

第五章 財政及び金融

- 第一節 概説……………八四
- 第二節 財政……………八八
- 第三節 金融……………九六
- 第四節 通貨……………一〇四

第六章 國際投資

- 第一節 概説……………一〇七
- 第二節 國別投資狀況……………一〇九
- 第三節 被投資國別狀況……………一二四

第七章 資源概観

第一節 農業資源……………一三五

第二節 鑛産資源……………一三五

第三節 水産資源……………一三七

第四節 林産資源……………一三八

第八章 栽培業

第一節 農地行政概説……………一三二

第二節 各説……………一三五

第一項 蘭領印度……………一三五

第二項 英領馬來……………一四七

第三項 比律賓……………一五六

第四項 タイ國……………一五六

第五項 佛領印度支那……………一七五

第六項 ビルマ……………一七九

第七項 濠洲……………一八二

第九章 鑛業

第一節 概説……………一八七

第二節 鑛業行政……………一九三

第三節 金屬鑛業……………一九七

第四節 非金屬鑛業……………二一〇

第十章 林業

第一節 概説……………二三三

第二節 林業行政……………二三四

第三節 各地方別林業の現況……………三三一

第十一章 水産業

第一節 概説……………三四三

第二節 水産行政……………三四六

第三節 各地漁業狀況……………三五二

第十二章 牧畜

第一節 概説……………三六二

第二節 蘭印及び英領馬來……………二六五

第三節 比律賓、タイ國及び佛印……………二六九

第四節 濠洲及び新西蘭……………二七四

第十三章 工業

第一節 概説……………二八五

第二節 蘭領印度……………二八七

第三節 英領馬來……………二九二

第四節 比律賓……………二九五

第五節 タイ國……………二九九

第六節 佛領印度支那……………三〇三

第七節 濠洲及び新西蘭……………三〇五

第十四章 貿易

第一節 概説……………三〇八

第二節 蘭領印度……………三二〇

第三節 英領馬來……………三三三

附、北ホルネオ、サラワグ、
ブルネイ

第四節 比律賓……………三三九

第五節 タイ國……………三三三

第六節 佛領印度支那及びビルマ……………三三六

第七節 濠洲及び新西蘭……………三三〇

附、ニューカレドニア

第八節 各地の通商政策……………三三四

第九節 南洋諸國と日本との貿易……………三四三

第十五章 商業

第一節 蘭領印度……………三四六

第二節 英領馬來……………三四九

第三節 比律賓……………三五三

第四節 タイ國……………三五七

第十六章 交通

- 第一節 概説……………三六三
- 第二節 海運……………三六五
- 第三節 陸運……………三七三
- 第四節 空運……………三七九

第十七章 南洋の華僑

- 第一節 華僑史概説……………三六四
- 第二節 南洋華僑の分布状況……………三六七
- 第三節 華僑の経済的勢力……………三九三
- 第四節 華僑の将来と日本……………三九六

第十八章 内南洋

- 第一節 自然、歴史及び土着人……………四〇一
- 第二節 人口、行政及び文化……………四〇五
- 第三節 産業、貿易及び交通……………四〇九

第十九章 日本と南洋との關係

- 第一節 歴史的關係……………四一四
- 第二節 日本と南洋との貿易關係……………四一八
- 第三節 我が邦との投資企業關係……………四三三
- 第四節 南洋に於ける邦人の活動……………四三七
- 第一項 南洋邦人分布状況とその足跡……………四三七
- 第二項 蘭印邦人の現況……………四三六
- 第三項 比律賓邦人の現況……………四四二
- 第四項 英領馬來北ボルネオの邦人状況……………四四六
- 第五項 タイ、佛印、ビルマの邦人状況……………四五三
- 第六項 濠洲及びニューカレドニアの邦人……………四五四

第一章 總説

第一節 南洋の範圍とその廣袤

一口に南洋といふけれども、その地域は從來必ずしも一定せず、人により、場合により、その指示するところに相違のあることが少なくない。しかし普通に南洋といへば、わが南洋廳所管の委任統治地域を指す場合と、比律賓とか、爪哇とか、ボルネオとか、さういふ地方を總稱する場合と、この二通りである。

それで、便宜上、南洋廳所管地域の方を内南洋といひ、その他の地方を外南洋といつてゐる。以前は南洋廳所管の方を裏南洋、然らざる地方を表南

洋といつたのであるが、これでも用語が適當でないといふだけで、通らぬことはない。内南洋をまた領内南洋といふこともある。

問題は、外南洋の地域をどうきめるかにある。どの範圍までこれに入れるかといふこと——從來、人により場合により、必ずしも一定せぬといふのがこれであるが、しかし一般に行はれてゐる南洋は、今を去る廿六年前の大正四年二月、南洋協會が創立された時、同協會が初めてきめた處、即ち、比律賓、蘭領東印度（爪哇、スマトラ、蘭領

ボルネオ、セレベス、蘭領ニューギニア、英領馬來、サラワク、ブルネイ、英領北ボルネオ、タイ國、佛領印度支那、葡領チモール——これだけを外南洋とするのである。

その面積、内外南洋全部引つくるめて三百八十三萬平方キロ、人口一億一千餘萬である。わが本州、四國、九州、北海道を合はせた面積が三十八萬平方キロだから、外南洋の面積は丁度その十倍で、一平方キロ當り二十九人の密度、これをわが國の百八十一人、英國の百八十八人、和蘭の二百四十三人等に較べると、如何にこの地方の人口が稀薄であるか判る。尤もこれは南洋全體の平均で、爪哇の如く一平方キロ三百十五人といふやうな、世界一の人口密度のところもあるから、どこもかしこも稀薄だといふのではない。しかも一方

蘭領ニューギニアの如きは、一平方キロ一人にも當らぬ世界最低の密度である。

外南洋の範圍とその廣袤とは、以上の通りであるが、最近更に、この外南洋に濠洲、ニューギニア、英領ニューギニア、ニューカレドニア、ニューヘブリデス、フィジー、その他附近の大小無數の島嶼と、タイ國西隣のビルマを加へて、これを大南洋と呼ぶべしといはれ、わが朝野の間に、これに従ふものが漸次多くなりつゝある。わが大陸經營と、國力の進展とが、廣汎にして且つ強靱なる南洋政策の樹立と遂行とを要求する意味合から、かういふ云ひ方は至極結構であるのみならず、新鮮で、宏大で、雄渾で、興隆日本の進路と睨み合せて、如何にも「時代の聲」といふに應はしい。

よつて本書もこれに従ふ。即ちかくするとき、この大南洋の面積は、實に一千二百六十餘萬平方キロに達し、アジア全體の三分の一、世界陸地の九分四厘に相當する。厖大、眞に刮目すべしである。しかもこの内、タイ國と獨立途上にある比律賓とを除けば、他はみな英、佛、蘭、葡の植民地だ。これを一應洲別に見ると、比律賓とわが委任統治の南洋群島との間を南に下り、ニューギニアと蘭領スンダ列島の間を縫つて濠洲に至る線を境とし、その東が大洋洲、西がアジア洲である。

第二節 南洋の特異性

熱帯を支配するものは、世界を支配するといふ。蓋し熱帯は、多少の例外があるにしても、物資に

だから比律賓及びニューギニアを除く蘭領東印度諸島はアジア洲に屬し、ニューギニア以東の日英の委任統治地域を含むミクロネシア及びメラネシア諸島、濠洲、ニュージールランドなど、みな大洋洲に屬する。

アフリカ大陸も、悉く歐洲諸國の植民地であるが、アジア若くはこれに續く太平洋の眞中に、他國の植民地の存在すること、かくの如くであるのも、興味深い廻り合せだといはなければならぬ。

恵まれること、極めて豊富であるからであらう。前節に示した大南洋の地域の内、濠洲の南半と、

ニュージーランド、及び附近の島嶼を除けば、他は全部熱帯である。

高い気温と、強い光りと、豊かな雨量、適良なる湿度、肥沃な土地——熱帯が物資に恵まれる所以も、多くこれに存するのだが、しかし南洋には、さういふ熱帯各地通有の特色以外に、更に一段と注意しなければならぬ特長がある。それは、

- 一、その恵まれた物資が多種多様で、單に地上のみならず、地下、海中にまで普きこと。
- 二、概して氣候が良好で、温帯文明人の活動に適すること。
- 三、道路、鐵道、汽船、航空の各施設が完備し交通の便、極めて良好なること。
- 四、その土着人の供給する勞力が、豊富にして且つ低廉なること。

五、地方により多少の相違はあるが、概して蓄積資本乏しく、企業も發達して居ないから、將來外國人の企業投資の餘地が多いこと。

この五つの條件の内、一つでも缺けると資源の開發が思ふやうでないのであるが、南洋は遺憾なくこれを具備してゐる。他の熱帯地に於て、あり餘る資源を有し乍ら、開發事業の遅々たるは、右の條件に缺くるものがあるからである。

現在、この南洋に對する各國の投資額は何程であらうか、各國ともこれが公表を避けてゐるので、正確な數字を得ること困難であるが、邦貨にして約二百億圓内外と推算される。この中濠洲及び新西蘭の分は八十億圓程度であり、其の他は約百二十億圓程度と見ればよからう。農林業としてゴム、マニラ麻、規那、煙草、椰子、米、その他

鑛業として石油、錫、鐵、石炭。さらに、また水産業としても各種目に亘り、異常な發展を遂げつつあるのであるが、これらは大部分この外國資本の經營するところであつて、その年輸出額は多いときで邦貨四十八億圓、市價低落の甚だしい時でもなほ十三、四億圓に達するのである。以てその物資の如何に豊富なるかを想像し得るであらう。

しかし乍ら、大南洋の資源の全體からすると、かくの如き程度の開發では、まだほんの表皮を一枚剝いた程度で、地上にも地下にも海中にも、殆んど無盡藏といつてもよい程のものが、太古のまま、で眠つてゐるのである。世界の企業家が、この地方を羨望して垂涎措く能はぬのも道理にこそといはねばならぬ。

のみならず、こゝはまた偉大なる消費市場であ

る。一億何千萬といふ人間が、その日常生活必需品を、多く諸外國の製品に求める。そのため多い年になると、三十六、七億圓、市價低落の場合でも、一年十一、二億圓の輸入をする。

各地に製造工業が起り、爪哇の如きは近來頻りにこれを奨励し、二、三實績の見るべきものがないでもないが、しかも一般に未だ幼稚であつて、到底土着人の要求に應ずるを得ず、衣類、帽子といった日用品から、機械器具の如き専門用品に至る迄海外各地よりの供給に待つのである。即ち一言でこれを説けば、南洋はその特有にして豊富なる原料資材を世界に提供し、逆に各種の製品を世界に求める。しかし、その提供するものも、要求するものも、尋常一様の數字でなく、その巨大なること他に類例を見ぬのである。

第三節 南洋と日本との關係

次に、南洋に對する我國の投資額は、二億五千餘萬圓といはれ、我國より南洋への輸出額も、昭和十二年度に於て三億八千餘萬圓に達したのであるが、明治三十年、英領馬來、蘭領印度、佛領印度支那、比律賓、暹羅への輸出額合計二十四萬四千三百六十二圓といふやうなのを想起すると、隔世の感を禁じ得ない。我國外國貿易年表に、右地方に關するものが上つたのは、この明治三十年を以て最初とするのであるが、同年同地方からの輸入額は一千三百三十九萬一千餘圓に達した。つまり日本は、南洋の物資を要求すること、當時既にかくの如くであつたのだ。

然るに南洋は從來動もすれば邦人の眼より輕視され勝であつたが、今次支那事變の進展は、大陸經營に對して多大の物資を要するために、南洋の資源を渴望すること非常である。其の上歐洲戰爭の勃發により蘭印、佛印問題等が大いに一般の注目を惹く様になつて、東亞の自給自足の經濟生活圏と云ひ大東亞共榮圏と云ひ、皆南洋を除いては其の成立を期し難いものとなつた。近來我國策として唱へらるゝ高度國防國家の建設、生産力の擴充、貿易の振興、大陸の經營建設等、南洋の資源に期待する處、日にまし急である。來るべき大戰後の世界に於て、歐洲の新秩序、汎米ブロック等

に對應して東南アジアの廣域經濟圏を建設することは、我邦今後の目標でなければならぬ。即ち今や南方に眼を閉ぢては、大陸の經營を説くも、國運の進展を語るも無意味である。よろしく活眼を開いて、大南洋の雄偉なる姿を凝視しなければならぬ。

南洋が、やゝ明瞭に日本人の眼に入つて來たのは明治の初期以來である。日露戰爭前後になると、それが一層切實となり、馬來半島の一角に、ゴムの栽培を始めるものが、相踵いで起つた。ベングット道路工事で有名な、本邦移民の大規模なる比律賓渡航も、また南洋一帯に亘る邦人行商の活躍も、みなこの時代相前後して開始された。さういへばダバオの一角に、さゝやか乍ら、邦人の麻栽培の開始されたのも、日露戰爭の直後であつ

た。

ニューカレドニアには、現在一千四百餘人の邦人が活動してゐる。明治二十五年六百人の契約移民の送られたのを最初として、爾後幾回となく、相當数の移民が送られたことであるが、もともと期限を定めての賃銀労働が目的であつただけに、腰を据ゑてこゝに在留するものは少なかつた。しかも邦人移住五十年の歴史が、こゝに書き綴られてゐることを思ふと、感慨の禁じえぬものがあるのである。

濠洲になると、明治十年代から少數邦人の渡航を見たのであるが、數百の邦人が一團となつてこれに向つたのは矢張り明治二十五年であつて、爾後明治三十四年濠洲聯邦の成立する迄、本邦移民は相踵いでこれに渡つた。クキンズランドに於て

砂糖耕地の勞働に従事するものと、木曜島を中心として採貝勞働に従事するものと、大體この二通りであつたが、別にシドニー又はメルボルン方面に伸びて商業に従事する一群の邦人もあつた。

本邦漁業者の活躍は世界に鳴る。獨り南洋とのみならず、海ありて漁業の營み得るところ、本邦漁業者の活躍を見ざるなしといつてもいゝ位であるが、その世界に名を擧げる最初の舞臺が南は南洋の木曜島であり、北は露領コルサコフ（今の樺太大泊附近）を中心とする活動であつた。その濠洲も、明治三十五年一月一日、例の移住民制限法實施により、白人ならざる本邦人に取つては自由なる天地といふを得ず、さしも旺盛を誇つた木曜島の採貝漁業も、當年の面影を止むるに由ない次第であるが、しかし、さればといつて、この

時勢に、一々さういふことに拘泥してゐる必要はない。新しい考案と勇氣とをもつて、押して行く方法は、南洋全體いくらでもある。

それで、現在南洋各地に在留する邦人はどの位かといふに、昭和十三年十月現在の外務省調査によれば、

蘭領東印度	六、四九	英領馬來	五、九〇八
比律賓	三、七六	タイ國	五、三三
佛領印度支那	三、三四	ビルマ	四、六四
英領北ボルネオ	一、四九四	濠洲	一、八六六

(サラワクヲ含ム) (新西蘭・大洋洲諸島ヲ含ム)

これらに在留邦人の當該地に於ける活動狀況に就ては、それ／＼その關係章に於て詳説するであらう。

第二章 氣候、人口、土着民

第一節 氣象及び氣候

南洋と云へば、直ちに赤道を思ひ、酷熱の世界を想像する。無論その大部分が熱帯であり、濠洲の南半がこれに屬せぬといふだけだから、相當暑いことは云ふ迄もない。時期によつては、酷熱に加へて雨がなく、土地が乾燥してしまつて、草木も乏しいやうな情景を見せるところもある。

しかし、幾つかのさういふ特別な地方を除いては、決して想像程ではない。山間、清涼な避暑地などに行くと、却つて「常夏の國」といふやうな暑苦しい言葉が邪魔になる位である。比律賓のバ

ギオだとか、佛領印度支那のダラ、馬來半島のカメロン、スマトラではブラスタギやタケゴン湖畔、爪哇のトサリやガルー等々、さういつたところは、單に清涼の氣が溢るゝといふだけでなく、その上眺望もまた極めて良い。地勢上、火山の多いことを特色としてゐるだけに、隨所に見事な風景を展開すること、なほ火山國日本に於けるが如くである。

だが、さればといつて、さういふよいところだけを強調するのではない。先づ馬來群島の氣候に

ついで概説を試みる。蘭領各地、比律賓、北ボルネオ、蘭領チモールがこれに属することは、改めて説くを要しない。これらの地方はどこへ行つても季節的變化がなく、年平均気温二十六度乃至二十七度であつて、最高三十五度に上り、最低二十一度を下らない。

而して赤道直下の各地は、勿論赤道無風帯で定風がなく、雨量の季節的變化も殆んどない。しかし赤道を南北に遠ざかるに従つて、季節風の現象が著しく、これに伴つて雨季、乾季の別を生ずる。即ち北半球の冬十二月、一月、二月頃は、太陽が南半球上にあり、また濠洲大陸が熱せられて、氣壓が下降するので、北半球の北東貿易風が赤道以南に發展して北西風となる。赤道以北ではこの時北東風である。またこの時、赤道以南では

雨季であり、赤道以北でも、蘭領北ボルネオや、比律賓の東岸の如く、北東風に面する地方は雨期であるが、これを除いては概して乾季である。

而して四月には、太陽が北半球に移るから、南東貿易風が赤道以北に發展して、南西風となる。この時、赤道以南では南東風であり、また赤道以北が雨期となるに對して、赤道以南は乾期となる。赤道以南でも、爪哇、南部スマトラ、セレベスなどでは、四月は季節の變り目で雷雨があり、五月から東南風が強くなり、七月、八月に至つて最も乾燥する。十一月になると、また季節の變り目で、風位一定せず、十二月には北西風となつて雨が降り出す。しかも毎日午後から夜にかけて豪雨である。

比律賓東岸地方では、十二月、一月、二月頃で

も、雨が多いこと、前に記した通りであるが、五月から南西風の時になると、西岸地方に雨が多くなり、殊に七月から九月までは颱風季節で、東方太平洋上から襲來する濃厚な低氣壓が、特に北半に属する各地を通過し、豪雨がこれに伴ふ。場所によつては、一ヶ月間に一千耗以上の雨量を見ることが少くない。しかもこの颱風は、比律賓を除いては、馬來群島には殆んどこれを見ない。

次にアジア大陸に續く諸地方であるが、先づ佛領印度支那は殆ど全部が熱帯季節風帯に属し、一年は乾季と雨季とに二分し得る。トンキン地方では夏に雨季があり、冬はなほ可なり寒く、雨は非常に少ないが、ソンコイ河の三角洲地方では、一月末頃の最寒期に霧と微雨とを伴ふ時期がある。このために乾季は一時中斷されるのであるが、安南

の南半部から、南の海岸地方では、東南季節風の風蔭になるので、夏季は乾燥し、七、八の兩月は一年中で最も雨が少い。従つて、降雨の大部分は冬季の北東季節風によつて齎され、十一月から五月の間が雨季となる。メコン河流域地方では乾季と雨季の區別が明瞭で、前者は十一月から四月、後者は五月から十月の間がこれに當る。

またタイ國にあつては、五月から十月までが雨季で、その初期は雨量も比較的少いが、七月以後漸次増加し、九月は雨の最も多い月である。しかし日本の梅雨のやうに連日、しかも晝夜の別なく降るのではなくて、三十分乃至二時間位に亙る壯快なる驟雨が、一日一回乃至數回襲來する。地上の萬物、みな苦熱に喘いでゐる最中に、文字通り盆を覆すやうな大雨が沛然として殺到し、眼を射

るやうな電光と、つん裂くやうな雷鳴を伴ふことが屢々で、實に痛快を極める。十一月から乾季に入り、殊に十二月から三月までは降雨が稀れである。しかも天氣は常に晴朗で、二月下旬までは氣温も高からず、一年中の最好季節である。

馬來半島では、他の熱帶地方に於けるが如く高温度を見ざる點で、恵まれてゐる。一體こゝは、氣象學上、印度地方の一部に屬してゐて、一年を北東季節風（十一月より三月迄）南西季節風（五月より九月迄）の二期に分けるのであるが、しかし雨の關係では印度地方と丁度反對で、大洋の水が東部及び北部にあり、南西にスマトラの山脈を控へてゐるから、北東季節風には濕氣を齎し、南西季節風には乾燥する。

來半島に於ける一特色である。年平均雨量は二、四五〇耗である。半島の東部及び南部は、北東季節風の影響が顯著であつて、半島の脊椎をなす山脈は、降雨量に多大の影響を及ぼし、半島の西側は、東側より概して雨が少く、中央山脈に接近するに従つて雨量を増す。

次は濠洲であるが、濠洲は、大部分熱帶又は亞熱帶的氣候で、北部では年平均二十六度に達する。ことに海岸の出入に乏しいため、海洋の影響が内地に及ばず、従つて内地は頗る大陸的で、一日中に攝氏で五十度以上の變化を見せる。濠洲の内部の大部分は沙漠又は半沙漠的であり、海岸に近く山脈が走つてゐるが、これはまた南東貿易風を妨げる役目を果し、濕氣を含んだ海風が深く内地に雨を齎すことがない。それで、海岸地帯では

一年間一千二百耗を超える雨量があるのに、山脈を越えれば二百五十耗以下である。そのため内地

では屢々旱魃に襲はれる。

第二節 各地の面積及び人口

各地の面積と人口とに就ては、最初に一覽表を作つて見るのが便利である。即ち、

地名	面積 (平方千)	人口 (千人)	密度 (人/平方千)
タイ	58	14,975	259.1
比律賓	28	13,685	488.3
蘭領印度	1,904	67,400	353.9
佛領印度支那	740	23,300	314.8
ピルマ	605	15,797	261.1
英領馬來	186	5,253	282.4
英領北ボルネオ	6	299	49.8
濠洲	7,704	6,930	89.9
新西蘭	268	1,644	6.1

かういふ數字を見ると、南洋の大きさといふものが、今さら乍ら身に沁みるのである。これに對して日本は、

内地	面積 (平方千)	人口 (萬人)
朝鮮	222,555	6,925
日本	377,960	33
南洋	35,974	2,290
臺灣	35,974	521

(昭和十年國勢調査)

である。以下南洋各地に就て順次その人口の内容

及び當該地に於ける分布状況を見る。
蘭領印度——世界最大の群島である蘭領印度はこれを更に次の四群島に分け、行政上は爪哇、マヅラ以外を外領と稱する。これは人口密度、民族および經濟的意義の異なる點を根據としたものである。

一、大スンダ群島——爪哇、スマトラ、ボルネオ、(西北部は英領に屬す) セレベス

二、小スンダ群島——バリ、ロムボック、スンバワ、フロレス、スンバ、チモール(東北半は葡領に屬す) サブ、ロテイ
三、モルツケン群島——ハルマヘラ、バヤチヤン、オビラ、プー、セラム、アムボン、スーラ、バンダ
四、ニューギニア及び屬領——ニューギニア(西半) アル、ミソール、ワイゲオ、サラワティ

而して各地の保有人口は、(一九三〇年調査)

地方別	面積	總人口	歐洲人	土着人	支那人	其他の東洋人
爪哇	一六、七〇二・七	三九、七五五、九〇三	一、九、五二〇	三、九三六、六二四	五七七、三九九	四九、五五九
マヅラ	五、四七一・四	一、九六二、四六二	一、〇五一	一、九五三、六六九	五、〇三三	二、七二〇
スマトラ	四七三、六〇五・九	八、三五四、八四三	二八、四九六	七、七四五、二二七	四四八、五五三	三三、五六八
ボルネオ	五三九、四六〇・〇	二、一六八、六六一	五、六三九	二、〇一七、〇七二	一三四、二八七	一一、六六三
大東州	七五九、一〇五・七	八、五八五、三六五	一三、七二二	八、四八四、六七五	六七、九四四	一九、〇三三
内セレベス	一〇〇、四五六・八	三、〇九三、二五一	四、五三七	三、〇六三、二二七	二二、三八〇	四、一一七
其他	六五八、六四八・八	五、四九二、二一四	九、一七四	五、四三二、四五八	四六、五六四	一四、九一八
合計	一、九〇四、三四五・七	六〇、七二七、二三三	二四〇、四七	五九、一三九、二六九	一、三三三、二二四	一一五、五三三

(Indisch Verslag, 1938. による)

日本人は歐洲人中に含まれ、爪哇及びマヅラに三、九三四、スマトラ一、一四〇、ボルネオ五三三、セレベス五八八、其他二九〇で合計六、四八五人である。
爪哇の人口は非常に稠密であり、平方糎三一・五・六人に相當するが、外領に於ける人口密度はスマトラ一七人、ボルネオ四人、セレベス二二

人、小スンダ諸島が四六人、モルツカス諸島及びニューギニアに至つては平均密度二人に満たぬ有様である。
英領馬來——一九三八年の調査に據る英領馬來の人口及び人種別を、政治區分による面積に從つて記せば次の如し。

地域別	面積	總人口	歐洲人	馬來人	支那人	其他の東洋人
海峽植民地	三、五二三	一、三三七、八五四	三〇、五七六	三〇三、四三二	八六一、九四〇	一六一、九一五
馬來聯邦州	七二、三三七	二、一〇三、七二九	一三、五九四	六八七、四九五	九二、七〇一	四八〇、九三九
馬來非聯邦州	六二、九三五	一、八一七、二八三	二、三四九	一、二二九、九五二	四三六、六〇三	一五八、三六〇
合計	一三七、七七六	五、二七六、八六六	四六、五二二	二、二〇、八六七	一、三三〇、二四四	八〇一、二三四

日本人は歐洲人中に含まれ、一九三七年の我外務省の調査に據ると七、〇三〇人である。
比律賓——一九三八年現在比律賓各地の人口左

島名	面積(平方糎)	人口	平均密度
ルソン島	一〇五、七〇八	七、五六八、五三三	七〇・六
ミンダナオ島	九五、五六七	一、九八〇、五六〇	二〇・七

ネグロス島	一三、六九	一、三三〇、〇四五	九六・一
バナイ島	一一、五三〇	一、三四五、二五七	二六・八
その他諸島	七〇、七六〇	三、八六九、八五二	五四・七
合計	二九六、二九四	一五、九六四、二四七	五三・九

タイ國人 一〇、四九三、三〇四
 支那人 四四五、二七四
 歐洲人 一、九三〇
 その他の東洋人 五五五、七九

次にこれを人種別に見ると、土着人一〇、二四九、一六一人、歐洲人一九、九三一人、支那人四四、一三九人、其他東洋人九七九人である。また昭和十二年現在の調査による在島日本人数はルソン島に六、五八二、ミンダナオ島に一五、七一一である。

タイ國——一九二九年のタイ國國勢調査によると、同年同國の全人口は、一千百五十萬六千人であつた。その内譯は

となつてゐる。同年に於ける在留日本人は、其の他の東洋人に加算されてゐる譯であるが、一九三七年（昭和十二年）十月現在、我が外務省調査による同國在留邦人数は、五百二十一人であつた。
佛領印度支那——一九三六年の調査によると、佛印各州別人口と、人種別數字とは左の通りであり、この内、在留日本人は歐洲人中に含まれ、安南に三十四人、カンボヂャに一人、交趾支那八十二人、トンキン百二十四人、合計二百四十一人である。

地方別	面積	總人口	歐洲人	土着人	支那人
安南	一四七、〇〇〇	五、六五六、〇〇〇	四、九七六	五、六四〇、三三八	一〇、六五〇
カンボヂャ	一八一、〇〇〇	三、〇四六、〇〇〇	二、二六五	二、九三五、八六七	一〇五、七〇〇

交趾支那	ラオス	トンキン	合計	歐洲人	土着人	支那人
六四、七〇〇	三三、四〇〇	一一五、七〇〇	七三九、八〇〇	一五、四四九	四、四二八、四四五	一七〇、七〇〇
四、六六、〇〇〇	一、〇一一、〇〇〇	八、七〇〇、〇〇〇	二三、〇一〇、〇〇〇	五三八	一、〇〇七、三三〇	三、一〇〇
一、〇二二	八、六四四、九〇五	四三、二五二	三三、六五六、八九五	一九、〇三三	八、六四四、九〇五	三五、五五〇
一、七〇、七〇〇	三、一〇〇	三五、五五〇	三五、八〇〇	三、六五六、八九五	三、六五六、八九五	三五、八〇〇

ビルマ——ビルマの人口は上掲一九三九年國際

八五となつてゐる。

聯盟統計書に依れば約一千七百五十九萬人、人口密度は二十六人である。住民は大部分ビルマ人であるが、其の外に印度人、支那人も相當數に上る。日本人は昭和十二年十月一日現在（外務省調査）五百二十八人である。

サラワク王國——一九三五年サラワク行政年表の推定調査に據ると四四二、九〇〇人である。日本人の在留數は一九三七年我外務省調査に依れば前項の北ボルネオを合し九二七人である。

英領北ボルネオ——北ボルネオの人口調査は甚だ不完全で信ずるに足るものは一九三一年に行はれた國勢調査に據る外はない。大體に二七〇、二二三の人口でその人種別は土着人二一六、七六八、歐洲人五九八、支那人四七、九七二、其他四、八

ブルネイ——一九三一年國勢調査に據れば、三〇、一三五人で、この中馬來人二六、九七二人、支那人二、六八三人である。

葡領チモール——未だ戶籍法が完備せぬために、正確なる統計を公表し得ず、一九三三年の調査に依れば大體に七七、四九九戸、四三九、九八

八五となつてゐる。

四人であると云はれてゐる。この人種別として大略歐洲人二千人、支那人二千人、アフリカ人三百人、印度人百人で其他が土人である。

ニューカレドニア——一九三六年七月一日調査に依る總人口は五三、二四五人で、土着人たるメ

ラネシア人及ポリネシア人は二八、八〇〇人、爪哇人四、五一〇人、東京人二、三五六人が主なるものである。其他英、佛人が多少居るが佛本國からの移民は極めて少い。邦人は一九三八年（外務省調査）一、一四三人を數へる。

第三節 土 着 民

南洋各地の土着民は、蒙古族が太古に於ける後印度、即ち現在の交趾支那、柬埔寨及び安南地方を経て漸次南下し、北臺灣より南ニュージールランドまで、東イースターより西マダガスカルに至るまでの諸島に棲息するに至つたものであると云はれてゐる。しかし、ニューギニアのバブアや比律賓のネグリート族は多少は例外がある。がとも角

この移住民族が一族若くは一群相率ゐて、互に隔離せる結果各々異なる發達を遂げたのであるが、しかもその差異の大なるにも拘らず、現在尙各土語の間に相似の點を認むべきは、當初一系より出でたること明白にして、且つ、往時同一の言語を操りたるを立證するものである、これは言語學上又民族學上説かれてゐる。

然し往古はさておき、現下の南洋民族は、その大部分が白人の侵略に遭つての被征服者の立場におかれてゐることは、改めて説くまでもないのである。

比律賓——人種學的分類に見る比律賓は、實に四三種六二の民族（或は五七族）と唱へられ、正に人種展覽會的境地の感がある。この地方を最初に占據したのはネグリート族であると推定され、其の後馬來人系のイゴロット族が移住して來てネグリートを山岳地帯へ驅逐し、海岸の平野を占めたところが其の後、イゴロット族は更にタカログ族及び馬來人の侵入に遭つて、自らもネグリート族の跡を追つて山中へ退き新來の馬來族が海岸の沃土を占めるに至つた。

後世、回教が馬來半島や爪哇一帯に宣傳普及さ

れるやうになつて、回教馬來人たる現在のモロコ人が南方より渡來し、ミンダナオに據り、北上してビサヤ諸島からルソンへ迫り、一時はマニラをも占有したのであるが、偶々スペイン人の來寇のため南方へ追はれてミンダナオ及びスールーに定住するやうになつた。

人類學上では黒色人種と褐色人種とに分類され、ネグリートは黒色人種で、爾餘は悉く褐色人種である。

比律賓住民は宗教文化の別に從へば基督教徒族と非基督教徒族に二分することが出来る。基督教徒族は、普通比律賓人と呼ばれる種族で、全人口の八分の七を占め、最も先進的思想の發達した六種族から成つてゐる。

タカログ族——マニラ市を中心に南ルソンの一部

ビサヤ族——ビサヤ諸島及び北ミンダナオ地方
 イロカノ族——北部ルソン西部地方
 ビニール族——ルソン南東半島及び附近諸島
 パンパンガ族——ルソン中央部パンパンガ地方
 パンガシナン族——ルソン中央部パンガシナン地方

人口數ではビサヤ族が遙かに他の種族を凌駕してゐるが、政治的、社會的勢力ではタガログとビサヤは相伯仲してゐる。現に獨立準備政府初代大統領ケソン氏、及び比律賓最初の共和大統領であつたアギナルド將軍は共にタガログ族であり、副大統領オスメニヤ氏はビサヤ族の出身である。比律賓獨立運動の指導者達がこの基督教徒の各種族から輩出してゐることは地理的關係が優良人種を生んだとも謂ひ得るのである。

非基督教徒族は一九一八年國勢調査でその數九

十三萬三千人と擧げられてゐる。モロー人を除いては多く基督教徒の迫害に遭つて山岳地帯へ隠遁したために、文化程度も極めて低い。之等はネグリート、モロー、イゴロットの三種族に分け、またイゴロット族をさらにイフガオ、カリンガ、ポントック、ナバロイ、カンカナイの五支族としてゐる。この他にもルソン山岳隔地にイロンゴット、チンモアン、マノボ、バコボ、ブキドノン等が棲息してゐるし、ミンダナオにもマンギヤン、タグヌアの未開民族が原始生活をしてゐる。

蘭領印度——ニューギニアの土着人（メラネシヤ系）を除いた蘭印土着民は凡て原始馬來人たるインドネシア系に屬しその種類は五十種以上に上る。之等は太古亞細亞大陸南部地方より蘭印諸島の先住民を驅逐し或は混婚を以て移住を遂げたも

のである。爪哇族が最も文化の高い種族で、彼等の特異の社會文化機構裡に外來思想を巧みに咀嚼して建設したものであるが、其他の民族としてこれに續くものはスندا、マヅラ、バリ、スマトラ馬來、アチエー、ブギス、マカッサの各族で、その程度も概して區々である。蘭印土着民の概要を列記すれば、

- 爪哇族 爪哇中部及び東部
- スندا族 爪哇西部
- マヅラ族 マヅラ島及び爪哇東部
- バリ族 バリ、ロンボック諸島
- アチエー族 スマトラ島アチエー州
- ガヨ族 同島北端アチエー州中部山中
- アラス族 同
- バタク族 五種に分つ、スマトラ島タバネリ州及び東海岸州の山地

- ミナンカバウ馬來族 スマトラ西海岸州
- 南スマトラ馬來族 同島バレムバン、ベンクレーン、サヤムビ、ラムホンの諸州
- ダイヤク族 二種に分つ、ホルネオ島奥地一帯
- マカッサ族 セレベス島南半島の南部
- ブギス族 同島西部及ホルネオ島東部沿岸地帯
- トラヤヤ族 三種に分つ、セレベス島中部
- ミナハサ族 同島北部
- アムホン族 アムホイナ島及び其の近海諸島（モルケン群島にはアムホン族の外に十九種の種族がある）
- バプア族 ニューギニア島北部
- カヤカヤ族 同島南部

佛領印度支那——土着人は極めて多様の種族の混成であつて、その主なるもの特徴を擧げてみると先づ安南人、之は印度支那總人口の七割以上の一、六六〇萬人を占め政治上にも産業上にも重

要な位置にある。居住地域は東京、安南、交趾支那を主とし、東埔寨、老樾等にも及んでゐる。人種的にはモンゴリア系に属してゐるが、大體タイ族、インドネシア、支那人との混血から一特色が生れたのである。

東埔寨人、所謂クメール族は印度人と東埔寨の土着人との混血種族で、安南人に次ぐ人口的勢力を扶植し二百九十萬人である。インドネシア族は支那國境から交趾支那、東埔寨に至る山脈及び高原地帯に住む半未開種族であるが、人口は第三位の百萬人である。タイ族 この種族の代表ともいふのはスエントラン上流、メコン河の溪谷地方に占居する老樾人である、タイ族は種別多く、且つその分布も廣い。故に支族關係を含めると人口も百四十萬以上になる。インドネシア系のチャム

族は、曾て安南、交趾支那等一帶に林邑或は占城といふ強國を建設したが、現在では安南のフアンラン地方、東埔寨東南部に散在してゐるに過ぎない。ムオン族は東京及び北部安南の山岳地帯の低地に居住するモンゴリア系の種族で安南人に酷似してゐる。ヤオ族は支那人の所謂「猿」であり、幾時代かを通じ支那南部より遁入して來たもので現在では東京及び老樾の高原地方に居住してゐる。メオ族は苗族と書かれてゐる。東京の高原地方、ヤオ族より遙か標高の高い山地に住む種族である。ミンフォン族は支那人と安南人との混血種で、何れかといへば安南人に準すべきものとされてゐる。

英領北ボルネオ——ボルネオ島の原住民は人種學上種々問題となつてゐるが、一般的には土着各

種族は共通的血統から出たものとされてゐる。現在に見るが如き言語及び風俗上の相異點は、全土が密林に覆はれ、交通が發達せぬため、何れも原始的獨立生活が營まれた結果であるといはれる。總人口の七一%が土着人で、ズスン、ムルット、バジャウが主要種族とされ、就中ズスン族が最も多く半數を占めてゐる。多くは回教に歸依したが、このズスンとムルットののみは原始思想を固持し異教徒扱ひされてゐる。

- ズスン族 蘭領サラワクに近きムルット人の居住地域以外の内陸の各地
- バジャウ族 海岸地帯並に北東岸の島嶼
- ムルット族 蘭領及びサラワクに近き地方並に内陸地方の丘陵一帯
- イラメン族 北西岸の一部
- ブルネイ族 セセルトン以南の海岸

オラン・スンガイ族 キナバタンガン河及び其の他の流域

- ケダヤン族 ホーフオートの南海岸
- ピサヤ族 バダス河の下流
- スミルー族 サンダカン其他北部の海岸
- ティドウン族 タラオ、シリムボボン附近

サラワク——往時より移住民が多かつたので、種族的には非常に複雑であるが、土着人として尤なるは馬來族である。彼らは最も進取的な素質を有し、政廳官吏にさへ拔擢されてゐる者がある。この馬來族に次いで主なるはライドガイヤ、シーダイヤ、メラナウ、ケンヤー及カヤン等で、この内メラナウ族を除いては、何れも長屋式家屋に集團的生活を營み、多くは六〇〇人位の多數を擁し、時としては一聯の長屋より成る部落は總員二五〇〇に達することもある。

ブルネイ——總人口の七五%が馬來族であることは、英國の植民地として、馬來半島との關係を如實に物語るものである。

ビルマ——ビルマ住民を總稱して「バーマン」といつてゐるが、人種的に見るとビルマ族が九百萬人の多數を占め、他に比し遙かに開化進歩してゐる。主に平原地帯のイラワヂ河とサルウィン河に挾まれた中央部から南部にかけて分布してゐる。シャン族はシャン聯合州に住み約一百万人、チン族は大體にビルマ族に近く北西部のチン山地を本據とし三十一萬人、カレン族がタイ國の西邊からビルマのカレン山地及び大三角洲の一部にかけて一百万人、アラカン族はアラカン山脈地方に三十四萬人、またタライン族は南東部の地方に三十二萬人、その他カチン族二十四萬等で土着人百

四十三萬人となつてゐる。

英領馬來——馬來半島は元來が移住地であつた關係上、爪哇、ボルネオ、スマトラの近接地域から渡來したものが多く、之も雜多な人種を見るのであるが、しかし原住民としてネグリート、サカイ、ジャクンの三種族と移住人の馬來人に大別するのが妥當である。

ネグリート族 馬來半島最古の種族で、ケダ及び上メラ地方ではスマン族、またケランタン州ではバンガン族と稱されてゐる。今日ではメラ州北部、ケダ及びケランタン州の各一部及びバンハン州の西北部に分布し、又トレンガ州にも少數在住する。
サカイ族 主としてケランタン及びバンハン州境メラの高地に居住する。上メラの高地にはネグリートとの混血が多い。

ジャクン族 半島南部殊にジョホール州に多く、又ネグリ・スミピラン及びスランゴール州の西部及び東部バンハン州にはサカイ族との混血が多い。

馬來族 馬來族の發祥地はスマトラ島パレンバン及びメナンカバウといはれ、そこより馬來半島及び馬來群島へ移住蔓延したものと説かれてゐるが、この馬來人が商業界に最も地盤を築き得たのはこの馬來半島であるほど、彼等の進出は目醒しいものがあり政府吏員始め各方面に進出してゐる。

濠洲——濠洲の住民は殆んど全部が英國の國籍を有し、外國籍の者は六萬人位で、全人口の一%にも及ばない。然し英國籍の者と雖も、英國人以外の歸化人が幾分かは交つてゐる。元來、濠洲の先住民といふものは極めて尠く、混血兒を入れ

ても七七、〇〇〇人に過ぎない。これ等の土人の大部分は北部の熱帯地方に於ける「土人保留地域」に收容されてをり、都會では絶対に土人は見られない。

濠洲の所謂「白濠主義」とは有色人種の入國を拒み、濠洲労働者の生活水準を維持するため、白人移民を嚴重に制限せんとするもので、現行の移民法に於ては白人と雖も永住許可さるゝ者は、現在濠洲労働者に影響を及ぼすことなき者に限定してゐる。従つて白濠主義は人種的偏見を表示し、現在優越せる生活を營んでゐる少數者が、その特權を永久に保持せんとするの利己主義に囚はれてゐるものと觀察される。

濠洲土人は人種進化の中心を最も遠く離れてゐるために、現に生活様式が舊石器時代相を帯び、

極めて原始的である。故に逐年人口は減少の傾向にある。土人の體質的特徴として、皮膚は濃いチヨコレート色で、身長平均一・六七メートル、毛髪は縮毛、或は波状毛、頭形は狭長な狭頭で、鼻は扁廣にして鼻梁凹み、鼻根深く且つ薄い。唇は厚く凸出してゐる。性状に於ては忍耐力に富み氣質は輕快、知識程度は一般に低い、彼等は複雑な社會慣習を持ち神話などは甚だ豊富である。

土語は殆んど同一で、近隣民族と連絡がないから單一な語族であり、ために身振言語が發達してゐる。彼等は代表的な狩獵民族であるから、家畜飼養の觀念がなく、唯一の家畜ジンゴ（一種の犬）さへも半ば野生である。果實の採取及び野生植物の根の採掘は婦人の重な仕事となつてゐる。飲酒は知らず、ピッソの葉を咬む嗜好的習慣は廣

く行はれてゐる。家屋としては、自然の岩壁の下に住み、或は葉のついた枝を利用して半圓形又は半卵形の小屋を造る程度で屋根は極めて低い。

第三章 歴史と文化

第一節 南洋植民史概観

南洋の近世史は、結局これをめぐる葡、西、英、佛、獨、米各國の領土擴張の歴史であり、またこれら各國の勢力消長變遷そのものである。ただこの間にあつて、古來儼然獨立國の面目を維持するタイ國の如きは、單に南洋に於ける唯一の獨立國といふのみでなく、早く一六〇〇年代、日本民族雄飛の地として、光彩の陸離たる場面を見せたこともあり、その後英佛のために領土の割讓を強ひられ乍ら、なほ純乎たる東洋民族の天地として、今日あるを得るところに、感銘の深きものが

ある。同國の歴史に就いては、別章政治關係の記述に於てその近世史の概説を試みるに止め、ここでは大體前記各國の南洋侵入と、侵入以後の勢力消長の跡を見ることにする。

先づ最初、これに登場したのが、葡、西兩國である。數隻のポルトガルの軍艦が、初めてスマトラの沖合に姿を現したのが一五〇九年で、爾後引續き同國探險隊の活躍を見、一五二一年、スペインのマゼランが登場する頃までには、もう既に南洋諸島の大部分を探檢してしまつてゐた。ポルト

ガルはかくして、貿易上の根拠をタルナテに置き、遠く誼を交趾支那方面に通じ、定期の貿易を営んでゐたことである。

マゼランは一五二一年比律賓を發見して、間もなくその地に斃れたのであるが、その一黨がタルナテ附近のチドレ島に著き、こゝを根拠地として活動を開始したので、忽ちポルトガル勢力と對抗し、兩者和議の結果、スペインは比律賓のみを領有して満足することにした。

一五九六年、初めて蘭船がスマトラに着いた。數年後の一六〇二年、和蘭東印度會社が設立され、最初の總督ピーター・ポートが一隊の移民を率ゐて爪哇島にやつて來たが、島内の紛擾のために上陸出來ず、アムボイナ島に移つて、こゝにその本部を置いた。當時同島は無論ポルトガル人の

勢力範圍であつたが、和蘭總督の一隊は忽ちこれを驅逐してしまつたのである。

和蘭は十年後、その本部を爪哇バタビアに移し、これを蘭領印度の首府と定めた。當時バタビアは英國人の勢力範圍に屬し、和蘭がこれを占領するに就ては、勿論その英國人を驅逐するを要した。新興和蘭は誠に隆々たる勢を見せてゐたのである。英國は一六〇〇年、矢張り東印度會社を設立して、南洋群島進出の計畫を持してゐたので、和蘭のやるところとは、事毎に衝突するといふ有様であつた。しかも容易に和蘭に敵せず、第十七世紀末になると、意を南洋地方から斷ち、専ら印度の經營に力を入れた。

和蘭はこれより益々勢力範圍を擴大し、チモール島以外のポルトガル人は、順次この和蘭によつ

て驅逐されてしまつた。その後一七九八年、オランダに革命あり、國王は英國に逃れてしまつた。即ち英國はこの敗殘の國王を援けて、その新たに生れた政府との間に戦端を開き、進んで東印度諸島を攻略した。しかもやがて和議調ひ、英國は錫蘭を除いて全部和蘭に還附した。また、これより先、和蘭新政府は、革命成就と同時に、東印度會社に解散を命じ、その有するものを舉げて政府の手に收めた。

だが間もなく、和蘭はフランスに併合され、東印度またこれに従つたことであるが、英國は再びこれを奪取し、一八一四年の維納會議によつて、またこれが和蘭の領有に歸した。一八二四年、英蘭兩國の間に倫敦協定の成立を見、英國はこれによつて、馬拉加及び新嘉坡等に於ける主權を確保

したことであるが、この協定は同時に、將來英國は群島に侵入せざること、和蘭は大陸に入らざることとを約した。

これより先、英國は一七八六年、ケダーより彼南を割讓され、次で一七九五年馬拉加を領有し、一八〇〇年、矢張りケダーよりウエルズレイを割讓され、續いて一八一九年には、有名なサー・スタムフォード・ラッフルスが、僅々六萬弗で、ジョホール王から新嘉坡を買收した。即ち倫敦協定は、これら各地に於ける英國の支配權を確認したのであつて、一八六七年これを海峽植民地と稱するに至つた。新嘉坡領有後間もなく、これらの地方の首府を同地に置いたのであるが、その後スエズ運河の開鑿となり、同地は世界交通の要衝を占めて、漸く隆々たる發展を見せた。またその間、

英國は一八七四年より僅々十餘年の間に馬來半島に於ける諸土侯領を保護領とし、一八九五年これに聯邦政治を布き、これに加はらざる半島の他の地も順次その保護下に置き、一方舊シャム國を脅かしては、支配領土の擴大に努めた。

ボルネオは初めポルトガル人の勢力下にあつたこと、和蘭人登場以前に於ける他の南洋各地と同様であるが、一六四一年、矢張り和蘭人のために、この地を失つてしまつた。しかし英國もまた早くからこれに垂涎した。一七七三年、遂にその東印度會社は、北ボルネオの北端に接するパランパンガン島に支社を置き、北ボルネオに於ける英國の基礎を作つた。その後、一八八二年に北ボルネオ會社を設立し、六年後の一八八八年北ボルネオを保護領として、内政上の權限を擧げて同會社

に附與した。

これより先き、一八三五年英人ジェームス・ブルークがサラワクに來り、内亂鎮壓を依頼され、一八四〇年遂にこれを平定してラジャとなり、次で總督となり、爾後彼の經營によりて、サラワクの名は漸く擧つた。一八四六年ブルークはその宗主國アルネイを襲つてこれが宗主權を脱し獨立建國の宿志を遂げた。アルネイは、北部ボルネオ中、最も早く外部に名を知られた國で、北部ボルネオ一帯は勿論、その勢力、比律賓地方にまで及んだ大國であつたが、歐人侵入以來國勢振はず、遂にブルークのためにサラワクの獨立を認めざるを得ざるに至り、その後更に英國の勢力のために瘦せ細り、一八八八年、サラワクと共に英國の保護領となつた。

フランスの勢力が、印度支那半島に入つて來たのは、一七六六年、ピニョー・ド・ベエーヌ僧正の渡來を以て嚆矢とする。同僧正の經綸は、よくこの半島に於けるフランスの足場を築いたことであるが、爾後フランスは機會を得ては事を構へ、領土侵略に専念した。即ち一七八七年、安南國の内亂に乗じて遠征軍を送り、ツーラヌ港及び其の他を讓與させたのを最初とし、一八六二年には交趾支那三州及びブーロ、コンドール島を奪ひ、翌一八六三年には東埔寨を保護國とし、一八六七年には交趾支那全部を掌中に收めた。また一八八四年には東京、安南を保護國とし、一八九三年には老撾を保護下に收めた。

次にビルマであるが、ビルマは第十六世紀初頭から第十七世紀の初めにかけて、葡、蘭人が通商

條約を結んで移住し、英國の東印度會社も國內に

商館を開設した。然るに第十七世紀の半頃、蘭人のベグ王國官吏との衝突が原因となつて、一時歐洲人は凡て放逐されたが、同世紀末再び英人の商館設置を許し、佛人も亦來住するやうになつた。十八世紀の中葉、ビルマ族のアロムブラなる英傑が一漁村から身を起し、一七五七年、遂にベグ王國を倒してビルマ新王國を建設した。アロムブラは出身地ヤンゴンに都市を創設し、今日のラングーンの基を開いた。ラングーンの名はヤンゴンの轉化である。

アロムブラの歿後、一八二六年第一次英緬戰爭が勃發し、遂に王國はアラカン、テナセツリムの兩地を割讓し、且つ償金一五〇〇萬比を支拂ひ、一八五二年の第二次英緬戰爭後にはベグ地方を略

取され、下部緬甸は完全に英國の掌中に歸し、更に緬甸は佛國の勢力を藉りてそれを排除せんと策したが、却つて第三次英緬戦争と化し、一八八四年遂にビルマ王國は滅亡した。

比律賓はマゼランの探檢以來、他の列強の侵入を見ずして、ずつとスペインの手中にあつたが、一八六九年スエズ運河開通以來、西歐との交通大いに開け、永年スペイン政府の壓迫と教團派僧侶の專横に苦しんでゐた土着民の間に、西歐の自由思想が浸潤し、民族的自覺の見るべきものがあるやうになり、「偶比島獨立運動の先驅者ホセリサールが同胞覺醒の一手段として著した書物が、スペイン政府及び僧侶達の忌諱に觸れ、一八九六年銃殺の刑に處せられてしまつた。これは却つてスペインに對する土着民の反感に火を點じたことにな

り、直ちにアギナルドを先鋒とする革命軍の旗擧げとなつた。比島を睨んで虎視眈々たりし米國は機乗すべしとなし突如艦隊をマニラに派遣してこれを占據した。アギナルドも初めは米海軍の好意を頼んで、強くスペイン本國軍に抵抗したが米國の意必ずしも比島民の希望の如くならず、一八九九年米西休戰條約の結果は、比島は比島民の手に落ちずして、米國の領有する處となつた。斯くて獨立の雄圖空しく爾來米國の領土として、今日に至つたのである。

前にも記したやうに、ポルトガルは曾て比律賓を除く南洋の殆んど大部分に、その勢力を及ぼしたのであるか、今日ではたゞ僅かにチモール島の東半に、その名を止めてゐるに過ぎない。この東半の領有は、一八五九年の葡蘭兩國間の協定によ

るものであるが、しかも爾後兩國間に紛擾が絶えず、一九〇四年に至つて、初めて實際的境界の決定を見たのである。

以上は従來、外南洋といはれた地方に就て、歐米勢力の侵入と、その盛衰を概觀したのであるが、更にその他の地方に就て見れば、先づ濠洲と新西蘭は、ともに一六四二年、和蘭人アベル・タスマンの發見する所。しかもその後全く顧みられず、一七七〇年ジェームス・クックの航海によつて、此は英國の領有するところとなつた。クックは、濠洲東海岸のボタニー灣を發見して、新南ウエールズと命名したのであるが、當時英國は北米十三州の獨立運動に際會して居つたので、政府も民間も、特に濠洲を重要視することになり、一七八七年、六百人の罪囚をこれに送つた。翌年シ

ドニー市を建設し、爾後毎年二千乃至三千の罪囚を送つた。

また新西蘭は、一八二五年、初めて英人の一團が移住したが、幾何もなくして去り、その後一八三五年、一時フランスが占領したが、また永續せず、英國は初めこれをニュー・サウスウエールズ州の下に統治したのであるが、一八四一年獨立の植民地とした。續いて一八七四年、英國はまたフイジー島を占領し、一八八四年ニューギニアの南方バブアを保護地とする旨を宣言した。しかもその後次第にこのバブアの領域を擴め、近接せる諸島を合せて、英國の管轄内に入れることを怠らなかつた。

當時、ドイツの植民會社はニューギニアの北岸を占領し、これをカイゼル・ウイールヘルムス・ラ

ンドと命名し、更に附近のニュー・ブリタニア、ニュー・アイルランド等を合せて大活動をしてゐたこととて、南から發展して來る英國の勢力と、當然對抗の姿勢にあつた。よつて兩國は、一八八五年の協定により、相互の活動範圍を劃定した。かくてドイツは、曩の大戦當時迄は、この地方に於て左記各地を領有してゐたのであるが、戦後、東阿弗利加、西阿弗利加の領土と共に、悉くこれを擁ぎとられてしまつた。即ち赤道以北の獨領諸

島は日本、サモア諸島は新西蘭、サモア諸島及びナウルを除く赤道以南の獨領諸島は濠洲聯邦、ナウルは英國の、それぞれ委任統治に附した。

	領有年	面積(方哩)
ウイヘルムスランド	一八八五	七〇,〇〇〇
ビスマルク列島	〃	二〇,〇〇〇
カロリン群島	一八九九	五六〇
マリアナ群島	〃	二五〇
マーシャル群島	一八八六	四,三〇〇
ソロモン群島	〃	一五〇
カマリア諸島	一八九九	一,〇〇〇

第二節 タイ及び佛印の文化

南洋に於ける原住民族は大體にアミニズム又は自然崇拜であつた。所謂原始的宗教思想の持主で、そこへ外來人の影響によつて先づ印度、土耳其、

支那から夫々の新興宗教が移入され、續いて西歐布教者により基督教が齎されたといふ順序で、各種の宗教が混然と民族文化の上に寄與したのであ

る。たゞ是等の宗教に於ても、本來の素質とは相當變化したものと成つて傳播したことは否めないのである。又その傳播地の民族思想に都合よく適合し成長したのものもある。

而して宗教上に於て最も短時日に民族的迎合を得て、歸依者を廣汎に互り求め得たのはイスラム教である。この回教徒も種族により一様に説くことを得ないにしても、南洋津々浦々まで、その信徒の姿を見るのであつて、如何にその教化力が南洋民族に適合せる素質を具備してゐたかを識ることが出来る。この點は他の宗教の遠く及ばざるものがある。

タイ國——佛教を以て國教とするタイ國では上は國王より下は庶民に至るまでよくこれを信奉してゐる。國王は親ら「法の擁護者」を以て任じ、

一九二九年の國勢調査では國民の九五・二四%が佛教信者であつた。その傳來は遠く佛滅二七〇年頃に遡るのであるが、古來他宗の迫害もなく發達し、この基礎をもつに至つた。

タイ國の半島部並に盤谷、アユター地方在住の馬來人及び印度人は回教徒又はヒンヅー教徒であり、支那人移民には祖先崇拜又は儒教を奉ずる者があるが勿論大した數ではない。また羅馬加特力教は夙に一六六〇年ごろに布教され、主に南部及び東部の安南人、支那人間に信徒を有してゐる。前世紀初葉移入された亞米利加長老教は、盤谷及び北部老樞族間に布教されてゐる。

次に言語であるが、これはタイ族が南進した頃は少數の單綴原始語を有するに過ぎず、先住モンクメール族を吸收するに及び同族語を取入れて



發達し、茲に暹羅語が發祥した。爾後佛教傳來に伴ひ、同教典の「巴梨語」及び「サンスクリット語」を主として抽象名詞、動詞を採用し、さらに第十四世紀以降、支那人渡來により、支那語を以てこれを補足し、續いて歐人による葡語、英語等の名詞を混用して今日の言語を形成し得たのである。

然しその地理的關係よりして、多數の異人種を包藏するため、現在國內に使用される言語は多岐に亘る。馬來人の馬來語、モーン人のモーン語、クメール人のクメール語等がそれであるが、無論暹羅語は最も廣範圍に使用されてをり、又公用語として嚴然たる地位を持つ。山間の土民もこれを用ひ、また商用語としては、國內異人種間にも多く使用されてゐる。

教育は一九二一年初等義務教育令發布以來、大いに面目を一新し、第一次普通教育（男女小學校四年制）、第二次普通教育（一般教育八年）大學、特殊學校（陸、海、憲兵及び警官、郵電）等それぞれ完備したものがあり、官立、公立、私立とも政府監督の下に置いてある。

タイ國は往古印度の凡ゆる部面に互つて接觸し、よくこれを攝取して一種獨特の文化を創造した。しかし文學、殊に散文では印度から渡つた神話や歴史譚が大部分を占めてゐる。勿論これらは東埔寨のクメール文化を通じて行はれたのであるが、タイ族の嗜好や思考に適するやうに新裝を凝して現はれたのである。即ち印度の有名な叙事詩ラーナーナの如きがその代表的なもので、それらを詩篇とし、又人形劇とし優人、假面芝居として發



達し、またこれに伴ふ音楽も獨特の藝術を生んでゐる。現代は華僑の増殖と共に、支那風の芝居や近代化した歌劇調の演劇なども民衆娯樂として發達してゐることは何處も同じ傾向である。

歐風醫療法がタイ國に紹介されたのは第十世紀といはれてゐるが、現在では一九三七年に醫師法制定と共に施療機關が次第に確立され、衛生行政としては、内務大臣が、醫藥委員會の援助の下に衛生局をして管掌せしめてゐる。衛生局の創設は一八九七年であつて全國に醫師總數五〇〇人があり、病院も赤十字社管轄を初め教育局、衛生局の公共病院及び個人病院等もあるが盤谷以外の地方には極めて少數である。

疾病状態は政府の法定傳染病として届出義務規定に屬するものはコレラ、ペスト、天然痘、流行性

腦脊髄膜炎、黃熱病である。

コレラは間歇的に流行し一九三七年四月の如きは三千人中二千人の死亡を出した。又ペストは東部コーラートの如きは年々發生するので全市を焼却したこともあり、毎年百名内外の罹病者がある。マラリヤは毎年四、五萬人、其他赤痢は細菌性赤痢もアミーバ赤痢もあり、デング熱も黒水熱も流行するが逐年減少の傾向を辿つてゐる。

佛領印度支那——土着人の間に行はれる宗教は極めて雑多な色彩を示してゐる。主なるものを擧げると、靈魂崇拜を基礎に置く祖先崇拜のアミニズム、次に日月星辰崇拜を以て祭事を營む天地崇拜、或は自然崇拜のナチュリズムは安南人の特徴的精神であつた。是も安南人社會に存する古き巫覡道でマジーといひ、下級社會に發達したも

のである。儒教も安南人の一般道德觀念を支配し、佛敎は柬埔寨人、老樞人の社會に重きをなす。婆羅門教は西曆第十三世紀より約二世紀に亙つて風靡したもので、現にその遺跡を見られるが、柬埔寨、老樞では儒教に相當する勢力を有してゐる。第十一世紀頃亞拉比亞人の航海貿易業者が齎した回教がチャム族間に傳へられ今日若干の遺跡さへ見られるが、然し全く婆羅門教と同化した形である。基督教は第十七世紀以來布教され、現在は佛國政府により益々勢力擴大を計られつゝあり、社會教育、衛生等に獨占的地盤を有してゐる。上述の宗教の外に一九二六年末葉に交趾支那タイニンを中心にカオ・ダイ教なる新教が發生した。これは佛・耶・道・儒各教の綜合統一運動を以て世界的宗教を標榜するもので、現に五十萬餘の信徒を

得たといふ。

言語は安南語が一般用語であつて、語詞の排列は主語、動詞、被支配格の順序に依り言語學的にはタイ語族とモン・クメール語族との中間にあるものとされ、支那語に影響する處が多い。故に古文獻は凡て漢文であつて、第十三、四世紀に安南俗字として字喃チュナムが案出された。佛國政府は加特力教宣教師の渡來以來安南語のラテン綴を用ひたのを所謂國語として公式に供し、漢字は廢止した。現在は安南語の新聞雜誌及び書籍は凡てこの國語である。

柬埔寨には獨特の文字による國語があり、又支那語に似た老樞語などより、土語に至つては多岐に分れてゐる。斯うした地方色があるために教育も正則的な方法はなく、僧侶、退職官吏に依つて

施されてゐたもので、佛國領有後漸次整備せる歐式教育法が施されるに至つたが、一般土民はその恩恵に浴してゐるものはないといふ有様で、近代教育を受ける青年は極く稀れである。

政府は土人教育策として安南語に對し羅馬字綴法を創案し、これを國語と稱し佛語教育の反面に難解なる安南文字をして佛文字に接近せしめつゝある。これは現に高等程度の學校に廣く應用されて新聞、雜誌にも利用されてゐる。教育制度は普通教育と實業教育に分ち公立、私立の別を以て大學校までの機關がある。就學兒童數を一九三四年度に見ると佛人學校では中學一、五九〇、高等小學一五〇、小學校一、三七二、官立土人初等學校は小學二二一、六四二、準備教育三六四、三九九となり、佛土人學校では小學三七、〇三八、高等

小學及び師範三、七六三中學二九三實業學校一、九九五となつてをり、この學校數は官立佛人學校四二、土人初等學校八、四九八、佛土人學校四二八、實業學校二五である。

この他に醫藥、法律、獸醫、農林、土木、美術の専門學校があり生徒五七一を收容してゐる。政府は年額一二、一七三、五七四比弗の教育費補助を行つてゐる。

衛生状態はその施設の年々整備されつゝあるため病疫は減少の傾向にあり、政府は中央病院、州立病院、各首都病院、診療所等を領内に施設しこれを監督してゐる。大體に一九三三年調査に據れば醫師八三名中歐人三三名に過ぎず、醫務従事者一、七一九名となつてゐる。疾病狀況は大衆貧困の結果から罹病者多く、殊に衛生思想の缺けてゐる

る原始民には特に多い。主なる傳染病のコレラは年中流行し罹病者は殆んど土人である。次に天然

痘、ペスト、マラリヤ等であり、また癩病、トラホーム、結核、花柳病も相當蔓延してゐる。

第三節 蘭印及び比律賓の文化

蘭領印度——紀元前後ヒンヅ人により印度より婆羅門教が東印度へ移入されて以來、爪哇を中心として、印度との交渉が始まつたのであるが、それまでは原始的なアミニズムであつた。佛教が齎されたのは婆羅門教の後であつて、同教が移入されると、婆羅門教はその地位を奪はれ、所謂一〇〇——一四〇〇年迄の佛教黄金時代を展開した。有名な伽藍ポルドールは當時の隆盛を物語る有力な證據である。回教が侵入して來たのは一三〇〇年頃からで、最初は北部スマトラより次第

に爪哇へ移り、第十五世紀には亞刺比亞人によつて東爪哇グレイ地方に齎された。こゝに印度宗教を征服して回教世界を現出し、現在は蘭印住民の九割以上がこれに歸依してゐる。今日なほバリ、ロンボック島には、爪哇を追はれた婆羅門教徒がある外に、山岳地帯には原始宗教民族の殘存を見る。

また基督教の入つたのは一四九八年葡萄牙が羈を握つた當時であり、最初羅馬舊教がモルツケン群島を根據として、セレベス、ボルネオ、スマト

ラ方面より爪哇へ及んだのであるが、教化力は到底回教に及ぶべくもない。一九三四年のローマンカトリック教徒約四二萬人、新教徒約七五萬人となつてゐる。

言語は一般的に通用するのは馬來語であり、官吏及び土民の教養ある者は和蘭語を使用する。政府の布達は凡て和蘭語を主とし必要に応じて馬來語及び支那語或は地方的にその土語に譯して用ひる。蘭印土民語は約三〇〇種を數へるが、其の主要なるは馬來ポリネシア語(所屬語二一を算す)北部ハルマヘラの特種語及びバプア語である。その他の大部分は種族名と同一の語名を附して居り、爪哇に於ては馬來語を一般的とし、爪哇語、スンダ語、マゾラ語が使用されてゐる。

教育機關は初等教育も極めて自由で、義務教育

ではない。一般土民に歐式及び土人式教育を施し蘭語と土語に據る。大別すると初等教育、ミユロ教育、中等普通教育となし、實業及び師範教育機關としては工業教育、教員養成、商業教育、農林牧畜業教育、行政官吏養成、醫學教育、女子職業教育、商業教育等で歐式學校であるが、次に土人式學校は土語を以てし普通教育、初等教育、工業教育、教員養成、農業、醫學(看護婦養成)海員、女子職業等に分けてゐる。この教育行政は教育部の管掌により諮問機關を有し夫々の委員會に於て行はれてゐるが、土民教育に對しては、未だ不徹底なるを免れざる有様である。

蘭印の土民は他の民族に比して特異なる趣味性、嗜好性といふものがある。わけでも爪哇は古來先進宗教文化の移入に薰陶を受けて、思想的に

異常な發達を遂げてゐた結果、吾々をしてその生活様式の中に、色々と興味の盡きないものを發見させる。

音樂に伴ふ樂器、舞踊と衣裳、脚本、人形劇等は、特にこの宗教思想により發達したものであるが、その他蠟染更紗、織物、石彫、木彫、金銀の刺繡、編細工とする竹や草の莖、籐や椰子の葉の纖維の加工、素焼類に至るまで賞揚すべき土俗の粹を見せてゐる。

比律賓——原住民族は原始宗教思想であり、即ちバメラ(奉神)からベムブ(人間の根源)バリット(動物、石、河、樹木等の自然崇拜)テイエ balan(怪物崇拜)等である。然るに回教がモーロー族によりてミンダナオに渡來されるや、比島南部へ傳播し、同族の北方移住と共に漸次マニラ

灣へと及んだ。この回教のためにアラビヤ文學が傳はり比島文化史に一新紀元を劃することにもなつた。斯くして回教の勢力は原始民を教化することに寄與し、現にモロト族たる馬來系民族はその遺鉢を繼いでゐる。

基督教の渡來を見たのは一五六五年であつた。最初は數人又は十數人のフランシスコ派僧侶の一隊によつて、その布教が行はれ、第十七世紀初葉には、西班牙王の命による多數の宣教師がこれに乗込み、北ルソンを始めとして、殆んど全島に亘る布教を實施した。當時の教會、學校などで現に遺つてゐるものが少くない。かくて米領となるや、直ちに新教が傳播され、長足の進歩を示しマニラ其他都市に見る新教の別働隊たるべき Y.M.C.A. の事業の如き、着々緒に就き教化事業の任を全

うしてゐる。

この原始民族として偶像崇拜徒と云はれてゐるイフガオ、イゴロット、ポントック等の種族も、近い将来に文明風に教化されるであらう。

比律賓は米國領有以來頗に英語が普及し、今や全島を通じ英語を語らざるなき状態であるが、最近獨立準備政府は國語統一に志し、大統領は一九三九年十二月、比島固有の言語文學であり且つ現人口の六割が使用しつゝあるタガログ語を以て比律賓の國語とすと宣言した。これにより小學校、中等學校は勿論、大學に至る迄、全部新教科書を採用するに至つた。

比律賓は女尊男卑の國である。婦人の社會及び家庭に於ける地位は、他の東洋民族に比して高い。家庭は一切主婦が司る習慣になつてゐる。基

督教が急激に傳播される理由もこゝに潜在するのであらう。

土着民は本來、移住原始民族であり、且つ多年被征服民族たるの境遇にあつたことゝて、この民族特有の藝術は生れてゐないが、唯婦人の服裝に一種の藝術的嗜好がある。袴の如き角張つて蟬の翼に似た薄衣を着て、下はスカートと同じものを用ひる。娛樂としては近代文化の影響に支配され音楽、舞踊が主要部分を占めてゐるが、特異なものに闘鶏があつて公許となつてゐる。見物人は柵外で觀て勝負を賭ける。これは鶏の蹄に長さ二寸程の鋭利な刃を縛り付け、眼隠しして互に蹴合せ怒らせた後に眼隠しを外して放つと、猛り狂つた兩鶏が方丈の柵内で蹴合ひ、一方が刃をもつて胸を裂かれて止むのである。殘忍な遊戯であつて、

西班牙の闘牛の影響を傳へるものゝやうである。

衛生狀況に關しては西班牙時代は僅か宣教師がこれに當つた程度で従つて死亡率も高かつたが、米の領有以後衛生設備に意を注ぎ現在は教育部内に衛生局を設け醫療機構は完備してゐる。公立病院一四〇を數へ政府は年額三七〇萬ペソの國庫支出を以て衛生行政に當つてゐる。群島内の風土病はマラリア、赤痢、十二指腸蟲病、肺結核等で此の他コレラ、チブス等も地方病として流行するが微力である。蕃地には悪性皮膚病もあり又熱帶梅毒といふ特有病もある。概して死亡率は逐年減少の

傾向にある。

葡領チモール——住民の大部分は回教奉信徒であるが、都市に居住する者はローマンカトリック教を信じその數約二萬と稱されてゐる。然し基督教は逐年増加の傾向にあり、その宗教儀式も次第に旺盛に行はれるやうになつた。聖體を拜領したものの一〇萬人を超えるといはれてゐる。

教育機關も微々たるもので、小學校二〇、職業學校五を算し、中等學校以上への志望者は澳門へ留學せねばならない。

第四節 英領馬來その他の文化

英領馬來——支那人と共にこゝの人口の大部を

占める馬來人は回教徒であるが、然し先入宗教の

ヒンヅー教によつて植込まれたものは、今なほ彼等の心の隅に残つてゐて、生活や習慣の上に無意識に表示されてゐる。原住民は邪教とも云ふべき原始宗教である。

言語は一般的には馬來語であるが、この馬來語はスマトラ、爪哇其の他の同語に比し粗悪な發音だと評されてゐる。つまり華僑間などで全然支那語を解せざるものがあり、彼等は所謂ピッチン馬來語を使用する。ピッチン馬來語とは現在當領に於ける商店、市場、帳場の通用語である。馬來人を凌駕する支那人の人口に見ても言語上の變化を來すことは想像されよう。政府關係は凡て英語であり、原住民は夫々の固有言語を有つてゐる。

46 英領馬來には、現在英語、馬來語、タミール語、支那語の四種の學校組織があつて、政府は教

育費として海峽植民地へ三〇〇萬弗、馬來聯邦へ二九二萬弗を支出してゐる。

當領に於ける最高學校はキング・エドワード七世醫科大學校で、一九三五年來の學生數一七八名、また馬來住民子弟に醫學以外の高等教育を施すを目的とするラップルズ・カレッヂは七九名の在學者がある。其の他の師範學校、商業學校、工業學校、職業學校、農業學校等は凡て英語を以て教授してゐる。

ビルマ——ビルマは佛塔と僧院の國といはれる程で、その住民の大部分は熱心な佛教徒である。しかも小乗佛教で宗派別がない。然し地方の村落などでは同時にまた一切の自然現象に精靈の存在することを信じて、これ等に神格を認めてゐる。口に佛徒と稱し乍ら一方では精靈を崇拜するので

ある。

言語はビルマ語が優勢で、且つ一般化され、大體民族的に西藏群に屬するものであるから、西藏と支那語派に屬する言語體をなし、文字は印度のバーリー文字の變形したるものを左より右へ横書きにする。其の他土着民も夫々固有の言語を用ひてゐるが、文化はビルマ族に遠く及ばない。

教育は印度諸州より遙かに進歩的であり、無學者の最も少い國である。殊に年少なる男子の文盲は殆んどない。この國では、古來民間佛徒の努力で寺子屋式教育が發達し、殊に英國の支配に歸してから、泰西文明の影響を受け、普通教育、高等教育の機關も充實した。現にラングーンに一つの綜合大學と二つの美術學校、インセイんに工業大學、マンガレーに農科大學があり、師範學校及び

普通公認學校數も最近は約七〇〇校に達し、兒童數四一一、四〇〇人を算へ、普通教育普及の程度からいへば世界的に餘り低い方ではない。宗教國だけにこの發達が促されたのである。

この國は印度文化の影響を受け佛塔藝術ともいふべき建築様式の發達を始め、彫刻、繪畫、音樂、舞踊等に多くの民族的文化を成長せしめてゐる。わけて國民的娛樂とされ、藝術鑑賞眼に訴へるものに「ブウエ」と稱する特有の舞踏劇がある。これは彼等の生活に於ける凡ゆる佳儀や行事に餘興として演じられるもので、玄人の俳優もあるが、一般に男女の素人俳優が出演することが多い。脚本の筋は多く佛教の故事や、英雄武勇傳に執り、簡素な衣裳と歌曲とにより意味を表現する。樂器は太鼓、竹琴、銅鑼其の他で、このブウ

エに四種類あり、イエイン・ブウエは舞踊を主とし最も本格的であり、通例は佛塔の祭典とか高官の歓迎宴に演出される。男女亂舞の情景は頗る美觀である。またヨクテ・ブウエといふのは前者に似て操り人形を加へたものである。

英領北ボルネオ——この地方の民族の宗教も多種多様であるが、原始的の邪教徒が最も多く、これに次で回教が主として信仰されてゐる。

言語は馬來語を主要語とし、支那語及び英語が次位となる。その他各種の土語があり、曾てサンダカンの法廷に於て語られた言語が三十二種に及んだといふ記録もある。

教育機關としては北ボルネオ政府が毎年僅々一八、〇〇〇弗の補助を行ふ程度であつて、土民教育の爲の土語學校一〇校、五八四名を收容し基督

教會學校に委ね放しである。日本人の小學校もタ

ワオにある。教會學校は四八を數へ兒童數三、二〇九名である。支那人學校は補助を受けず、校數六一校に生徒二、一三二名で、支那語を教授してをり、その教育制度は微々たるものである。

サラワク——馬來人系は回教を信奉し、未開人間には邪教或はアミニズムに類する原始宗教が行はれる。言語も馬來語を以て一般用語とし、部落に於ける集團生活のために多種多様の土語があるが、文字など殆んどない。

ブルネイ——住民は馬來人が大部分を占めてゐるだけに回教が多い。言語も一般に馬來語であるが官廳關係は主に英語である。この馬來語は英領馬來のそれと稍異つてラングア・フランカと稱する馬來語である。其の他二三の土語もある。

第四章 内政と外交

第一節 蘭領印度

和蘭は一五八一年東印度領有後、これが開發の爲めに、一六〇二年東印度會社を設立し、續いて一六一九年、當時モロッカス群島のアムボンにあつた總督府をバタビアに移した。

東印度會社は、商業その他の開發事業を營むと同時に、また和蘭政府に代つて、領有地の行政を管掌した。その結果經費莫大にして收入これに伴はず、興亡二百年の夢を残して、一七九八年を以て解散した。同時にその行政權は、擧げてこれを總督に歸屬せしめ、一八五四年、東印度統治法の

制定となつた。

一九〇三年、地方分權令が施行せられ、一九一二年には、植民會計の獨立を見た。次いで一九一八年、國民參議會と稱する蘭印の議會が設置せられ、自治運動への革新的輿論と、この參議會の活動とが、遂に一九二二年和蘭憲法の改正となり、この改正に基いて一九二五年、蘭印統治法の改正が行はれた。

かくして和蘭本國に對する蘭印の自主權は漸次擴大され、參議會は蘭印住民の福利増進の爲めに

は、何でもこれを決議し得るばかりでなく、苟くも蘭印關係の法律案勅令案は本國の議會に先立つて審議し得るのである。

勿論、蘭印の最高統治機關は總督である。總督の諮問機關に蘭印評議會といふのがあつた。諮問機關であるから決定権を有せず總督は評議會の意見に束縛されることがないのであるが、唯若し總督と評議會とが明確に意見を對立した場合には、本國女王の裁斷を仰ぐことになつてゐる。評議會議員は、大體蘭印の元老を網羅して居り、國民參議會の元議長、蘭印内の元知事、元中央行政部の長官などが親任されてゐる。

國民參議會はいふまでもなく蘭印の立法院である。議員六十名、内二十五名が和蘭人で、三十名が土民、残りの五名が支那人その他の東洋人であ

る。更に詳しくいふと和蘭人議員二十五名の内、

十名は總督任命で、十五名が選舉、同じく土民議員は十名が總督任命で、二十名が選舉、東洋人議員は、内二名だけ總督の任命するところである。

この立法機關に對して、行政機關はどうであるかといふに、その根幹をなすものは、内務部、財務部、教育宗教部、司法部、交通土木部、經濟部、海軍部、陸軍部であり、この外に總督官房、會計検査院がある。各部に部長官のあること勿論で、また地方行政にあつては、人口稠密にして民度高く、且つ政治、經濟の中心地たる爪哇及びマツラと、これを除く外領とに區別し、前者に三省二州を置き、後者を十七州に分ける。各州はその重要性に従つて、知事州、理事官州、副理事官州に分けられる。

省には自治團體たる省會が設けられ、省は更に分省に、分省は土人理事州に、土人理事州は更に郡、村に區分されて行く。

和蘭は、その傳統的國策として、久しく中立的立場を維持して來た。しかも第一次歐洲大戰後、國際聯盟の一員となり、集團的安全保障のためには、さう／＼中立維持も出來ないといふので、一九三〇年蘭印の軍備擴張強化の目的を以て、これが實施遂行に着手、既にその計畫通り完成した。經費三千二百六十萬盾を、和蘭本國と蘭印とに於て折半負擔したといふのがそれで、蘭印はこれによつて、從來の巡洋艦、驅逐艦等九隻、潜水艦十隻に、更に巡洋艦一隻、驅逐艦四隻、潜水艦六隻を加へたことであるが、しかし五ヶ年計畫でこれを完成して見ると、未だこれでも充分といふ譯

に行かず、進展する國際情勢と日本の興隆とに刺戟され、和蘭本國は蘭印の資源確保のために、何事も措いてもこの軍備を充實しなければならぬと論ぜられ、また英蘭軍事協定といふやうなことも屢々論ぜられて來たのである。

今次大戰の進展と、和蘭本國の敗走とは蘭印の事情にも立場にも相當な變化を與へつゝある。しかも從來蘭印の對外關係といへば、この軍備關係を除いては、通商及び外國人の入國、企業に關する問題であつた。歐洲に本國を持つ廣大なる植民地として、これは當然のことであつて、これを除いて、特筆すべき對外問題はなかつたといつてもよい。

通商關係の問題に就いては、他の章にこれを譲りこゝにはこの廣大な植民地が、最近外國人の入

國活動に就いて、どのような取扱をなしつゝあつたか、またこれに關する日本の立場といふものを吟味して見る必要があらう。

蘭印當局は、一九三四年以來、外國人の入國に就き、割當制を實施してゐる。凡そ入國し得る外國人を十五に區分し、これに各々八百人を割當てて、合計一萬二千人の入國を許可するといふのである。無論、一萬二千人といふのは一ケ年の數字である。

各國に割當てられた八百人は、移民たると非移民たるとを問はない。但し外國政府より蘭領印度に派遣せられたるもの及びその家族、領事官及びその家族、各國軍艦の士官及び乗組員、外國商船の船長、高級船員、乗組員、單に蘭領印度を經由し航海を繼續するもの、入國以後六ヶ月以内に

國するものを除く。

而していふところの十五の區分とは、

- 1、英印度人即ち佛領印度支那人及び暹羅人
- 2、アラビア人、パレスチナ人、トランスヨルダニア人、シリア人、イラク人
- 3、英領印度人、但しセイロン人及びビルマ人をも含む
- 4、支那人
- 5、日本人及び日本委任統治地域人民
- 6、英領馬來人、英領北ボルネオ人、アルネイ人、セラック人、葡領チモール人及び比律賓人
- 7、其の他の亞細亞人
- 8、濠洲人、但し新西蘭人及び濠洲委任統治地域人民を含む
- 9、阿弗利加人
- 10、北亞米利加人（北米合衆國）
- 11、中南米人、但しメキシコ人及西印度人を含む

12、英國人、但し愛蘭人及び2、3、6、8、9に掲記せられざる歐洲外英帝國の人民をも含む

13、獨逸人、埃地利人、丁抹人、諸威人、瑞典人及び瑞西人

14、佛蘭西人、伊太利人、白耳義人、西班牙人、洪牙利人及び葡荷牙人

15、特記せざる其の他の歐洲人

然らば、以上の區分割當に従つて、當該區分の外國人は、毎年八百人宛入國し得るかといふに、決してさうではない。蘭印政府はこの外國人入國制限令實施の翌一九三五年八月、非常時勤勞條令及び同施行細則を實施し、入國後、第三者のために勞務を行ふもの、即ち従業員たらんとするもの入國を制限した。これは國內勞働者保護の目的を以てしたもので、各國とも一樣にその適用を受けることになつた。

この條令は、初めその實施期間を、一九三七年

末までとしたのであるが、右期間満了後、蘭印政府は、更にその期間を一九三八年四月一日まで延長し、この延長期間内に、同條令に改正を加へ、一九三七年十二月三十一日附を以てこれを公布した。而して右改正條令は、その實施期間を一九四一年一月一日迄とした。

一九二九年以來の世界不況は、蘭印にも強く響いた。砂糖その他の一般企業にして、閉鎖縮小するものが少くなかつた。失業土人の數が増大した。勞働者ばかりでなく、中流階級として種々の業務に従事する高級土人も、また失業に苦しんだ。

在留オランダ人にして、この嵐に捲き込まれるものが少くなかつた。蘭印側の説明に従へば、右

の如き事實が、非常時外國人勤勞條令の制定を必要としたのだといふ。

蘭印に於て、外國人勤勞者を使用するものは、豫め司法長官の書面による許可を必要とする——非常時外國人勤勞條令第二條。而していふところの外國人とは、同條令實施以後、

- 一、初めて蘭印に入國する者
- 二、入國令により下附せられる入國許可證所有者にして、その效力繼續期間たる一ヶ年を超過する期間蘭印外にあつて再び入國する者
- 三、永住許可證所持者にして、再入國を爲し得る期間たる一年六ヶ月を越ゆる間、蘭印外にありて再び入國せんとする者

を指すのである。またいふところの勤勞（従つてまた、その使用者）とは、これに就いては新舊兩條令とも、その

第一條第一項に於て左の如く示してゐる。

- 一、本令ニ於テ
 - a、勤勞トハ
 - (一)如何ナル性質ノモノタルヲ問ハズ又之ニ對シ賃金其ノ他ノ金錢若ハ現物ノ報酬ヲ受クルト否トヲ問ハズ第三者ノ爲ニ行ハルル勞務
 - (二)請負ニ依リ營業者ノ業務ノ一部ニ從事スル者及其ノ補助者ノ爲ス勞務
 - b、使用者トハ
 - 他人ヲシテ勤勞ヲ爲サシムル自然人、法人及公共團體ヲ謂ヒ外國ニ住所ヲ有スル使用者ノ代理人若ハ代表者ヲモ含ムモノトス

この勤勞條令は、初め歐洲人（日本人も法律上歐洲人として取扱はれる）のみに適用されたのであるが、改正條令は支那人、アラブ人等、歐洲人以外の外國人にも適用されることになつた。

この條令改正に際し、蘭印政府が國民參議會に提出した説明書がある。歐洲人からその他の外國人に、適用範圍を擴大した理由は、この説明書に明かであるのみならず、この説明書には、蘭印がこの條令を必要とする所以、及び一九三五年實施以來の經過並にこれに對する政府の見解などが相當詳しく語られてゐる。

われらは、本邦人の蘭印發展とこの條令の關係とこの條令實施による本邦人の打撃を検討する前に、蘭印政府の右説明書を見ておく必要がある。

外國人勤勞條令ニ關スル
蘭印政府説明書要領

養ニ一九三五年法令公報第四二六號ヲ以テ實施セラレタル非常時外國人勤勞條令ハ、一九三八年四月一日ヲ以テ滿期トナル處、政府ハ本條令實施以來今

日迄ノ經驗ニ依リ、本條令カ蘭印ノ經濟機構ニ極メテ有效ナル作用ヲ及ボシタルコト、及假令其ノ目的又適用範圍ニ多少ノ變更ヲナストモ、外國人従業員ノ當領入國數ヲ制限スル此ノ種條令ノ存續ハ將來ニ於テモ蓋シ不可缺ノモノナリトノ確信ヲ得タリ

歐洲人(同待遇者)ノ入國數	歐洲人(同待遇)従業員ノ入國數
一九三四年 七八九人	六七五人
一九三五年 六一一人	四八五人
(八月外國人勤勞條令實施)	
一九三六年 三六二人	二九七人

而シテ之カ減退ノ原因ハ久シキニ互ル世界的不況等ニモ之ヲ求ムルコトヲ得ヘキモ、其ノ多クハ非常時外國人勤勞條令實施ノ結果ナリ、右ノ如ク歐洲人従業員ノ入國數減退セル結果、當領民ニ對スル就職

ノ機會ハ夫レ丈ケ擴大セラレタル譯ナリ、然レ共最近ニ於ケル經濟界ノ情勢好轉後ノ土人勞働市場ノ狀態ハ今尙満足ナリト稱スルコトヲ得ス、又一九三五年ノ非常時外國人勤勞條令ノ實施ヲ促セル情勢モ依然解消セス、加之景氣恢復ニ依リ、經濟界活氣ニ伴ヒ勞働者ニ對スル需要モ激増セル現在ノ情勢ニ於テコソ、先ツ自國民ニ對シ就職ノ機會ヲ與フル爲合理

的援助ヲナスコト必要ナリ
以上ノ情勢ヲ考慮シ、政府ハ茲ニ外國人從業員制限制度ノ繼續ヲ決意セル次第ナリ

次ニ政府ハ非常時外國人勤勞條令繼續ニ先立チ、過去ノ經驗及現在ノ情勢ニ基キ之ニ若干改正ヲ加フルノ必要アルヲ認メタルカ、其ノ主ナル改正點左ノ如シ

(一) 本條令ノ適用範圍ヲ擴大シ歐洲人ノミナラズ凡テノ外國人ニ之ヲ適用スルコトトセリ

曩ニ政府力一九三五年外國人勤勞條令案ヲ國民參議會ニ提出スルヤ、一部議員ハ右條令凡テノ外

國人ニ適用スヘシト強硬ニ主張シタルモ、當時政府ハ本條令ヲ東洋人ニモ之ヲ適用スルコトハ不可能ナリト思考シ、主トシテ實際的見地ヨリ之ニ反對セリ、然レ共其後種々調査研究ノ結果、政府ハ本條令凡テノ外國人ニ適用スルコト望マシトノ確信ヲ得タリ、即チ歐洲人ニ非サル外國人從業員ノ入國ヲ制限スルコトハ、依テ以テ當領土人ノ勞働市場ニ好影響ヲ齎スヘク、特ニ低廉ナル賃銀勞働ニ關シテハ、今日迄外國人從業員ニ依リ阻止サレ來リタル土人勞働者ノ進出ノ機會ヲ擴大スルコトトナル可ク、又本條令凡テノ外國人ニ適用スル事ニ依リ、各種外國人ノ差別的取扱ハ其跡ヲ斷ツニ至ルヘシ

(二) (イ) 許可下附ノ權限ヲ特定州ノ地方長官ニモ附與シ且(ロ)無記名ニテ一人又ハ夫レ以上ノ者ニ對スル許可下附ノ便法ヲ採用スル事トセル點

東洋人ノ當領ヘノ入國數ハ年々歐洲人(同待遇ヲ受クル者ヲ含ム)ノ幾倍カニ當ル、即チ一九三五

年ニハ二、八五一名、一九三六年ニハ二、九八五名ノ入國ヲ見タリ、而シテ新條令ヲ是等東洋人ニモ適用シ、是等東洋人ニ對シテモ現在歐洲人ニ課シ居ル許可申請手續ヲ採ラシムルトキハ、中央當局ノ事務輻輳シ、其ノ結果必ス申請書提出ヨリ之カ許可下附迄ニ相當ノ時間ヲ要スルコトトナルヘシ、依テ政府ニ於テハ之ニ關シ何等カノ便法ヲ採用スヘク種々考究ノ結果、前記(イ)及(ロ)ノ便法ヲ實施スルコトニ決定セル次第ナリ

更ニ(ロ)ノ便法ニ關シ附言スレハ、多クノ企業ハ新條令實施ニヨリ從來ノ如ク從業員一名毎ニ許可申請ヲ爲シ、且其ノ都度之カ雇傭理由ヲ説明スルノ必要ナクナリ、其ノ必要トスル一定數ノ從業員ニ對シ、一ノ綜合的許可ノ下附ヲ受ケ得ル次第ナルカ、右便法ハ凡テノ企業ニ對シ無條件ニテ適用サル、モノニアラス、即チ本便法ノ適用ヲ受ケントスルモノハ、當該從業員到着前時ヲ失セス關係移民官ニ之ヲ通告シ、同時ニ之カ移民手續ヲ完了

シ置クコトヲ要ス、關係官憲トノ協力ヲ惜マサル使用者ニ對シテハ、官憲側ニ於テモ廣ク本便法ノ適用ヲ許與スヘシ

上述ノ如ク本便法ハ凡テノ企業ニ對シ適用サル、モノニアラス、而シテ之カ適用ヲ受ケサルモノヲ舉グルハ

- 一、短期勞働者(例ヘハ藝術家)
- 二、特定ノ個人的勞働者(家族)
- 三、小企業並ニ其ノ從業員ノ構成ノ申告不充分ニシテ、和蘭臣民ト外國人トノ均衡ガ合理的ナリヤ否ヲ判斷定シ得サルカ又ハ右申告カ全ク信用シ得サル企業

等ナリ。

蘭印に於て、新たに外國人勤勞者を雇傭する場合は、一々蘭印官憲の文書による許可を必要とするといふことは、雇傭者に對してこの許可がなければ、勤勞を目的とする外國人は、蘭印に入國出

來ぬといふことである。

これが本邦人の蘭印發展、特に在留本邦人各種業者、企業會社などに重大な打撃であるべきはいふ迄もない。もともと外國人勤勞者の入國を、出來るだけ少くしようといふ目的であるから、雇傭許可を申請しても、必ずそれが許されると限らぬのである。

それで、在バタビア帝國總領事は、一九三五年初めてこの條令が實施される直前、かくの如き條令の實施が、在留本邦人事業者並に企業會社の上及びすべき影響の大なるものあるべきを指摘して、蘭印當局の注意を喚起したのであるが、蘭印當局は本條令は失業者救濟の手段であり、特に日本人だけを目標とするものでないとあつて、これを公布してしまつたのである。

八月二十三日、これが公布されると、續いて九月六日を以て、その施行細則が公布された。これを見ると、雇傭許可申請といふものが、如何に面倒な手續を要するかが判るのである。即ちその第一條乃至第四條に、

- 第一條 「非常時外國人勤勞條令」第二條規定ノ許可書下付申請書ハ爪哇及「マドラ」ノ直轄地ニ於テハ分州長官タル理事官其ノ他ノ地ニ於テハ州長官ニ之ヲ提出シ當該理事官若ハ州長官ハ之ニ自己ノ意見ヲ添ヘ速ニ之ヲ司法長官宛送達ス
- 申請書ニハ司法長官ノ定ムル書式ニ依ル質問表ニ所事項ヲ記入シタルモノヲ添附スベシ
- 右書式ハ前項規定ノ官吏ヨリ入手スルコトヲ得
- 許可延長ノ申請書ノ提出及取扱方ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準用ス但シ申請書ハ許可期間終了ノ二箇月以前ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス
- 第二條 許可又ハ許可延長ノ場合ハ其ノ寫ニ通シ申

請者ニ交付ス、一部ハ使用者一部ハ從業員ノモノトス

第三條 許可又ハ許可延長ノ拒否ハ書面ニ依ル裁決ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ寫ヲ申請者ニ交付ス

第四條 條令第二條第四項ニ依ル訴願ノ場合願書ヲ第一條規定ノ官吏ニ提出スベシ當該官吏ハ之ニ自己ノ意見ヲ添ヘ速ニ之ヲ總督宛送達ス

右第一條に所謂司法長官の定むる書式による質問表に記入すべき所事項といふのは左の通りである。

- 一、使用者姓名並に國籍
- 二、使用者現住所
- 三、使用者營業の性質
- 四、當該營業中の如何なる部門に外國人使用を希望するや
- 五、右部門の所在地
- 六、當該外國人從業員の業務

七、就業開始期日並に必要從業期間

八、當該從業員の姓名並に國籍

九、當該從業員出生地、其年月日並に配偶者の有無

一〇、當該從業員の職業（本人は如何なる教育を受け、如何なる學位免狀を有するや）

一一、當該從業員との交渉の狀態

一二、如何なる理由を以て外國人使用を必要とするや

一三、當領に於て適當なる勞働力を求むるに努めたるや、然りとせば其方法及び時期如何

一四、當該外國人從業員の代用として和蘭又は蘭領印度の勞働力養成を行ふや否や、然りとせば其養成期間如何

一五、申請の説明として提出し得べき資料ありや

以てこの申請手續の如何に繁雜であるかが判るであらう。同じく第一條の許可延長の申請に就い

ても質問表を添附するを要し、その質問表には左の事項を記入しなければならぬ。

- 一、使用者の姓名
- 二、従業員の姓名
- 三、當該従業員就業許可決定書の番號並に日附
- 四、以前許可申請の際申告せる事項に付變更の有無
若しありとせば如何なる變更ありたるや
- 五、許可延長願に關する説明

而して、この質問表は、許可期間終了の二ヶ月前に關係官憲を経て司法長官に提出しなければならぬ。この勤勞條令實施後、帝國政府は出先官憲をして、蘭印當局に對し條令適用緩和方につき極力交渉せしむるところがあつた。その結果蘭印政府に於ても考慮する事となり、雇主が従業員呼寄せの際、その従業員の姓名を報告し得ざるときは、

司法長官はこれに對し假許可を與へ得るとした外、實際の手續上、煩雜且つ困難とされた事項につき、緩和されたものが少くないやうである。

改正條令が許可下附の權限を特定州の地方長官にも附與したこと、無記名で一人又はそれ以上の者に對する許可下附の便法を採用することにしたことは、前掲蘭印政府の説明書中に明記してあるところであるが、更に帝國出先官憲の交渉によつて取扱の緩和されつゝあるものに、會社銀行支配人及び副支配人の入國に關する手續がある。

一九三五年の勤勞條令實施以來、會社銀行の支配人、副支配人の交迭の場合も、他の従業員と同一の手續により、地方官憲を経由してこれが許可を申請しなければならなかつた。これがため支配人、副支配人に對する入國許可も、場合によつて

は二ヶ月以上を要するといふ具合で、關係者は頗る困難を感じてゐた。

よつて、我が出先官憲は、會社銀行の支配人及び副支配人は、業務遂行の代表者で、缺くべからざるものであること勿論であり、且つこれら幹部社員の交迭は、常に各地支店間に移動を伴ふものであるから、右交迭による後任者の入國に關する申請書は至急許可ある様、特別に取扱はれたき旨を交渉したところ、蘭印當局も事情を諒とし、特別の好意的考慮を拂ふことになつたものである。しかし乍ら、以上のやうな取扱上の緩和、便法が設けられたにしても、勤勞條令そのものが、本邦人の蘭印發展に重大な打撃を與へ、且つ與へつあることに變りはない。一九三五年八月本條令實施以後、一九三七年三月に至る一年七ヶ月の間

に、本邦勤勞者入國許可申請件數三百五十八件、これに對する實際許可數二百五十二件、差引百〇六件が拒絶數で、申請數の二割九分が拒絶數となつてゐる。

これを他の歐洲人（日本人を除く東洋人には未だこの條令の適用なかりし故）のそれと比較して見ると、

國 籍 別	申請數	許可數	拒絶數
日 本 人	三五六	二五二	一〇六
米 國 人	一〇三	一〇三	—
英 國 人	一〇五	一〇三	二
獨 逸 人	一三五	一三二	二四
佛 國 人	二二	二二	—
丁 抹 人	七	七	—
伊 國 人	一〇	九	一
洪 牙 利 人	四七	四四	三
埃 太 利 人	二〇	一五	五
波 蘭 人	五	四	一

ルーマニア人	二二	七	六
ラトヴィア人	二	二	
西班牙人	五	五	
チエッコ人	七	七	
瑞典人	一	一	
瑞西人	二九	二九	
白耳義人	四	四	
比律賓人	六	六	
葡萄牙人	二	二	
アルメニヤ人	五	五	
無國籍人	三三	三	一
合計	八六	五九	三九

右の表に明かなる如く、本邦人はその申請數に於て總數の三九%六を占め、許可數に於ても、總數の三三%を占めてゐるのであるが、しかし申請數に對する許可率は英米、獨人の方が遙かに多い。

英、米、獨の右入國者は、自國の投資事業に關

する支配人、副支配人、支配人秘書、特別技術者等である。英、米、獨の諸國は、何れも蘭印に莫大な投資を爲し、砂糖、護謨、茶、椰子、珈琲等の大農企業に甚大な關係を持つてゐる。特に英、米の石油業に對する投資は莫大なものがある。しかしこれら諸國の企業者は、自國人の使用を最小限度に止め、以上のやうな幹部社員、又は特別な技術者等の從業許可を申請するものである。

ところが、本邦人の申請の大多數は、個人經營の小賣商の從業員で、蘭印官憲の見解によれば、これらは必ずしも日本人を以てしなければならぬものばかりでなく、蘭印に於ける和蘭人、知識階級の土人、又は一般土人を以て充分代用し得るものが少くないといふのである。これ特に本邦人の申請に對する拒絶の多い所以である。

勿論、他人のための勤勞を目的とするものでなければ、このやうな嚴重な制限はない。前に記した一區分八百人といふのは、この勤勞者を含めての話であるが一般旅行者の類は除かれる。しかしこの旅行者及び他人のための勤勞者にあらざるもの、即ち資本を持つて行つて新たに事業を起すといふやうなものも、さう自由には入國出來ないのであつて、これに就いてもまた頗る込み入つた手續を要する。

これより先き蘭印は、一九一六年二月蘭領印度入國令を、またその翌年同施行細則を公布し、爾後これを以て一般外國人入國者を取締つてゐるのであるが、これによると、

一、蘭印に入國せんとする外國人は、總督の指定したる港に於てのみ上陸し得る。

二、上陸に際しては、船上に於て上陸官より上陸許可書を貰ひ受けなければならない。この許可書を受けるには、一五〇盾の入國税を支拂はなければならない。家族同伴の場合は、妻及び未丁年者なる子女のみこれを免除される。

三、上陸許可書の下付されたものは、上陸後移民官の事務所に自ら出頭し、上陸許可書と引換へに入國許可書を貰ひ受けなければならない。しかし總督の指導する船會社の船舶一、二等客の上陸許可書は同時に入國許可書として通用する。従つて入國許可書と引換へて貰ふ必要はない。

かくて入國許可書を得たものは、引續き蘭印に於て二年間在留することが出来る。同期間は必要により延期を申請すれば、二回に互つて各最高一ヶ年宛延期し得るし、第三回目は最高六ヶ年間延期を許される。

蘭印にはこの外に、定住許可書といふものがあ

る。これは蘭印に於て引續き九ヶ年住居したものが、第十年目に初めて付與されるものである。が、とにかく大戦勃發してオランダ本國の敗走以後、蘭印の位置は非常に變つて來てゐる。日本の持ちかけ方如何によつては、上記したやうな

ことも、どう變つて來るか判らない。まことに興味深い日本と蘭印との今後ではある。またこれを繞る英米獨などの出方にしても、今日にして明日を豫斷し得ぬ状態である。それ故に興味も關心も一層痛切となるのである。

第二節 英領馬來及び比律賓

英領馬來——英領馬來は、海峽植民地と、馬來

聯邦と、馬來非聯邦とに分れ、海峽植民地は英國の領土であるが、他は名目上獨立の主權を持つ。しかし結局、名目上のことだけであつて、實質的には英國の保護領である。而して以上各地に關する行政事務は、現在英本國植民省の統轄するところである。

英領馬來に於ける最高行政官は、海峽植民地總

督兼司令官であり、同總督は官職上馬來諸州(馬來聯邦、馬來非聯邦を含む)及びブルネイ、英領ボルネオ、サラワクの統監者でもある。海峽植民地の統治は總督の權限に於て、立法、司法、行政の諸機關を統轄し、立法會議及び行政會議が之を輔佐する。また總督は英國皇帝により親任せられ、司令

長官をも兼ねる。その立法會議は總督を除き十三名の官吏議員と同數の非官吏議員を以て組織し、行政會議は總督の外六名の官吏議員と二名の官選議員、三名の非官吏議員で組織されてゐる。

海峽植民地政廳を新嘉坡に置き、官房、教育、衛生、總務、土木、林務、財務、會計検査、土地測量、華民事務、海事、統計、郵便、專賣、司法検査、獸醫等々の諸局部其他があつて、之等の長官は總督指令に據る事務總長の統轄に屬してゐる。また地方行政は地方廳を新嘉坡に置き、海峽植民地政廳が直接これを管掌し、彼南、馬拉加には各理事廳を置き知事が之を統べてゐる。

司法制度は二級審であつて、第三審は本國樞密院で行ふ。裁判所としては高等法院、地方裁判所、警察裁判所の外に検屍廷がある。

馬來聯邦はペラ州とスランゴール州が一八七四

年、パハン州が一八八一年、ネグリスマビラン州が一八八七年に夫々英國の保護國となり、英人知事により行政事務を施行されてゐたが、これは統治上不完全である處から、一八九五年に英國政府は是等四州と條約を締結し、一聯邦を組織して聯邦會議の成立を見たのである。この聯邦會議は議長に馬來諸州統監、四州知事、法律及財政顧問其他官吏などで組織されてゐる。又各州に州會議の制度があつて、各州支配者たるサルタンや英人知事、同秘書と馬來人高官、支那人非官吏議員によつて組織されてゐる。

馬來聯邦の行政機構は統治權は總督の手にあり聯邦書記官がこれを統監し、夫々の統治機關はスランゴール州コーランボに設けてある。地方行政

は州行政とその下に郡行政、市行政の夫々機關がある。司法制度は大體海峽植民地に範を採り、高等法院はコーランボにあり、下級裁判所を各地に置いてゐる。

馬來非聯邦は、ジョホール、ケダ、パーリス、ケランタン、トレンガヌの諸州で、その内ジョホール以外の諸州は一九〇九年の英暹條約に基き英國の保護國となつたものである。つまりこれらはいづれも英國がタイ國から奪取したものである。

馬來非聯邦各州の統治は、王又は土侯が英人顧問官の參與により之れを行ひ外交權は一切英國がこれを代行し、海峽植民地總督は前記各保護國に對する統監たること聯邦の場合と同一である。この諸州も亦各州會議を有し、行政機關は中央、地方とも組織は凡て海峽植民地と殆ど同一である。

司法制度も判事裁判所（高等法院）及下級裁判所によつて行はれる。

英領北ボルネオ——英領北ボルネオの最高統治權は英國皇帝に屬し、英領北ボルネオ勅許會社がこれを統治する。而してその統治の運用については、海峽植民地總督の指揮を仰ぐこととなつてゐる。

北ボルネオの最高行政機關としては本國會社の重役會があり、また現地には右重役會が任命し、植民大臣承認による總督がある。總督は九名の官吏及び五名の非官吏議員による立法會議の輔佐を受けて法律を制定する。行政機關は極めて簡單で首都サンダカンに文官六十餘名の總督府があるだけである。地方行政は西海岸と東海岸の二理事廳があつて理事官を置き、之を更に二十一郡に分け、

各郡に郡長が駐在してゐる。

この外中央官署と稱せらるゝものに、會計検査院、巡憲隊、農務局、遞信局、林務局、禁治監、司法局、上地局、水路局、醫務局、細菌局、印刷局、勞働保護局、土木局、鐵道局、測量局、財政局、關稅局、港務局があり、また司法制度は民、刑兩事件を同一裁判所に於て取扱ふのが特徴であらう。高等法院、司法局長裁判所、理事廳裁判所、郡裁判所があり更に酋長裁判所がある。

サラワク王國——サラワク王國は一八八八年以來英國の保護の下に立つ。而してその統治組織はラジャ（國王）と稱する最高統治者により唯一の立法機關をなし、最高國務會議は二名の英人と五名の馬來人議員が國王の任命で組織され、サラワク全體會議の意義を持つ國會が四十七名の議員（歐

人一九名、馬來人二八名）で組織されてゐる。また行政委員會があり之等は國王の諮問機關を構成してゐる。國王の政務執行機關として任免委員會と入札委員會があり、外交問題に就いては海峽植民地總督の指揮を仰ぐことになつてゐる。

立法機關といふものはなく、法律を制定し得るものは王のみであるが、實際問題としては夫々の局に成案されたものを行政委員會に諮問し、その後で王が決定する。行政機關は書記長官により、サラワク王並に行政委員會の命令を施行する。全國を四州に分け、州知事を任命し、各州を數箇の郡となし、行政上の長官とし郡長を置いてゐる。中央政府は財務、稅關、土木、衛生、遞信、土地、土人事務、支那人事務、森林、農務の各部があり、地方行政は全國を五管區に分つて各理事官を

以てし、その下に郡を置き郡長が主務に當つてゐる。司法は治安判事裁判所、高等法院、土人裁判所の三種より成つてゐる。

ブルネイ——行政上の目的よりこれをブルネイ、トゥトン、ペライト、テムプロム、ムアラの五地方に分ける。首府はブルネイ市にあり、サルタン居城も英國理事廳も同市に在る。

現王は二十六代のサルタンで、年俸千四百磅の手當を受け、大臣は年俸七百磅宛、何れも空名を擁するのみである。實權は英國理事官の獨裁であり、官署は財務、關稅、專賣、醫務、郵便電信、土木、裁判、警察各部に分れてゐるが、この中英人官吏としては理事官のみである。理事官は英國政府の任命により、海峽植民地總督の監督下に屬する。サルタンは回教關係事務を司るのみであ

る。

司法は英領馬來と同様に理事官裁判所と第一級第二級、土人、カチの五裁判所に分れてゐる。

比律賓——米國が一九一六年ジョーンズ法に據り比島に約した獨立許與の問題は、その後の世界經濟恐慌の深刻さに伴ひ、主として米國の經濟關係より、急激に解決されることゝなつた。即ち比島議會は一九三四年米國議會を通過せるタイデンクス・マックダファイ法を受諾し、茲に比律賓憲法が制定され、同年九月十七日正副大統領及び國會議員總選舉が行はれ、十一月十五日を以て獨立準備政府たる比律賓聯邦の樹立となつた。この獨立法に據れば、一九四六年七月四日を以て、比島は完全なる獨立國となるべきことを定められてゐる。しかし軍事的、並に外交的には、米國より制

限を附けられる。

比律賓人の獨立熱望は、スペイン統治下の苛斂誅求三百二十七年間に合計七十二回の叛亂が記録されてゐるのにも首肯される。十九世紀末にアギナルド將軍を大統領とする比島最初の共和國さへ一時的に出現したが、それは米國の領有で畫餅に歸し島民を落膽せしめたに過ぎなかつた。然し米の領有以來、他の南洋植民地に比較すれば遙かに民主的の施政であり、教育及び衛生施設は格段の進歩を見、産業は發達し、土民の文化生活の向上したことは確かである。

現在の立法機構は、憲法に規定する一院制の國民議會を以てし、議員百二十名を定員とし、三年毎に選舉せられ、また地方議會としては、市參事會、州參事會、または村參事會がある。また行政

機構は中央政府を内務、教育、財務、司法、農商

務及び土木交通の六部に分け、別に大統領直屬機關として會計検査院、文官任用局がある。地方行政は島内を六市四十九州とし、市に市長、州に州知事を置く。市は内務部長官に直屬するも、州は内務部地方長官が之を統轄する。またその住民、生産狀態等からして未だ一州を形成するに至らぬ地方には、副州を設け最寄の州に附屬せしめる。州を分けて村となし、村收入に依り五等級に區別し、村長は村民の選舉により村參事會を組織する。この村を分けて區とし、村參事會員各一區宛を受持ち、各自區長を任命し區務に當る。又普通村を設置し得ぬ遠隔の地には特にタウンシップを設け、州知事の任命する吏員により事務を處理し、住民の安寧秩序を計つてゐる。

司法部は大審院、控訴院、始審裁判所、治安裁判所並にマニラ市裁判所より成り、之に附屬する警察、刑務所がある。

比律賓の獨立が太平洋に於て如何なる地位を占むるに至るであらうかといふことを見るに、これは軍事的の觀點と政治的の觀點とにより相違を生ずる。比島が軍事的制限ある不完全な獨立である以上、たとへ獨立後に於ても、太平洋に於ける軍事的關係は從來と何等異るところなく、一に米國の東洋政策の如何によつて支配される。比島の軍事的價值については米國側にも二様の見方がある。積極的に支那問題を考慮に入れて必要論を唱ふるものと、一は消極的に却つて米國の軍事行動の妨となるものとして拋棄論を唱ふるものとがある。然し滿洲事變以後、極東に於ける日支

關係が非常に變化を生じ、米國の支那に對する態度もまた從來と異なる情勢となつて來た爲、一部の積極的東洋干涉主義者は格別として、全體的に米國に取つては軍事的價值が減少しつゝあるものと見ても不可はあるまい。

これに反し國際政治上には相當の複雑性が加はるものと見られる。不完全ながら極東海上に一獨立國の出現する以上、支那、タイ國、佛領印度支那、蘭領印度、英領馬來等に對する關係は、相當に政治經濟各方面に互つて複雑多岐な情勢の中に立つものと覺悟せねばならぬ。又これと同時に佛領印度支那の民族運動、タイ國の國粹主義運動、英領印度の獨立運動等、或は遠く、或は近く、民族主義的運動の刺戟となるであらうと觀察する者もある。

第三節 タイ國、佛領印度支那其他

タイ國——南洋に於けるタイ國の存在とその繁榮とは、たしかに注目に價する。一九三二年六月立憲革命成就と共に、一院制ではあるが官選、民選各七十八名より成る人民代表議會を置き、一九三五年三月、ラーマ七世退位してアナンダ・マヒドーン殿下の踐祚を見、新帝未だ幼少の故に、右議會の任命する三名の攝政會議を置く。また革命一周年後の一九三三年六月衆望を負うて國務總理の任に就いたブラヤー・パボンの萬難を排しての庶政改革、及び一九三八年十二月、右パボン總理に代り、ルアン・ピアン新たに國務總理に就任し、これまた施政の徹底に努力しつゝあり、このやう

な氣運に乗じて國民は一般に覺醒し、一九三九年三月、遂にシャム國の舊名を捨てて、新國號をタイ國と定めた。かくしてタイ國は、今や新しき體制の下に、新しき建設の一路を行くのである。

タイ國の歴史にアユタイヤ王朝時代といふのがある。一三五〇年ラーマ・チボタイ一世が、アユタイアに都を築いたに始るのであるが、この王朝は、その後一七六七年まで、實に四百餘年の繁榮を誇つた。山田長政が名を擧げたのは、第二十三代ブラサット・トングの登位（一六二九年）前後である。しかもこの王朝は、遂にビルマ軍の侵略を受けて滅亡し、代つてその重臣タークシンが手

兵五百を率ゐて起ち、次第に兵を増してよくビルマ軍を撃退し、現在のバンコックの對岸トンブリに首都を定めた。このタークシンは、また鄭昭と書き、父は支那人（或は支那系）といはれる。次で前王の遺臣ビアー・チャクリが推されて王位に就き（一七八二年）、バンコックに首都を遷したのが、このチャクリ王が即ち現王朝の祖であつて、普通にラーマ一世といふ。

一八〇六年、ラーマ一世死し、ラーマ二世これを繼ぐ。これより先き、一七八一年ビルマの王位に就いたボダウバヤは、シャム征服の野望を抱いて屢々入寇し、また、東埔寨との紛争、馬來半島諸侯國との係争などがあり、國運の容易ならぬものがあつたのであるが、ラーマ二世は、軍事にも政治にも卓越した手腕を發揮し、難局を打開して

國威を擧げた。ポルトガルと通商條約を結んだのも、對英貿易を開始したのもこの王の時代であつて、前者は一八一八年、後者は一八二二年である。

一八二四年、ラーマ二世死し、これより一八五一年までをラーマ三世時代、更に一八六八年までを同四世時代とする。この間、三世時代の一八六二年英國と友好、通商條約を、同じく一八三三年、米國と修好條約を締結した。一八六八年、ラーマ五世位に就く。すなはち我が明治元年である。同王は西洋文明の移入に努め、郵便、電信、鐵道、裁判所制度などを整備充實した。一八九三年、フランスと一戦して敗れ、多額の償金と國土とを失つたが、一九〇五年には、奴隸制度を廢止した。

次で、一九一〇年ラーマ六世、父の跡を繼ぐ。一九一七年聯合國の一員として曩の歐洲大戰に加はり、一九二五年、この王死するに及んで、王弟アラチャティボックがこれを繼ぐ。即ちこれがラーマ七世であるが、一九三二年立憲革命勃發し、一九三五年退位して、アナンダ・マヒドーン殿下の登極となつたのである。

然らば、いふところの立憲革命とは、どういふ事情で、どういふ風に行はれたのであるか、これを少し説明しなければならぬ。タイ國は、過去久しきに亘り、國王獨裁の國であり、引いてまた貴族の國であつた。富と權力とが悉く貴族の手中にあり、國民は即ち貧民そのものであつて、そこには中産階級といふものがなく、産業と經濟とは擧げて華僑の手に歸してゐた。しかも久しい壓服

政策と、また廣汎に滲透した佛教の忍從諦觀の教へとは、熱帶國の自然的條件と相俟つて、その國民を平和と安逸の中に閉ぢ込めてゐて、だが、一九二九年末より世界を襲つた經濟恐慌は、この國の經濟的基礎を根底から揺り動かして、革命の火の手はこゝに擧つた。一九三二年六月二十四日の拂曉である。

この日、同國文武官吏より成る人民黨は強く軍部と團結し、機關銃、戰車を擬して王城を占領し、ナコンサワン殿下を始め、王族數名、閣僚高官を逮捕幽閉し、また他方、避暑地フアヒンにあつたアラチャティボック國王とラムバイバーニ王妃の即時歸城を要請した。而して回答期間一時間といふ最後の通牒を國王に傳へ、國王これを全部容認し、革命は殆んど流血の慘を見ることなく

して成就した。その國王に對する最後の通牒といふのは、

文武官吏より成る人民黨は、今や政府を繼承し、王族を人質としてゐる。若し人民黨員が、危害を受ける時は、監禁中の王族にも危険が及ばう。人民黨は王室財産を沒收する意思なく、立憲君主政體の樹立を主眼とするものである。故に陛下には首都に御歸還の上、人民黨の樹立した立憲君主政體の下に、國王として再び統治されんことを要請申上げる。若し陛下がこの獻言を受諾されず、本簡御受領後一時間以内に御回答なき時には、人民黨は國王として實力ありと認める他の王族を擁立して立憲君主制政府を樹立するであらう。

74
といふのである。かくして成立した革命政府は、國王の署名を得た假憲法第一條に於て「國家の主權は國民に屬す」と明確に宣言した。また人民黨

が、政治機關を悉くその手中に收めた直後に、一般國民に發した布告に、「現國王登極以來、王族及び無能の官吏が任用され、これら王族及び官吏は貧民の膏血を絞り、壓政を重ね、母國をして救済し得ざる不況と失業との犠牲とし、苛税を課して徒らに王族の私腹を肥やした。」とあるのは、この革命の直接動因が、王族政治と國民失業に對する不滿の爆發にあつたことを物語るものである。恐慌による國民經濟の打撃は、國家財政の破綻として現はれ、緊縮に追はれた國家は、諸税を重課し、官吏の減俸を強行し、さらに官吏の淘汰をはじめた。官途以外に、處世の道をもたぬこの國の知識階級は、この時ほど王族政治の積弊を見せつけられたことはなかつた。當時、各省大臣九名中、六名が王族であつたに見ても、この王族政治

の因襲の深さが判るのである。

しかし、革命政府もまたその内部に於て急進派と穩健派との二派對立し、一時反動政府の出現を見たが、三ヶ月とは續かず、前に記したやうに、革命成功一周年後の六月に、ピアール・バボンが衆望を荷つて國務總理に就任したのである。而して一九三八年十二月、このバボンに代つて、ルアン・ピブンが新に國務總理に就任したことも、本節の冒頭に記したところであるが、即ちこれが現在の首相であり、その新國號タイ國の採用も、またこの首相の下に斷行されたことである。

この國號變更の當日（一九三九年革命記念日、六月廿四日）、親しくその國民感激の情景を目撃した一邦人の手記に、「タイ國軍備の充實を示す毒ガスマスク隊の行進、戦車、潜水艦の模型、或は十

年後完成する首府バンコックの都市計畫、さては現在佛領になつてゐるカンボヂヤその他の失地回復を象徴する地球に跨れる古代タイ族武人の像等が、群衆の歡呼の中を練つて行く。正午にはタイ國全體が、都市も農村も、海濱でも一齊に、老若男女擧つてチャイオ（萬歳）を叫ぶといふ熱狂振りで、タイ國民の民族意識の昂揚をまざまざと見せられたやうな氣がした」とある。

實に、新興タイ國は、特にピブン首相就任以後、一路軍國的傾向に邁進し、首相が自ら率先指導してゐる、青少年訓練を目的とするユッチョン運動の如きも、山間は陸軍服、海岸地方は海軍服に似たユニホームを一様に着用してゐる有様である。

かくの如き民族意識の昂揚は、この國の産業と

經濟の核心を獨占するが如き華僑への反感を旺んにし、機會ある毎にこれを壓迫し、支那人の大量國外追放、同じくその儲教師の免職、官公吏登用停止等、政府の法令を以て嚴重にこれを律してゐる。そして、一方ではタイ民族古代服の着用を法律で奨励したり、男子の五分刈を強制し、女子の電髪禁止まで行ふといふ徹底味を見せてゐる。蓋し新しき國タイ國の新しき姿である。

佛領印度支那——一般に佛領印度支那といふけれども、正確な意味では交趾支那だけが佛本國領土である。東京、安南、柬埔寨及び老撾はいづれも佛國の保護國である。然し近年老撾は純植民地化して僅かにルアン普拉バン王の舊領が保護領として残つてゐるに過ぎない。それで總括的に印度支那聯邦といつた方が適當である。

印度支那の總督政治は一八八七年十月十七日附大統領令（一八八九年五月九日改正）をもつて確立され、本國行政權の代行者として總督が全土を統治し、交趾支那植民地には知事、東京、安南、柬埔寨、老撾の各保護領には理事官長を置く。又各保護領とも各々小行政区劃たる州或は軍政管區に分たれ、交趾支那には行政官を、老撾を除く各保護領各州には理事官を、老撾には總督府委員を置いて統治の任に當つてゐる。

佛國植民地中央行政機關は本國植民省内にあり、植民地代表機關として本國下院に植民地選出議員一名、植民地高等會議に植民地議員三名を、これも印度支那より選出してゐる。

安南王國に於ける統治主權は原則として國王に屬してゐるが、國王は官人中の最高官たる四人の

侍從、内閣、内閣會議及監督會議によつて補佐されてゐる。柬埔寨王國の中央行政も領内統治權は國王が有して居り、老撾の一部を領土とするルアン普拉バン王國も、矢張り國王は三名の顧問に補佐され、独自の行政機關を有してゐるのであるが、何れも王は空名に過ぎず、佛蘭西人理事官等がこれを監視してゐる。

佛本國の勢力侵入以來、常に接壤支那各地に於ける擾亂や安南人の國民運動、社會運動のため、常に佛人部隊の増派と擴充が行はれ、國民皆兵制度を以て主體とし、又志願兵制度を併用してゐる。陸軍編成は佛人部隊、佛土人混成部隊、土人部隊、及外人部隊の四種である。

佛領印度支那は上述の如く基本體形が既に變則的であり、その政治組織も可なり複雑變態であ

る。地圖上からは極東の南部一帯の焦點であり、八方睨みの利く地位にありながら、從來兎かく閑却され勝ちであつた。その民族と文化には大した相違もないのであるが、しかも傳統的に相反目してゐるので、これを完全に統治することは容易ではない。その上に總督の交迭、政策の變轉が頻りであつて、一定の強權政治の繼續がない。それでるて官吏萬能の弊風が強いのである。

ビルマ——獨立運動の組織化の猛烈さに、流石の英國も鎮定不可能と見たので、その懐柔策として、表面ビルマ人の名譽のためと稱し、一九二三年一月二日、印度統治法の規定によりビルマの副知事制を知事制に昇格した。そして立法院議員の數を増加して、知事指名と公選との混合制による議員を以て立法院を構成することとなり、同時に

内務大臣を首班として、農林、文部、財政の大臣の職制を設けた。

この立法院は一院制であり、また大臣はこの立法院議員より知事を任命するのであるが、その標準は院内多数黨の指導者を首班(内務大臣)とし、その他大臣は首班大臣の推薦といふことにした。この制度をダヤギイ制と呼んでゐる。斯くの如く英國はビルマ人の政治的覺醒による獨立運動の緩和策として、ビルマ人の參政權を擴張し、政治的責任の一端を負擔せしめ、恰も英國領有下に於ても英國はビルマ人に讓歩し、ビルマ人が政治的權力を行使し得るが如く擬裝したのである。

所で英國はこの對策により、ビルマ人をして獨立運動の矛を收めしめるものと樂觀してゐたのが見事に裏切られ、ビルマ人の祖國解放運動は益々

熾烈化し、遂に英國としては更に政治的讓歩を餘儀なくせしめられた。即ち一九三五年ビルマ統治法といふ憲法を制定し、一九三七年を期してビルマを印度より分離し、一個の英國領有下にある自治政府となす策を執らしめたのである。その結果、一九三七年四月一日、ビルマは印度より分離し、ビルマ總督を英國皇帝の名代とし、ビルマの統治代行權を之に附與し、總督の輔佐機關として内閣を設け、上下二院制の議會制度を設けることによりビルマ人の獨立運動は着々功を奏し、その政治的地位の向上を計つてゐるが、然し現在の處軍事及び外交權は依然として英人總督の掌中であり、ビルマ人内閣はたゞ内政的實權を握つてゐるに過ぎないのである。

政治權の母體をなすビルマ議會は上下兩院制

で、政治的實權は下院に存在する仕組となり、その下院は公選による議員一三二名をもつて構成されてゐる。上院は昔日の立法院時代の遺制に従ひ一部議員の任命權を總督に委せ、三十二名の上院議員の中、その半數の十六名は總督指名任命に屬し、兩餘の十六名は下院議員の内から互選によることになつてゐる。

然してビルマ自治政府の總理大臣始め各大臣は議會の議員たることを要し、その任命は總督が英國皇帝の名に於て行ふことになつて居り、議員は夫々政黨に屬し、現に第一黨として立つてゐるのは佛教青年會を母體として生れたユーナイテッド・パーティーであり、現首相ウ・ベがその指導者である。それに次ぐものはタキン・パーティーで共產主義的な指導精神をもち、鎌とハンマーをその旗

印となし黨員は赤の制服を纏つてゐる、次は前總理パーモ博士の率ゐるシン・エタ黨で、これは農民プロレタリア黨を以て自任してゐる。その他にビルマ一流の土語新聞主筆ウ・ソウの率ゐるミョチイ・パーティー、或はゴールデン・ヴェリー黨其他二三の政黨はビルマ獨立を目指して進む革命精神をもつて民族の指導機構となつてゐる。

ビルマ民族の叫びは、かくして着々その欲するものを得つゝあるのであるが、その「完全なる自治」に飽き足らず、進んで「獨立」を要望してゐる。彼等民族は五十年前に英國によつてビルマ王國を亡失したことを未だに忘れない。現在、準自治國家體制により、民衆は一時的に沈黙してゐるが、彼等が民族としてその自立を圖らうとする動向が認められることは、國際環視中に頗る注目を

惹いて居る。

濠洲——濠洲が英國の自治領であること、またそれが六州より成る聯邦制を持つてゐることなどは、改めて説くまでもない。

英國皇帝を代表する總督の下に、上院（三十六名）と下院（七十五名）とがあり、また内閣を設けて自治を行ふ。内閣は首相ほか十名の閣員より成る。兩院は男女普選である。國際聯盟にも英國と肩を並べて参加してゐるし、カナダのやうに、各國と外交使節の交換はしてゐないが、最近、日本及び米國との間に、それぞれ公使交換の議が進んでゐるやうである。

その財政を見ると、一九三七年度に於て歳入八千九百五十萬磅、歳出九千五十萬磅であるが、その主要財源は關稅の三千三百萬磅を初めとして、

消費、所得、營業稅等である。またその支出は、國防費一千九百萬磅、遞信費、養老年金各一千六百萬磅等が、主なるものである。

磅は濠洲磅で、平價が我が九・七六三一八圓に當る。紙幣は聯邦銀行が發行する。鐵道四萬三千二百軒、航空路四萬一千軒、ラヂオ放送局八十七。軍備は陸軍常備軍二千三百人、國民軍三萬五千人、海軍は一九三八年末現在で、巡洋艦五、水上機母艦二、響導艦一、驅逐艦四等で、一九三九年には、これに英本國巡洋艦一の讓渡を得、水上機母艦二を加へた。また空軍は常備軍二千五百人と市民航空隊より成る。

新西蘭も濠洲と同じく、英國の自治領である。

濠洲が一九〇一年に自治領となつたのに對し、これは一九〇七年にその資格を得た。矢張り英國皇

帝の代表たる總督の下に、上院（三十八名）と下院（八十名）とがあり、下院は男女普選である。内閣があり、首相ほか十二名の閣員より成る。

一九三八年度の歳入は三千六百十萬磅、歳出三千五百二十萬磅で、主要財源の種目は濠洲の場合とほぼ同様である。支出は國債費、年金、文部費合計一千九百七十萬磅などが主なるものである。

濠洲委任統治領ニューギニア——最高行政機關たる總督府をラバウルに置き、總督の下に總督官房、財務、内務、衛生、土木、稅務船舶、土地鑛山、林務、農務の各部をおき、本地方を七區に分け、各地方に長官を任じて内部監督を行ひ、醫務官をして地方衛生事務に當らしめてゐる。地方別に見ると本土をモロベ、マダン、セピックの三地方に分ち、ニューブリテン島、ニューアイランド

島、アドミラルティ諸島をマヌス、ソロモン群島

をキエタと夫々呼稱し、この他にニューブリテン島のタラセア、ガスマタ、ニューアイランド島のナマタマイ、本土内のアイタベ、アンブテイ、ボギア、ウアウに夫々アシスタント・デイストリクト及び官吏警察官を駐在せしめる。

バプア（英領ニューギニア）——英國の領有後

一八八四年——一八八八年は保護領とし、一八八八年以降英國皇領植民地となし統治制度を確立するに至つた。

濠洲聯邦の成立は當領の統治上に變化を齎し、一九〇二年三月領地の總督權はクキンスランド知事より濠洲總督に移され、一九〇五年バプア法令を布き英領ニューギニアはバプア州即ち濠洲聯邦の一部ではないが、其一所領となつた。該法令は總

督の任命に依りて就任し且つ總督に依り任命される六名以内の官吏より成る行政會議及總督指命による三名の官吏に非ざる議員より成る立法會議によりて輔佐される副總督の手によつて統治されることになつた。

當領は、統治組織の下に十地方に分割し、各地に駐在長官をおいて管理せしめ、歳入の大部は關稅及び濠洲聯邦よりの補助金に依るものである。

葡領チモール——一八九二年にコンセルリヘイロ・セレスチノ・ダ・シルバが總督就任以來、同總督の卓絶せる行政的手腕に依り漸次全種族を征服歸順せしめた結果、奥地まで安定するに至つた。

チモール植民地の統治は、自由行政であり、葡萄牙本國政府の任命する總督が之を軍政によつて

統治し、奥地は土人集團地に區分して駐屯軍（將校七名、兵三六八名の中土民兵二九八名）の指令下にある。

總督は獨裁權を附與され、一定の法律なく時機に應ずる法令を發布し、その都度變更されるといふ極めて專制的であるが爲め、官民共に安堵し其の業に安んずるといふ事は出來ない。

白人東漸の史實に見て南洋圈内一番乗りといふ勇猛果敢な葡萄牙魂の武功の贈物が、現在ではこの原始島の、而も三角地帯の一隅を、孤城の如く守つてゐるのも、不思議な運命の惡戯のやうに感じられる。

ニューカレドニア——首都ヌメアに總督が駐在して統治の中樞機關をなし、總督は樞密院の輔佐を受け、ニューカレドニア本島及ニューヘブライ

ズ島及び保護領ワリス及びフトナ島の統治權を確保してゐる。この樞密院は、國民投票により選出せる委員一五人よりなり、總會は年二回開催される。

第五章 財政及び金融

第一節 概 説

南洋各地の通貨制度を見るに、純然たる金本位制も銀本位制もなく、何れも金爲替本位制又は金塊本位制、いはゞ不明確なる制度を採用してゐるのであるが、これは南洋各地が金本位制國の植民地經濟であると同時に、他面またその周圍に支那や印度の如き大銀貨使用國を控へて、これと深い經濟關係を有してゐる爲に、金とも銀とも縁を切る譯にゆかないからである。その結果内國通貨としては銀貨が用ゐられるが、銀本位制の場合と異つて、その對外價値は銀價に従はず、一定の換算

率によつて、金爲替の價値と結合されてゐる。従つて通貨の對外價値は金爲替の價値によつて定まる。その金爲替の價値變動は金爲替の賣買によつて調節される仕組であるが、根本的にはこの制度は本國の爲替事情に支配されるから、結局、南洋各地の通貨は獨立性に乏しいのである。本國の金融的支配は、通貨制度にのみ現れてゐるのではない。何れも各植民地中央銀行を通じて各地の金融界を左右して居る。本國銀行ばかりでなく、一般に外國銀行の南洋に於ける勢力は非常

なもので、例へば獨立國たるタイ國の如きは自國銀行一、外銀八、佛領印度支那に至つては、土着資本による銀行は一つもないといふ實情である。

金融機關に於ける外國勢力の優越は、當該地方に於ける外國投資の前提でもあり結果でもある。第六章「企業投資」に於て詳述する如く、南洋各地には總額百億圓を超える巨額の外國産業投資が行はれてゐるのであるが、これは明かに右の金融機關に於ける外國勢力の優越とよく對照される事實であらう。

一口に外國の勢力と云つても主たるものは英、米、佛、蘭、支の諸國であるが、この中一種獨特の勢力を有するものは支那で、南洋に寸尺の植民地を有せず、寧ろ自身列國の經濟的植民地たる状態にありながら、在南洋六百萬の華僑の努力は、列

國の勢力下に能くその力を伸長し得たのである。

特に注目すべきことは、華僑の庶民金融に深く根を下して居る一事である。後述する「信局」と稱せられる郵便局類似の機關の如きは、實に華僑の獨擅場である。併し現在のかゝる華僑の勢力が、如何に堅固に見えようとも、政治的背景なき金融的勢力なるものは、自由主義世界經濟の時代はいざ知らず、今日に在つてはその前途は恐らく過去の如きものではあり得まいと考へられる。

さてこの金融と相並んで、寧ろそれよりも遙に外的支配、特に本國の支配を露骨に示すものは植民地財政である。植民地財政は種々の特色を有するが、先づ二種に大別される。その一は財政の背景をなす經濟の幼稚なるに基くものであり、その二は、政治的隸屬の事實から生れるものである。

南洋各地財政の財源をみると、間接税収入が非常に多く、所得税収入が頗る少い。どこでも經濟の發展程度が低くて、資本の蓄積が少なければ各人の所得が低い。従つて多額の所得税収入を得難い譯で止むなく間接税に訴へるといふことになるのだが、その間接税中でも、南洋では關稅收入が最も多い。そして馬來の如く輸出税の多い處もあるが一般的には輸入税が多い。

南洋の如く、保護を必要とする工業が未だ發達しない地域であるのに、關稅收入が多いといふのは、一見奇異の觀を抱かせるけれども、凡そ植民地は本國の市場たる役割を負はされてゐるので、勢ひ關稅に依つて、本國以外の外國商品の侵入を抑制せねばならぬ。こゝに工業未發達の地域たるに拘らず、關稅壁が繞らされてゐる政治的理由

が存在する。同時に關稅收入をもつて、有力な財源とする。されば南洋各地の關稅は保護關稅にして亦收入關稅であるが、この二つの職能は矛盾する。保護を厚くすれば、勢ひその稅率は高く課税品目も多からざるを得ないが、併しそれでは輸入が抑制され稅收は減ずる。幸に現在の處では、この矛盾する二つの役割は、或程度まで果されてゐる。これは南洋經濟の發展度合が低いからで、即ち、一方には財政收入も多大なるを要せず、従つて關稅も純收入關稅たるの必要なく、或程度は「保護」即ち輸入抑制の作用を有して差支へないし、また他方、保護も高度資本主義國家に於けるやうに高度たる必要がなく、或程度まで財政收入を生ずる程に低率で差支へないからである。併し經濟ブロック強化は世界的風潮であり、加ふるに

南洋自體の工業が發展する様になれば、より強力な保護と、より多額の財源とを必要とするに至るから、這般の矛盾は次第に強く意識されてくるであらう。

植民地財政たるの特徴は又その支出の方面にも現れてゐる。國防費の少いこと、反對に行政費や俸給、年金などの多いことは、これが著しい事例である。國防費が少いのは、國防が本國に任せられてゐるからであるが、しかしタイ國とか、また國防を自ら負擔する蘭印などでは國防費は決して僅少でなく、總經費の二割内外を占め、しかも逐年増加の傾向にある。一般に俸給、年金等が多いのは、これを受けるものが大部分外人たる事を考へれば、その理由は容易に解釋出来るであらう。

要之、南洋各地の通貨、金融及財政には、上述

せる如く植民地的な制度や、舊い型の事象（間接稅收入の多額など）が多いため、現在は、南洋各地の發展と、世界情勢の變化などによつて、今や漸く不適當なものとなりつゝあるのであるが、しかしこれは獨り財政、金融のみに限らず、經濟の全體に互つて認められる所である。例へば爪哇の過剩人口の如きも、農業を主とする従來の經濟組織では、増加し行く人口を消化し切れなくなつたことから起る問題である。南洋の經濟は或所では産業革命が始つて居り、或所では之に向つて動いてゐる。この動きが如何なる結果を生むかは、南洋工業化の速度と形態に依ることであつて、財政、金融の將來も、大いにこれに左右されるであらう。

第二節 財政

蘭領印度——蘭領印度の財政は一九一二年本國
財政から分離して獨立のものとなつたが、一九四
〇年度歳出入見積は歳入五億九千五百萬盾、歳出
六億五千三百萬盾で、五千八百萬盾の赤字(見込)
である。併しこの數字は見積額である爲め分析の
基礎とし難い。よつてこゝでは一九三八年の數字
を用ゐる。即ち之に依れば歳出は五億八千八百三
萬六千盾で、その中國防費が經常費の二割餘を占
めてゐる。之は植民地財政としては異色の事に屬
するが、蘭印國防費は蘭印政府の負擔たるべしと
の本國の方針によるのである。

之に對し歳入は五億五千八百二十萬六千盾であ

るから、約三千萬盾の赤字である。赤字は此の年
だけでなく一九二八年以降三四年まで赤字續きで
あつた。収入は租税が半分、その中間接税は六割
見當である。これに反し、所得税と地租合計は一
割少々に過ぎない。間接税の多いことは南洋各地
に共通であるが、蘭印では、一九三一年までは直
接税の方が遙に多かつたのである。現在の比率は
恐慌以後に屬するもので、之は明かに土着人負擔
の加重を意味する。

公債は一九三八年末、十三億五千七百八十萬盾
で、その中、英貨債四百萬磅、米貨債二千五百萬
弗、他は内債及び本國募集債である。

英領馬來——英領馬來の財政は、その統治組織
を反映して、海峽植民地、馬來聯邦の二つに非聯
邦州の五つを加へて、合計七つの財政が存在して
ゐる。

海峽植民地財政は一九二九年を峠として下り坂
となり、三七年度の如きは赤字(四、六九〇千弗)
財政となつたが三八年は二、九〇〇萬弗の黒字と
なつた。經費の主たるものは行政費で全支出の七
割近くを占める。その内容は警務費、醫務費及び
教育費が大きい。軍事費としては年四百萬弗を大
英帝國の國防費中に支出する。こゝでも表面上三
種の公債が発行されてゐるが、大部分は他へ貸付
けてあるので、財政上の負擔は軽い。公債費は總
支出の千分の一に過ぎない。歳入では阿片專賣收
入が斷然多く四分の一強を占め、次が煙草で一割

二、三分に達する状態であつたが三八年には何れ
もパーセンテージが減じた。併し實數は大差ない。

馬來聯邦の財政は英國の保護下に入つて以來大
いに發展し、一九三八年歳出入合計(鐵道收支を
除く)は一億六千四百六十三萬七千弗であつた。
世界恐慌による歳入不足も、一度は一九三四年に
黒字となつたが、三八年には再び三千八百五十萬
弗の赤字である。主たる歳入は關稅收入で、總收
入の四割に近い。その中錫の輸出税は一二・九%
を占める。歳出では公債費(三・六%)年金及び
退職金(六・一%)行政費(三四・二%)が主な
項目である。一九三五年末に於ける國債殘高は
九千四百四十七萬一千四百二十八弗で、公債の大
部分は鐵道、電信、電話、電氣等の公益事業に投
下されてゐる。

次に非聯邦五州の財政事情を一括して述べる
と、一九三八年末歳入出計六二・九一七千弗で歳
入不足一、〇六五千弗である。歳出の大部分は人件
費で何れも五〇―六〇%に達する。歳入の主たる
ものは關稅を筆頭とする租稅收入である。

比律賓——比律賓の財政状態は毎年黒字を續け
て居たのであるが、世界恐慌に依つて赤字に轉落
した。然るに一九三三年來任したるフランク・マ
ーフィ總督が、極度の節約を行つて再び之を黒字
に轉じ、一九三四年度には七千一百萬比の財政餘
剰を生み出して、これをコンモンウェルス政府に
引續いだ。三六年三七年と引續いて黒字である。

歳出の主なるものは社會改良費、經濟開發費、
國防費で、全歳出の五割以上を占める。
これを賄ふ可き歳入としては、稅收入及び官業

には外債はない。之は一九四五年まで外債の起債
が許されてゐないからである。内債に就いては一
億八千五百萬比までは米國政府の承認なくして起
債し得る事となつて居る。

一九四〇―四一年度の豫算は歳入一億八十五萬
一千比、歳出九千二百一十萬一千比で、これ又九百八
十三萬比の黒字を豫定してゐる。最大なる歳出項
目は公共教育費の二千九百五十七萬三千比で、實
に全歳出の三割二分餘に當つてゐる。反之、國防
費は前年度より百十四萬七千比を減じ、同様比率
は一割八分弱となつてゐる。獨立問題と國防との
關聯よりみて、少々奇異の感を抱かしめる。

タイ國——タイ國財政の動向を端的に云へば、
所謂健全財政主義を貫徹し、年々歳入餘剰を生み
出し、之を外債の償還に充當して、財政的獨立を

收入が主なるもので、この二項目で全歳入の八割
乃至九割に達する。租稅の内容は例へば一九三六
年度に就いて云へば、輸入稅と消費稅で稅收の約
半分、鑑札及營業稅が二割未滿、所得稅は官業收
入（六・八〇%）よりも少く、僅に六・二〇%に
過ぎぬ。

大體に於て黒字財政であるに拘らず、六千二百
七十七萬七千比の公債が残つてゐる（總額一億五
千三百九十三萬七千比、償還準備金九千一百十六
萬比）人口一人當りにすれば僅かに三・九二比の
輕いもので、しかもこの公債は戰爭や國防の爲め
に發行されたものでなく、鐵道、土地の買收、灌
漑、埠頭建設等の爲に起債されたものであるから、
純負擔とならない。この意味に於て比律賓財政は
洵に餘裕ある財政といはねばならぬ。因に比律賓

獲得せんとしつゝあるのである。

一九〇二年來、タイ國募集の外債は一千三百六
十三萬磅に達するが、その中、八三%は英帝國で
募債したものである。タイ國政府は之が償還に努
力した結果、一九三七年―三八年に於ける未済外
債額六百四十一萬七千五百二十六磅と減少し、別
に減債基金二千五百十三萬四千七百四十九銖を有
する。内債は純額八百萬銖に過ぎない。之が爲め
タイ國國債の相場は額面を上廻る状態である。タ
イ國財政中、特に注目すべきは國庫準備金で、こ
れは民間資本蓄積の見るべきものなきタイに於て
は、唯一の大流動資本である。一九三六―三七年
末、國庫餘剰は七千七百萬銖を超えてゐる。

かゝる健全なる財政の財源はといへば、三七年
度も歳入總額一億一千九百五十萬千銖、その中稅

收五二%、營業其他の政府直接收入三五%、稅收中、直接稅二七%、間接稅七三%、而も關稅收入は、間接稅の八一%で、全歲入の三〇%に達する。之等の數字はタイ國財政收入の負擔が、下に重い事を明かに物語つてゐる。殊に人頭稅の如き舊式租稅の收入が所得稅の五倍に達する一事でも、タイ國財政の幼稚さを知る事が出来る。

翻つて歲出をみるに、一九三七年度總額九千八百十四萬銖、歲入超過二千三百三十五萬銖で、歲入不足を見たのは、一九二七年以來、たゞ一回に過ぎぬ。かゝる餘剰が公債の順調な償還を生んでゐるのである。

タイ國財政の特色は右の國債償還の順調なると、官業支出の多い事である。後者の特色は他面からみれば、タイ國民間資本活動の貧弱な事

映でもある。尙、最近に於て、國防費の増加が急であることは、固より國際情勢の然らしむる處である。

佛領印度支那——佛領印度支那の財政を述べる爲めには、少くとも中央財政の外に、各邦財政をも一瞥せねばならぬ。

先づ財源をみるに、中央財政の收入は官業收入と間接稅から成り、各邦財政のそれは主として直接稅から成る。これは恐らく植民政策的考慮に基づくものであらう。

中央財政の歲出入は歲出五千九百八十一萬四千比弗、歲入六千二百四十萬九千比弗で、差引二百五十九萬五千比弗の餘剰となる。一見頗る健全なる如くであるが、二九年から三四年迄の歲入不足見積額五千六百四十三萬九千比弗で、十九億二千

五百萬法及四百七十一萬一千比弗の未償還公債のある事を忘れてはならぬ。

歲入の内容は關稅を筆頭とし、官業、專賣收入、消費稅及流通稅で七割餘に達する。支出では公債及年金費が最も大きく、財務費之に次ぎ、兩者合して四割五、六分を占める。國防費は歲出の八分見當で、しかも本國政府分擔金を以て支拂はれる。

轉じて各邦財政をみるに、安南、カンボヂヤ、交趾支那、ラオスを合して歲出二千七百〇九萬六千比弗、歲入三千十五萬二千比弗（一九三六年）歲出の最大費目は行政費で、之に次ぐものが經濟施設費である。收入はラオスを除き、租稅收入が壓倒的で、各種補助金が第二位、而も直接稅が殆んど稅收の全部を占めてゐる。

濠洲——濠洲の財政は聯邦豫算と各州豫算とよ

り成るが、こゝには聯邦豫算に就いて記述する。第一次大戰後、農業國を襲つた慢性的農業恐慌は、等しく農業國たる濠洲の財政をも次第に困難ならしめ、特に一九二八年以後、事態は一段と悪化し、政府は之を切抜けんとして次第にインフレ政策に傾いたが、各州政府、大銀行、商業會議所等の反對に遭遇し、遂に徹底的なデフレ政策に移行して豫算の大削減を斷行し、辛うじて聯邦財政の破綻を救ひ得て今日に至つてゐる。

歲入	一九三六	一九三七	一九三八
歲出	一九三六	一九三七	一九三八

(單位：千濠幣)

三八年度收支に就いて多少の分析を行へば、歲入中、最大なるものは租稅の六千九百萬磅で全歲

入の七七・二%を占める。その中、直接税は一
 二、六四一千磅で税収の一八・三%強、他は全部
 間接税で、關稅が三二、九七三千磅即ち税収の四
 七・八%弱を占める。税收入に次いで官業收入
 (郵便・爲替・電信・電話・鐵道等)が一七、一
 六八千磅。その他の收入では州政府への貸付利子
 一、〇四四千磅、紙幣發行利益八四〇磅等が大き
 な項目である。

歳出では一般行政費八、三五〇千磅、軍事費
 六、五〇一千磅、官業支出一五、一〇五千磅、大
 戰に伴ふ出費及戰債一八、九四八千磅、老病者年
 金一五、七九九千磅等が重要項目である。行政費
 及軍事費の僅少なるは、一は斯の豫算が聯邦豫算
 なるが爲であり、他は國防の主として英本國に依
 存せるが故である。濠洲聯邦豫算中特筆すべきも

のは社會費の支出が多いことである。前記の老
 病者年金の外に、母性保護手當、保健費等が支出
 されてゐる。これは勞働階級の勢力が大きいため
 であるといはれる。

今次の大戦勃發以來、濠洲も大英帝國の有力な
 一員として頻りに軍備の充實に努力し始めてゐ
 る。之が四〇年度財政に如何に響くかは、濠洲財
 政當面の大問題であらう。

歳出及歳入の状態は大略右記の如くであるが、
 財政事情の他の重要な項目として公債を検する
 に、戰債として三八年六月末現在にて、英貨外債
 九〇、七二四千磅、内債一七九、〇五九千磅(英
 貨換算)計二六九、七八三千磅、事業資金其他と
 して英貨外債(ロンドン)六七、六一九千磅、ニ
 ユーヨーク一六、〇八一千磅、内債三七、三四二

千磅、計二二一、〇四二千磅で、總計は三九〇、
 八二五千磅の巨額に達する。之が國民一人當りは
 五十六磅十三志十一片に達し相當の負擔と云はね
 ばならぬ。

新西蘭——新西蘭の財政も世界恐慌の打撃を受
 けて一九二九年以降三四年迄は非常な苦境にあつ
 たが、世界景氣の回復と各種の對策の効果によ
 つて、三五年以降漸く立直りを示した。

	收 入	支 出	過 不足
一九三四年	二二、四九三	二四、二〇三	(-)七〇九
一九三五年	二六、二二六	二四、五〇〇	一、六二六
一九三六年	二六、一七三	二五、八九一	三六二
一九三七年	三一、一四七	三〇、六七五	四七三
一九三八年	三六、〇五九	三五、三四九	八二〇

(單位、千磅)

歳入の首位を占むるは租税の三〇、七四三千磅
 で、全歳入の六割に達する。次いで官業收入の一

三、二八六千磅(二六%)第三位が利子及び配當
 三、一六三千磅(六%)である。前年度及び前々
 年度に於ても、その金額と比率には多少の變動あ
 るも、大體において變化はない。租税收入中、金
 額の大なるものは、關稅の九、四九九千磅、所得稅
 の六、六一九千磅、雇傭増進稅四、二二五千磅等
 で、關稅の割合の大きい點で後進經濟國家の一特
 徴を示してゐるが、連年を觀察すれば關稅の増加
 に比して所得稅の増加著しく、一九三四年の同稅
 額二、九六一千磅に對し、三八年には三倍餘の九、
 〇七九千磅となり、關稅收入との差は僅かに一、
 七五〇千磅に過ぎない。これは自然増収もさるこ
 とながら、財政救濟策として所得稅の増徴が行は
 れた爲めである。併し同時に賣上稅其他の間接稅
 も多いので、結局間接稅が壓倒的である。

歳出の方では社會費が一五、二三七千磅で第一位を占め、行政費七、一六五千磅の倍以上に達し社會政策施設を以て世界に鳴る新西蘭の面目を示

してゐる。金額から見て第二位にあるものは官營事業費一四、四八八千磅で、之も多分に社會施設の意味を含んでゐる。

第三節 金 融

概説——南洋の金融及び金融機關は、これを大銀行と金融會社とを中心とする所謂大金融と庶民金融とに大別する事が出来る。これは南洋に限らない事であるが、南洋に於ては兩者の區別が比較的判然としてゐる。これは南洋の經濟が幼稚な農業社會の基礎の上に、世界商品たるゴム・米・錫等を生産する資本主義的な企業經營と大貿易とが發達してゐるといふ特殊な事情に基くものである。即ち大金融機關は大規模企業と貿易とに對す

る金融に従事し、他方、一般庶民の貸借は概ね消費貸借で、資本主義國家の中産階級の様に、有價證券賣買の如き生産貸借を行ふことが少い。従つて銀行との關係は薄く、勢ひ庶民金融機關の發達を促すことになる。

先づ大金融機關に就いて述べれば銀行と金融會社であるが、いづれも外來資本の勢力が一〇〇%と稱してよろしい。この外來資本は英、米、佛、蘭、日等の資本系統に屬し、就中、英國と和蘭、

特に英國の勢力が非常に大きい。香港、渣打、有利の三銀行は南洋各地に支店網を廻らしてゐる。これに次ぐものは和蘭系銀行で、蘭印に於ける勢力は勿論として、その他、英領馬來、佛印等に支店を置いてゐるが、對蘭印貿易の巨額なる點からみて、その取扱ふ貿易資金は相當巨額に上ると考へられる。又佛系銀行では印度支那銀行及び印度支那不動産銀行が、佛印の外にタイ國に支店を有して活動してゐる。米系ではナショナル・シチーが蘭印、英領馬來等において爲替業務に従事してゐる。

これ等の所謂世界的大銀行の外に、注目すべきものは華僑の司る金融網である。これは大體二種に分れてゐる。一は廣東、四海通、華僑銀行の如き銀行金融であり、他は信局等の庶民金融網であ

る。前三者は孰れも香港又は新嘉坡に本店を有し、數百萬海峽弗の資本を擁し、盤谷、バタヴィア、バレンバンその他に支店を置いて活躍してゐる。これに對し庶民金融機關としては餉當(質屋)銀莊(高利貸)信局の三者が主なるもので、この中、前二者の職能は説明を要しないが、信局とは郵便局の如き機關で、小商人、苦力、船頭等の送金を取扱ふ。信局は郷土的關係によつて相當の送金を巡廻して送金を引受け、金は一括して銀行經由で送るのである。南洋の如く一般に生活程度が低く且つその下級層が非常に廣汎な土地に於ては、これ等庶民金融機關の有する勢力も、また仲々に大きいのである。

同じく庶民金融機關として印度人の經營する

ッテイなるものがある。これは爲替の賣買を兼營するが、多くは高利貸專業である。

蘭領印度——蘭印には世界最古（一八八二年設立）の植民地中央銀行たる爪哇銀行があつて、金融の中心をなしてゐる。發券銀行にして同時に普通銀行業務を行ふ。その他ファクトライ、蘭領印度商業銀行、エスコンプト等が有力銀行で、別に貯蓄銀行が九つある。

蘭印の銀行は二つの型に分けられる。一つは普通の商業銀行であるが、他はクルチュール・バンク（拓殖銀行）と稱せられるもので、一面に農業金融を行ふと共に、他面に自らも農業經營を行ふのが特色である。これは一八八四年の恐慌に際し、銀行が自らエステート管理に當つた事に始つてゐる。現在は七行あつて甘蔗、茶、規那等の栽培

培を行ひ、非常な勢力を有してゐる。

蘭印に於ては銀行業務中、社債の發行及び有價證券擔保の貸付業務は重要性を有しない。蓋し、證券の發達は、高度の資本主義の發達を前提とするものであるから、農業國たる蘭印の銀行業務中この部分が重要性を有しないのは當然である。従つて貸付は不動産又は農産物に對するものが主で、短期貸付の大部分は農業の流動資金に當てられてゐる。

以上は自國銀行であるが、この外に有力な外國銀行が存在する。即ち香上、有利、渣打の英國系三大銀行を初めとして米のナショナル・シチー、我が國の橫濱正金、三井、華南の諸行を數へることが出来る。

馬來——馬來で最も勢力のあるものは英國系の

渣打銀行と香上銀行の二つで、前者は英領馬來諸州の金庫を委託され、また各州政府の本國送金を取扱ひ、後者は海峽植民地金庫を委託されてゐる。兩者とも商業銀行で且つ發券銀行である。新嘉坡自治體のみは有利銀行に金庫を託してゐる。

外國系銀行では臺灣銀行、橫濱正金、華南の三日系銀行、和蘭系の蘭印商業銀行、和蘭商業銀行、米國系のナショナル・シチー、佛國系の印度支那銀行があり、更に支那人系の華僑銀行其他がある。

以上の諸行は何れも爲替業務を主とし、専門の企業銀行はない。事業への貸付は主として前記英國系及び支那系銀行が之に當つてゐるが、別に官營の栽培業者貸付委員會なるものがあつて、農業及び建築業に融資して居る。

この外に貯蓄銀行が一つと、他に多數の郵便貯金銀行が設けられてゐる。

比律賓——比律賓は銀行の數は割合に多い。國內銀行十三（内六は地方商業銀行）外國銀行六を數へる。中央銀行たる比律賓國立銀行が最も有力で、兌換券發行權を有する。發行權は比律賓銀行もこれを有してゐるが、これはもと／＼一八八五年の創立にかゝり（當時はエスバニオル・フィリップノ銀行と稱す）その發行權も西班牙領有時代に得たもので、それが今日尙残つてゐるといふに過ぎない。

比島に於て特筆すべき金融機關として、建築及び金融を業とする建築金融會社がある。主なるもの九社あつて、その貸付高は年二千五百萬比に上るといふ。

比律賓は一般に利率が頗る高いのであるが、特に高利貸の跋扈が甚しく、半季五十割のものさへある。政府は之が抑制策として低利資金制度を設けたが、借入手續の不便や制限が多いため、これを利用する者は少い。

タイ國——タイ國は南洋唯一の獨立國であるに拘らず、金融經濟の發達は甚だ幼稚で、中央銀行と目すべきものさへ無い。尤も之は遠からず設立される豫定で、大藏省内には設立準備機關が置かれてゐる。兌換券發行が紙幣局で行はれてゐる以外、タイ國自身の有力な金融機關は無い。従つて金融界の實權は外國銀行、特に英國系銀行に掌握されてゐる。自國銀行としては國庫貯蓄銀行とタイ商業銀行の二行があり、前者は貯蓄銀行であるから、普通銀行は一行に過ぎない。しかもその名

僱人はタイ人であるが、經營は英人である。従つてタイの民族資本に依る普通銀行は一行も無い。かゝる事態を生じたる原因を尋ねるに、第一にはタイ國が幼稚な農業國であるため、資本の蓄積が鈍いこと、第二には有力な英國金融資本及び華僑に依つて經濟の實權が把握されてゐるので、經濟的餘剰が盡く彼等に吸收されて了ふこと、この二つの理由によるものであらうと思ふ。

佛領印度支那——佛領印度支那も銀行の數は多い。佛國系を主として英國系、支那人系等を合すれば十三行に達するが、佛系の印度支那銀行の活動が頗る活潑なるため、外國諸銀行の活動は兎角阻碍され勝ちである。印度支那銀行は一八七五年の創立に係り、資本金一億二千萬法（全額拂込）積立金一億三千万法、巴里に本店を有する大

銀行にして、佛印においては中央銀行の任務を擔當して紙幣の發行を行ふと共に、普通銀行業務は勿論、爲替業務から拓殖銀行の業務をも經營してゐる。

佛印の金融は大體から見て農業金融と貿易金融が中心であり、特に米作農業と米輸出に深い關聯を有してゐる。これに反し一般金融は經濟關係の未發達により、多くの發展を示して居らぬ。殊に地方金融は非常に立遅れ、銀行金融は大都市に集中してゐるため、地方金融は土人大農、庶民金融機關によつて行はれてゐる。

濠洲——濠洲の金融組織は多數の支店を有する少數の大銀行に依つて作られてゐる。現在主要な商業銀行は十行あつて、支店數は三千二百を超えてゐる。別に中央銀行として聯邦銀行があり、州

には州中央銀行がある。聯邦銀行は發券其の他の中央銀行たる業務と商業銀行業務とを兼營してゐる。

濠洲の銀行は農・牧畜業及び工業への融資を行ふが、それも單に短期流動資金を供給するのみならず長期貸付が多い。併し他國に於て見られる如き産業に對する銀行の支配權は未だ確立されてゐない。そしてビル市場が發達して居らぬので、融資は直接貸付が多い。預金に對する貸出額の率は八割から九割、時には之を超えることさへもある。之を倫敦の五割以下に比べれば非常に高率であるが、これは濠洲に於ては定期預金が甚だ多い事實に依るものである。然らば何故定期預金が多いかと云へば、結局、證券市場缺如のために、適當な投資物を發見し得ないからであらうと思ふ。

この定期預金の多いこと、貸出率の高いことは濠洲金融事情中特筆すべき事である。

コール市場も商業手形市場も有しない濠洲にとつて、預金に對する貸出率は一般景氣の重要なバロメーターとなつてゐる。

濠洲經濟の原動力は輸出貿易であるが、これが決濟はスターリングに依つて行はれる。且つ濠洲は年々多額の利拂を倫敦に於て行はねばならぬ。又各商業銀行は倫敦に於ける資金の一部を、聯邦銀行決定の爲替相場で聯邦銀行へ賣却することになつてゐる。かくて商業銀行と數個の比較的大きな金融機關及び商事機關から成る濠洲爲替市場は聯邦銀行の厳格な統制を受けてゐる。現在は爲替相場は英磅一〇〇—一二五濠磅(買)一二五・五磅(賣)となつてゐる。

新西蘭

新西蘭には六個の商業銀行と、一個の中央準備銀行とがある。六個の銀行中四個は濠洲の銀行である。各商業銀行が普通銀行業務と外國貿易、金融を行つてゐるのは勿論であるが、中央準備銀行が設立されるまでは信用及び通貨をも管理し、各銀行とも兌換券發行權を有してゐた。前の大戦迄は右兌換券は確實に兌換せられ、從つて金本位制が實行されてゐたが、大戦でこれが停止され、今日に於ても復舊して居ない。併し爲替相場は各銀行が倫敦に有するバランスに依つて維持されてゐるので、二九年末まではスターリングと等價であつた。其の後世界不況に依つて新西蘭財政は至大の苦境に陥り、通貨の地位も不確定となつた結果、一大英斷を以て一九三三年十一月に中央準備銀行を設立して、新西蘭貨幣の獨立を計

り、以後英貨と新西蘭紙幣とは一定相場にて交換さるゝこととなり、結局、英爲替本位制となつた。準備銀行は右の交換率を決定するが、一九三四年來、英貨買——新西蘭貨一二四磅〃英貨一〇〇磅、英貨賣——新西蘭貨一二五磅〃英貨一〇〇磅となつて不動である。

在南邦人の金融及び金融機關

在南本邦銀行としては横濱正金銀行、三井銀行、臺灣銀行及び華南銀行の四者で、正金は新嘉坡、マニラ、スラバヤ、バタビア、スマランに、三井はスラバヤに、臺灣銀行は新嘉坡、スラバヤ、スマラン、バタビアに、支店又は出張所を置いて活躍してゐる。その業務は主として爲替業務であつて、地方貸出は餘り行はない。尤も臺灣銀行は一時は拓殖資金の供給に當つたが、近年は専ら爲替業務に力を注い

てゐる。

華南銀行は他の三行と異なり、日支合辦銀行であつて、本店を臺北におき、主として地方の金融に携はり商業及び拓殖事業の資金供給を目的としてをり、支店を新嘉坡、スマランに置いてゐる。日支合辦であるため、華僑の人氣に投じ、當初は頗る有望であつたけれども、其の後華僑の排日運動が起るに及んで業績は次第に不振となつて來てゐる。

要之、在南本邦銀行は事業資金の供給に關しては、少數の一流商社に對するものは別として、多くは活躍して居らない。之に代るものは外國銀行で、例へば蘭印の某本邦栽培會社が蘭印割引銀行から融資を受けたといふ事實もあるが、一般にはかゝる事例は少い。土地によつて異なるが、蘭印の

輸出入業者の如きは、三井三菱は別として、外國銀行と取引するものなく、貨物前貸、商品擔保貸等の方法によつて、本邦銀行から金融を受けてゐる。然るに之が小賣商となると、小經營であるため、外國銀行は勿論本邦銀行の融資をも受け難く、卸商から資金の供給を受けるか、或は無盡講其他の組合金融や高利貸の利用等を行つてゐる。

第四節 通貨

蘭領印度の本位貨幣は金貨であるが、これは單に盾(ギルダ)(蘭印の貨幣單位)の對外爲替の相場を調節する爲に用ゐらるのみで、日常流通して居らぬ。従つて實際の取引には盾銀貨、補助硬貨、政府發行小額紙幣及び爪哇銀行兌換券が流通してゐる。こ

の場合、兌換と云つても、金貨とではなく、銀貨と兌換されることを注意しなければならぬ。

英領馬來にも金貨(英貨スターリング)はあるが、市場流通は殆んど無く、銀貨、白銅貨及び銅貨が流通してゐる。大體に於て海峽植民地政府紙幣

及び兌換銀行券(チャータード銀行及び滙豐銀行)が多く硬貨は二割程度に過ぎない。

比律賓もまた金爲替本位國で、一比及び五十仙銀貨が無制限法貨として流通してゐる。兌換券は稍々複雑で、國庫兌換券(財務局發行)が主たるもので、比島國立銀行兌換券が之に次ぐ。この外にバンコ・エスバニヨル・フィリップピノの後身たる比律賓群島銀行が、西班牙領であつた時代からの特權で小額ではあるが兌換券を發行してゐる。

轉じて泰國の幣制をみるに、貨幣本位は銖(サト)(外人はチカルとも稱する)であるが、流通貨幣は銀貨及び政府發行紙幣を主とし、之に白銅、青銅の補助貨幣を併用する。紙幣は總て大藏省の發行にかかり、無制限法貨となつてゐる。政府は之が信用

を維持するため、獨立の通貨準備を設けて居るのみならず、一般歳入をも保證として之を發行する。

佛領印度支那は一九三〇年の總督府令によつて金塊本位制を施行してゐる。これによつて佛印の貨幣本位は比弗(ビヤストル)(一九二八年の法律による佛の十法に當る)と定められた。兌換券は印度支那銀行の發行に係るが、同行は要求によつて法金貨と兌換するも、之が國內流通は認められない。よつて國內通貨としては、無制限法貨たる一比弗銀貨の外に、制限法貨たる三種の銀貨があるが、土着人は銀貨に對する愛好心が強く、死藏する者が多いため、銀貨の市場流通は少く、白銅貨及び青銅貨が流通してゐる。

右の外に法貨ではないが、青銅又は亞鉛で造ら

れたサベーク貨なるものが、土着人間に流通して大體、一比弗は三五〇サベーク銅貨位に當る。其の他、眞鍮サベーク貨、一九三三年新鑄造のサベーク貨等も下層階級の間に行はれてゐる。尙この外東埔寨、老樾の一部には舊來の習慣により金・銀・鐵棒等が代用貨幣として用ゐられてゐる。

第六章 國際投資

第一節 概 說

凡そ資本は産業の血液とも云ふ可きもので、如何に物的及び人的資源に恵まれた土地でも、之を企業化すべき資本がなければ殆んど無價値といつて差支へない。故に南洋に對する各國の投資は、南洋經濟の發展に對しては、死活の權を握るものである。同時に、投資國にとつても、大いなる投資市場を有するや否やは、これ亦、頗る重要な問題である。今日、投資國と稱せられる國々は、概ね高度の資本主義國家であつて、かゝる國の經濟は一般に過剰資本を生むので、若し之を投資す

べき市場が見出されなければ、その國の經濟は大困難に逢着せざるを得ない。

かゝる重要な意味を持つ列國の資本は、南洋に對してどれ程投下されてゐるであらうか。濠洲及びニュージールランドを除いても金平價にして百二十億圓近くに達するであらう。之に濠洲及び新西蘭への英・米兩國の推定投資額七億數千萬磅を加へれば約二百億圓の巨額に上る。

これ等の投資は英・米・佛・蘭・日・支等の諸國によつて行はれてゐるが、首位を占めるのは英

國で約百億圓、次いで和蘭の五十二、三億圓、第三位は佛蘭西と考へられるが一九三三年に於ける佛印への實際投資額は五十億法見當と見積られてゐる。之を邦貨に換算することは法の平價切下が行はれてゐるので困難であるが、他との振合上、切下以前の價値で換算すれば二十億圓近くである。他の方面にも多少はあるのであらうが、佛國投資の大部分が佛印に集中されてゐる點からみて、右の數字は佛國の南洋投資の全額に近いものと推定して差支へあるまい。米の投資は大約十四、五億圓餘と計算され、日本は三億圓見當であらう。別に華僑投資は四十億圓と云はれてゐる。以上の數字はキンダースレー、デリナー兩氏の研究、蘭印政府調査、米國陸軍省島嶼局調査、濠州統計年報、新西蘭統計年報等に依り、華僑投資額は福田省三

氏の調査に依るものである。此等各調査の年度は必ずしも一致せず、且つ現狀から推し幾分が見積過少と思はれる點があり、特に蘭印に關してはその感が深いけれども、他に信頼すべき資料がないので止むなく之に據ることとした。次に、この投資の地域的分布如何であるが、之にも各種の調査數字があつて必ずしも一致してゐない。しかし割合から云へば濠州又は蘭領印度が第一位たる事は各調査の一致する處で、之に次いで英領馬來、比律賓、タイ國、佛領印度支那の順序である。實はタイ國への投資金額は他の諸地方に比べて一層明確でないが、大體十億圓といふのが通説である。

註、濠州統計年報。新西蘭統計年報。

Economic Journal. December 1933. Kindersley 調査。

Eugene Staley. War and Private Investor

註二 デリナー教授（一九三三年）

第二節 國別投資狀況

英國資本——英國の海外投資はナポレオン戦争直後（一八一七年）に始るけれども、之が英國經濟に對して重要な地位を占むるに至つたのは、一八七〇—八〇年代で、第一次大戦開始前には既に世界第一位の投資國となつてゐた。

この海外投資を地域的に見ると、當初は歐洲及び米國が中心であつたが、十九世紀末葉から二十世紀にかけて漸次歐洲外の地域へ向ひ、アフリカ、南米、太平洋方面への投資が増加し、一九一三年に於ける東南洋への投資は九億四千萬磅と計算されてゐる。

然るに、第一次大戦は列國の投資の事情に非常

な變化を齎らし、就中、戦前は債務國であつた米國が一舉に世界第一の債權國となり、英國の海外投資は、これを境として全體的には漸減的傾向を辿り、たゞその屬領への投資のみが漸増の態勢にある。

英國の對南洋投資中、最大なものは濠州の五億七、八千萬磅で、これに次ぐのは新西蘭の一億二千二百萬磅、馬來及び蘭印一億八百萬磅が更に之に次ぐ。この内濠州及び新西蘭への投資は殆んど九割迄が公債投資で、残り一割が一般産業への投資であるが、馬來及び蘭印に對するものは兩者のゴム園と馬來の錫鑛業とを主とする。

またタイ國に對しては、錫鑛業に七千萬磅、チ
ルク材工業に二千一百万磅、外に公債投資九千萬
鎊がある。比律賓では林業及び栽培業を中心とし
て、七千萬弗見當の投資が行はれてゐる。

和蘭資本——和蘭は貿易國としても、投資國と
しても英國より古い。しかし既に十八世紀には投
資國家たる面目を備へてゐたに拘らず、南洋への
投資は比較的遅れ、ウケン會議（一八一八年）
以後の事に屬するといはれる。元來初めて蘭領印
度へ農業投資が行はれたのは一八一一年で、當時
の領有國英國が副總督ラッフルスをして、土着
人の土地耕作權を認めしめ、また政府の土地專有
權を廢して歐洲人農業企業家を誘致したに始まる
といはれるのだが、其の後ウケン會議によつて再
びこれが蘭領となり、和蘭の産業資本が始めてこ

れに入つたのである。蘭領に復歸した後も、ラッ
フルスの土地政策は踏襲されて、漸次農業の發達
をみてゐたのであるが、その後ファン・デン・ボ
ッシユの強制栽培制度によつて一時却つて衰微し
た。そこで一八七〇年以來歐洲人にコンセツショ
ンを許し、また、土着人の世襲耕作地に對する占
有權を認めた結果、これより私人農業大いに勃興
し、今日に於ては和蘭の農業投資は十五億三千餘
萬盾（イタリヤ）に及んでゐる。

和蘭の投資として農業に次ぐものは鑛業投資で
その金額は三億一千万盾で、農業投資の三分の一
である。最初の鑛業投資は、一八八一年に爪哇の
チェリボンで行はれた石油のボーリングが擧げら
れるが、これは失敗に歸したので、一八八年のド
ルツシユ石油會社の創立を以て鑛業投資の第一歩

と見るべきである。蘭印に對する投資の詳細は本
章第三節に譲ることとし、蘭印以外への投資をみ
るに、これは極めて微々たるもので、タイ國の錫
鑛業に對する一百万盾の投資が比較的大きなもの
に屬する。

佛蘭西資本——佛蘭西が佛領印度支那に確乎た
る地歩を占めるに至つたのは一八六二年の西貢條
約以後であり、今日佛領印度支那と稱せらるゝ地
域の統合を完了したのは、一八九二年にラオスを
保護領化した時である。爾來今日まで五十年間不
斷の開發が續けられ、投資も百億法に達するが、
その半分は利權屋の懐に入り、實際に投下された
ものは五十億法と見積られてゐる。

投資の對象はゴム、茶、コーヒー等の栽培、採
鑛業、公共事業等であるが、その中、政府借款の

形式を採るものが、三十億三千万法、即ち全投資
の三分の一に當り、残り三分の二が直接投資であ
る。

米國その他の資本——英國、和蘭、佛蘭西の三
ヶ國は南洋投資國中の一流に位するもので、三者
合計では、全南洋國際投資の八割餘にも達するで
あらう。その餘の投資を、日、米、獨、白、支、
スペイン等が分擔してゐる。

米國の南洋投資は金額から云へば、對濠州及新
西蘭の四億弗が第一位、對比律賓の二億數千萬弗
が第二位である。前者の中、二億六千餘萬圓は證
券投資（濠州政府公債、州債、市債が主である）
であり、残りの直接投資は自動車、電氣機具、
食料品等の製造業に對するものである。後者即ち
比律賓に就ては、その二割が公社債投資であり、

直接投資は砂糖・コ、ナット・纖維工業・木材業・鑛業等に分散してゐる。この比律賓投資は、金額においては對濠投資に劣るが、被投資地の政治・經濟に對する勢力にいたつては、却つて遙かに有力で、且つ注目しなければならぬ點である。比島の「獨立」がこれにどう響くかは大いなる關心事であらう。

南洋の投資研究に於て、特に把握し難いものは支那の投資である。六百二十萬を超ゆる在南華僑が今日牢乎たる地盤と強い勢力とを有して居るのは、その經濟的實力の大なるによるのであつて、従つてその各種事業への投資なども頗る巨額なものがあらうと見られるのであるが、數字的には何等據る可き資料が無い。加ふるに華僑の投資が盡く支那の投資と云ひ得るかどうかも問題である。

勿論華僑は支那人だが、他の在南外人に比較して著しく國際人的で、夫々の居住地に於てその國民の一部となつてゐる傾が強い。従つて華僑資本の中、支那から持出されたものでなく、夫々の土地で土着資本として蓄積されたものが多いことは見易い事實であるから、之を一概に支那の投資とすることは議論の餘地がある。寧ろ之は別個の「華僑投資」と考へた方がよいと思ふ。しかしとにかくその投資額に就ては諸説があり一九三〇年現在四十億圓と推算する向きもある。これに就ては別に華僑の章で詳説するからこゝには省く。

日本資本——最後に日本の投資をみると、總額に於て三億圓内外といはれ、栽培業の一億四千圓見當を第一位とし、鑛業、林業其の他が之に續いてゐる。地域別の點から見れば比律賓が最も多く

馬來及び蘭印が之に次ぐ。左に参考のため統計表を掲げる。(昭和十四年九月調査、單位千圓)

地域別	鑛業	林業	水産業	商業	栽培業	
英領マレー	四三、七五	六〇〇	二、六二四	三、二五六	三〇、六七九	七九、九三四
英領北ボルネオ	—	六、二九四	—	六二	一三、七三〇	二〇、〇八五
サラワク	—	—	—	—	—	—
蘭領印度	二、五四三	—	三、五四三	八、八三八	二七、三七三	四三、二九六
比律賓	一、三三〇	一三、二七七	—	七、四一九	六七、〇〇〇	八七、九六六
佛領印度支那	—	—	—	九〇三	—	九〇三
泰國	二二七	—	—	四三四	五、五〇〇	六、一七一
其他	一四、四九	三、〇〇〇	五、三六〇	—	—	三三、七九九
計	六二、三三四	三三、一三三	一三、五三六	二〇、九二二	一四四、二八二	二六〇、一七四

右の投資によつて活動してゐる企業會社は、鑛業關係十數社、林業關係十數社、水産關係十社、栽培業に至つては六十社を超ゆるの多數で總計では百社に餘る。

第三節 被投資國別狀況

蘭領印度——蘭領印度に投下された外國資本は總額五十八億盾に近く（政府投資十億八百萬盾を加へて）之を事業別にみれば、

私的投資額	
農業投資	二、〇六五 百萬盾
鐵道	四三〇
鐵道其他	二二五
船會社	三九
其他商業保險倉庫會社拂込資本金	三三
小計	二、七六二
右會社々債、借入金、個人事業資本金	五〇〇
累計	三、二六二
政府投資額	六二〇、七五五 千盾

港灣	一一八、九二五
波泄作業	一一、三二六
ゴム及カタパーチヤ	一〇、一一〇
錫	五、四八四
石炭	一八、二一九
石油	二九、三七五
鐵	一五、〇〇〇
水力電氣	一一
運送事業	一八、七九三
郵便・電信・電話	二、三五三
印刷局	七五、九七七
鹽業	二、〇〇〇
阿片業	九、四〇四
實業	四、三三九
小計	七四、七九一
蘭印政府公債	一、〇〇八、一八一
	一、四六七、三三六

總計

五、五七、七〇五

即ち、農業投資が他に抽きんでて多い事に注目させられる。

更に農業投資の國別投資額及びその百分率をみるに、

國名	投資額	%	糖業投資ヲ除ク%
和蘭	一、五三六	七五・〇	六〇・〇
英國	二、六	一三・五	一〇〇・〇
佛白	一一三	五・〇	九〇
獨逸	二八	一・〇	一・五
日本	三〇	一・〇	
英西	五三〇	二・五	一・五
瑞西	五〇	二・〇	四・〇
其他	一一〇		
計	二、一三三	一〇〇・〇	

和蘭の第一位は當然であるが、特に糖業に於ては壓倒的で、殆んど九五%を占めてゐる。外國資

本の最も多くはゴム栽培業に集中し、その大部分がスマトラに於て投資されて居る。その中、四七%は英・米・佛・白の資本であるが、英國資本はまたコーヒー、茶の栽培にも投下されてゐる。石油鑛業に於ける外國投資は正確には判らないのであるが、第一位を英國とし、米國がこれに次ぐことだけは確かである。最大の石油會社たるバターフシエ (Batavia'sche) はローヤル・ダッチとブリテイッシュ・シェルとの子會社で、その株式の六〇%は前者が、四〇%は後者が保有してゐる。米系石油資本の増加は Kolonial Petroleum Maatschappij 會社の生産額が近年躍進し來つたことによつて、之を推知し得る。

右の如き生産企業の外に、商業・金融業・海運業等への投資を加へれば、蘭印の外來投資は三十

數億盾に上ると見られ、その内二十數億盾が和蘭資本といはれてゐる。近時、蘭印政府は外資の輸入を必ずしも歓迎せず、却つてこれを阻止する現狀であるが、或種の大工業（工業の章参照）が大部分、外資の活動に依る事實は、和蘭投資が舊式の型（農業及鑛業）に囚はれ、兎角、新方面への進出を滞り勝ちな態度を示すもので、之に對しては、多くの批判を生んでゐる。

日本人の鑛業出資はボルネオ石油會社に對する十八萬盾、爪哇スラカルタ州ケルトモヨの石原産業系の銅山に對する公稱資本五十萬盾であるが、實際には何れも二、三百萬盾を投じたものと見られてゐるから、日本人の鑛業投資は五、六百萬盾に達するであらう。この外、協和鑛業（資本金二千萬圓）がボルネオに採掘を進めて居るが、現在

採油するまでには到らない。

林業ではボルネオ物産、南洋林業、龜田木材、雪本商會があり、護謨栽培では南國護謨、南國産業、野村東印度殖産、日沙商會、ボルネオ護謨スマトラ拓植、昭和護謨、其他數社がある。

英領馬來——英領馬來に對する列國投資中、英國が第一位を占むることは、蘭印に對する和蘭の投資の場合と同様であるが、しかしその投資額は判明せず、僅かに蘭印への投資と合して一億八百萬磅なる事が知れてゐるに過ぎない。そこで臺灣總督府及び蘭印農商工務部發表の數字によつて英國の蘭印への投資を四億盾見當と見積り、之を金平價換算（約三千三百萬磅）で前記一億八百萬磅から控除すると七千五百萬磅程が残る。之を以て馬來への英國投資額と推測する以外、他に適當な

資料がないのである。

米國の投資は僅々三千萬弗程で、全部直接投資である。その中、三分の二がゴム事業で、錫鑛山がこれに次ぐ。邦人投資も之と大差なく六千萬圓程度と推算され、栽培業及び鑛業に主力が注がれてゐる。華僑の投資も少からざるものとは考へられるが、主として小規模の農・鑛・商業に投ぜられてゐる爲め、數字は推定出来ない。

参考として一九三五年末に於ける海峽植民地會社數を記せば、總數一、一二七社中、英國は實に四六一社を占め、米國三五、和蘭二七、日本二二、佛印八、タイ七、支那、伊太利、瑞典各四、獨逸二等である。

本邦人企業として鑛業關係六社、木材業關係一社、ゴム栽培業十一社を數へる。即ち飯塚鐵鑛、

石原鑛山、石原産業公司、日本鑛業、日本産業護謨、昭和護謨、馬來護謨公司、熱帶産業、三五公司其他である。

比律賓——比律賓に於ける外來投資は推算六億六千五十萬弗で、その内譯、

米 國	三六〇,〇〇〇
支 那	二六,五〇〇
英 國	七〇,〇〇〇
西 班 牙	七〇,〇〇〇
日 本	三〇,〇〇〇
其 他	二〇,〇〇〇
計	六六六,五〇〇

（米國國庫省島嶼局一九三五年發表）

米國投資中四、五千萬弗は比島政府、私人會社等の公社債に投ぜられ、残りの二億弗が直接投資である。之を産業別にみれば、

鑛 業（十七社）

七五、八一 千比

製糖業(十社)	四、八五〇
農業(二十七農園)	三九、四九〇
ホテル業(四十九軒)	三〇、〇〇〇
計	一、九〇、三三三

農及び鑛業	三〇〇
其他	一〇、〇〇〇
計	二三、〇〇〇

米國人の投資方法をみるに、單一の事業に資本を集中するもの尠く、各種の事業に分散投資するものが多い。その業種も右に挙げたものの外に、自動車タイヤ、映畫フィルム、食料品等の販賣、貝釦、葉卷、繩等の製作、新聞雜誌、廣告會社、保税倉庫、船舶及び航空會社等をも經營してゐる。支那人の投資は米國に次ぐが、一九三九年の茶組合の調査として傳へられるものに、

商業	千比
不動産	一、一〇〇、〇〇〇
製造業	三、〇〇〇
伐木及び製材	一、〇〇〇
金融業	七、五〇〇

之を他の外國投資に比較すると、不動産投資に於ては第一位を占め、木材事業に於ては第二位である。銀行事業に於ても英國に次いで第二位である。特に注目すべきことは、商業部面に於ける活動で、華僑は現在の比島商業取引の六割を掌握すると云はれてゐる。製造工業に於ても醸造、製靴、製革、紙卷煙草其他の事業に於て重要な役割を演じてゐる。近時、小賣商業に於て、頻りに支那人排斥の聲を聞くが、これが今後具體的にどう展開して行くかは豫斷出來難いにしても、比島の經濟的獨立運動が發展するに伴ひ、華僑の勢力が漸次縮小して行くであらうことは當然豫想される處で

ある。單に華僑のみではない。邦人の經濟的勢力と雖も、決して安閑たるを許されない。比律賓に於ける邦人投資はダバオだけで五、二〇〇萬比、比島全體としては一億比近くと推算されてゐる。ダバオに就いて云へば、

農業	萬比
農 業	三、九〇〇 (農事會社九〇〇萬比、自營者三〇〇〇萬比)
商工業	九五〇 (商事會社五〇〇萬比、中小工業四五〇萬比)
林業	二〇〇
漁業	三〇
道路其他	三〇
計	五、二〇〇

(比律賓情報、昭和十三年十二月號所載)

比律賓全體としては、尙右の外に四千數百萬比が鑛業・林業、農業等に投下されてゐるが、之を企業數に就いてみれば林業關係では三井物産の經

營する北ミンダナオ木材、古川拓殖のガルフ木材及びティアンコ木材、其他日比企業、ミンドロ木材等十一社、鑛業關係では石原産業、日比鑛業、トリード・マイニング・コンパニー等があるが、最も盛なのは投資金額に見らるゝ通り麻の栽培で、太田興業以下三十七社に上つてゐる。此等の投資の將來如何は、比島に於ける投資が多ければ多いだけ、深い關心を有する處である。

比島に於ける最近の經濟的動向として注目すべきものは、第一にはN・E・P・A運動として知られる經濟的自立の思想及び實踐があり、第二に比律賓土着資本の蓄積である。ネバ運動に就いては工業の章に詳述したが、土着資本の蓄積に關しては所謂「比島産業計畫」實施のために多額の比島人投資が現に行はれてゐるし、又、鑛業株の大

部分が比島人によつて所有されてゐる等の事實に徴しても、比島土着資本の蓄積が或程度進んでゐることを知り得る。この點は他の南洋各地が土着資本の見るべきものを持つてゐない状態と大いに異なる。既に土着資本の蓄積があるならば、勢ひ外來資本の活動と相對立するの惧あることは、自然の數であらう。

タイ國及び佛印——タイ國への外國投資額は漠然と十億圓位と云はれてゐる以外に何等頼る可き數字は無いが、英國が絶對的優位を把持してゐる事實は動かし得ない。例へば錫會社六十社の中英國系三十八社、佛國系十三社、タイ系七社であり、チーク材業に於ても伐採契約本數百十四萬本中、英國六十六萬本、佛國八萬本、丁抹七萬本、支那五萬本といふ數字をみれば、英國の勢力

が如何に大きいかを知る得るのである。英國に次いで優勢なのは華僑である。特に米に關しては、工業の章でも述べてゐる如く、仲買業から精米業、輸出業に至るまで殆んど全く華僑の手中に在る。其他中小商工業に對し獨占的地位を保持してゐるから、若しその投資額が判明すれば餘程巨額に達すると思はれる。華僑は英人や佛人等と異り、タイ國民の日常經濟生活の中に深く喰入つて居り、その有する經濟的實力は、資本金額で示されるところよりも遙かに強力なものであらう。

佛領印度に於ける佛國投資は第一節にも述べた如く、デリナー教授の調査（一九三三年）に依れば百三億一千萬法で之が内譯は、

政府借款

三、〇三〇
百萬法

鑛工業	二、六三〇
金融業	一、六八〇
農業	一、三〇〇
商業(貿易)	八七〇
交通	七九〇
計	一〇、三〇〇

佛國以外の資本は、佛蘭西人以外の外人經營の會社が極く少數なる點からみて、決して大きな事が想像される。元來佛蘭西が投資立國といふべき國柄なので、苟くも自國植民地に投資の餘地あれば敢て外國資本の入るを俟たないといふ次第だから佛印に於て佛國資本の獨占的地位を占むるもまた至極當然である。例外とみるべきは華僑資本である。彼等の獨特の壇場である商業及び金融方面のみならず、精米業、醸造業等に於て多數の中・小工場を有し、佛國系會社が概ね大規模

にして少數なるに對し、小規模ながら數でこなし

てゐる。
濠洲及び新西蘭——濠洲及び新西蘭に於ける外資輸入總額は七億七千萬磅に達するものと推算されてゐるが、この中、企業投資が何程を占むかは明白でない。キングダースレーの研究、濠洲統計年報、新西蘭統計年報等に依つて窺ひ得る處を述べらば、右輸入資本の殆んど全部が英國の資本で、第二位たる米國と雖も七千萬磅内外ではな

いかと考へられる。
對英債務の大部分は聯邦政府、州政府、市政府に屬し、この内、濠洲の分は四億三千万磅、新西蘭の分は一億二千二百萬磅と推定され、個人投資は一億五千萬磅と見積られてゐる。米國其他の投資内容は明かでない。

右の輸入資本中の産業投資が、如何なる種類の産業に投下されたかは、産業投資の金額そのものさへ不明であるから到底之を知り得ないのであるが、併し債務の大部分が公債たる點から見て、鐵道、電信電話、道路河川港灣等の交通通信機關を主とする所謂公益事業に對するものであることは推定し得る。

第七章 資源概観

第一節 農業資源

前にも記したやうに、南洋の資源は多種多様で且つ豊富であるが、其種類は大體次の四種に分つことが出来るであらう。即ち第一、農業資源、第二、鑛産資源、第三、林産資源、及び第四、水産資源等で、主として原始的産業の生産物である。農業資源の中、南洋の特産として注目すべきものは護謨、椰子、米、砂糖、茶、煙草、珈琲、規那、マニラ麻、綿花等であるが、護謨の如きは世界總生産額中の九〇%を占める。このゴム栽培は恰も我邦に於ける生糸の如く一般的に行はれ、馬

來、蘭印方面産業の大宗を爲し、その價格の騰落が、南洋經濟界に及ぼす影響は極めて大きい。近代化學工業又は食料等に用ひらるる油椰子、椰子油等は南洋到る處に産出する。

マラリヤ病の特効藥たる規那は、主として爪哇に産し、船舶用ロープとして用ひらるるマニラ麻は、主として比島ダバオに産し、しかもこれは邦人の活躍に負ふところ絶大である。規那もマニラ麻も世界産額の大半を占める。米も砂糖も世界市場を支配する程の巨額を産して居る。

今、精確なる統計によつて、南洋農産資源の世界に於ける生産率を擧ぐれば、護謨は世界全産額の九〇%、コブラが七一%、椰子油四一%、規那皮九八%、カボック八七%、カッサープ（タピオカ原料）八一%、硬質繊維（マニラ麻類）五五%等を産し、米、茶、砂糖、煙草等も少なからざる生産率であるのを見れば、其の資源の如何に豊饒であるかを想像するに足りる。

更に大南洋の境域として濠洲、ニュージーランドの農産物を考ふれば、其の絶大なる食糧供給力は、注目に値する。濠洲は世界に於ける重要小麥生産國で、且その大輸出國である。肉も穀類と共に輸出食糧の主要なるものである。即ち濠洲の牛とニュージーランドの羊はその著しいものである。其他乳製品バター、チーズ、卵、果實、罐詰

等は相當の巨額に達するのである。畜産方面に於て濠洲が世界最大の羊毛生産國であることは特記に値する。

南洋農産資源の豊富なること、及びその生産の盛んなることかくの如し。しかも更に將來の開拓を想像すれば、一層好望なることが考へられる。即ち南洋一帯は未開墾の面積に廣大である。其地域は（濠洲新西蘭を加へて）我邦の十八倍に相當するに比較して、人口の密度は我邦の十四分の一に過ぎない。而して此地域の中既に開拓されて居るのは爪哇の全部と、馬來半島、タイ、佛領印度支那の一部分位に過ぎぬと云つても過言でない。概括して云へば南洋の開拓面積は全面積の六%と云ふ小範圍に在るのであるから、之が漸次開墾された場合は、南洋農産資源の重要性を加ふ

ることは云ふ迄もないであらう。

第二節 鑛産資源

また其地下に埋藏する豊富な鑛産資源は、將來の好望を豫測され乍ら、未だ充分開發の域には達して居らぬ。投資、企業は勿論、調査、探鑛すら充分着手されぬ地方が多い實情で、それだけ將來への期待が大きい譯であるが、しかし現在とても錫、鐵、マンガン、タンゲステン、ボーキサイト、金、銀、銅、亜鉛、鉛、石炭、石油、燐鑛、寶石等の採掘は相當の額に達して居る。特に我邦の鑛物資源の必要から見れば、これが非常に重大である。元來我國は鑛物の種類が多様多様であるが、その品質と埋藏量は甚だ貧弱である。よつて

我が邦はこの不足補給地としてだけでも南洋を重視しなければならぬのである。

馬來は世界最大の錫鑛と、精製錫の産出地であり、蘭印これに次ぎ、世界の總生産量十八萬噸の中、六〇%内外を産出して居る。スマトラの西海岸、タイ國の半島部、ビルマの南部、佛領印度支那のラオス等にも之を産する。

鐵鑛も亦南洋に於て注目すべき鑛産物である。其埋藏量は非常に豊富であつて、推定鑛量は蘭領印度に於て約十億噸、比律賓に於て約十億噸（註一九三八年八月米國商務省公表）英領馬來に於て

約二億噸と稱されて居るが、更に濠洲の埋藏量九億噸を合算すれば三十億噸を超過する。此の外ニューカレドニアに於ける鐵鑛は殆んど無盡藏と云はれて居る。尙此上調査が進行すれば、此量は一層増大するであらう。

蘭領では爪哇南部海岸の砂鐵、ボルネオの磁鐵鑛(約五億噸) セレベスの湖沼地方(約四億噸) モルッカ群島、ニューギニア島にも埋藏されて居るが、まだ採掘は行はれて居ない。比律賓は分布廣く、特にミンダナオ島のスリガオは、埋藏量五億噸と推定されて居る。佛領印度支那も諸處に産出し、英領馬來の鐵鑛が、其品質の良好と、鑛量の豊かなことと、其鑛産物を我國に供給して居ることとは周知の通りである。

石油に就てはビルマ及び蘭印のスマトラ、爪

哇、ボルネオ、英領サラワク、ブルネイ等が産油地である。南洋に於ける原油の全生産量は現在約七千萬バレルで、世界總生産量の三・五%に過ぎないが、東亞に於ては石油の最大産地であると共に最大輸出地である。従つて此等は世界注視の的であり、又他のニューギニア等未開發地方の將來も嚮望せられて、南洋鑛産資源中、最も重要視されて居るのである。

以上諸鑛物の外、金、銀等の貴金屬類、マンガ、タングステン、ボーキサイト等の重工業原料、佛印、濠洲、新西蘭等に於ける石炭等は相當多量を産出する。濠洲は英帝國の亞鉛、鉛の主たる供給者であり、銅の重要生産國である。亞鉛は又佛領印度支那から多量に産し、ニューカレドニアからは少量乍ら鉛が輸出される。ニューカレド

ニアは特に鑛物が豊富であるが、中にも重要なものはニッケルで、之に次ぎクロム、コバルト、鐵及びマンガンが豊富であり、其他アンチモニー、

金、銀、銅も産出する。タングステンは、馬來半島及びニュージールランドで採掘して居る。

第二節 水産資源

次に水産資源であるが、南太平洋の海はその範圍の廣大なことで、其間に大小無數の島々が碁布羅列して居るので、魚類の生息に適する。又有利な漁業根據地をも提供するので、天然の好漁場をなして居るから、漁利洵に豊富である。

南洋各地の土着民の主食は米であるが、副食物は主として魚類である。従て魚肉はその生活を豊富ならしむるに多大の貢獻を爲して居る。南洋は四季の變化に乏しい爲か、魚族が多く、八百種以

上に達するのであるが、量的には乏しきを免れない。魚族の種類としては大洋魚が温帯よりも寧ろ熱帯海に生産多く、鮪や鰹の豊富なことは既に試験済みであり、鰹の如きは年中生殖素の發達せるものを漁獲し得る。従つて鰹や鮪は南洋の魚であると説く者すらある。之は南洋の海區が此魚類の繁殖的役割を持つに適して居るからである。この鰹、鮪等の漁業は未だ其の緒に就きたるに過ぎず、將來大に發達するものと期待されて居る。此大洋

魚の種類は、びんなが、きはだ、めばち、まかちき、めかちき、かつを等である。中上層魚族にはさはら、しいら、むろあぢ、うるめ、いわし、きびなどである。瀬魚としては、ころだい、あら、赤いさき等がある。現在南洋に於て最も盛大に行はれつゝある水産業は、蓋し貝採取漁業であらう。これが工藝材料に利用さるゝ點に於て、南洋の特産と稱すべきものである。その主なる貝の種類は、白蝶貝と高瀬貝の二種である。其他鼈甲龜、眞珠貝、夜光貝等も生産する。

第四節 林産資源

林産資源もまた極めて豊富であると共に其の種類も多種多様である。

南洋は斯くの如く天然の好漁場であるが、漁業は一般に幼稚で、未だ充分に開發されて居ない。従てこれは邦人の經營すべき最も有望事業の一であり、又既に邦人漁業家が各地に活躍を續けて居る。元來邦人の世界漁業界に於ける活動は定評がある。其優秀な技術と近代的漁法で、各方面に進出し、これに従事する水産業者は數千人に達し、其の漁獲高は、南洋に根據を置くもの及び香港、臺灣等を含む内地根據の出漁額を合算すれば、年額一千數百萬圓に達すると云はれて居る。

南洋の面積の約七〇%が、鬱蒼たる森林の繁茂に任せて居るのであるから、其豊かなことは想像

するに餘りあるであらう。光と熱と降雨とに恵まれた南洋に於て樹木の生長の速かなことは當然である。南洋全體から見れば、濠洲、ニュージールランドを除けば殆んど大部分が熱帯若くは亞熱帯の密林に蔽はれて、千古斧鉞を入れざる原始林が到處に見られるのであるから、其材積の豊富なことは恐らく無盡藏に近いものがあるであらう。たゞ各處に所謂ジャングル地帯が多いこと、又交通の便が充分開けて居ないから、實用に適するものが多いとは云ひ難いが南洋特有の有用材が夥しく産出する。其の特色は一般に質堅く耐久性に富んで居ることである。ラワン材とチーク材は最も多く産出されて居るが、古來我國に知られて居る紫檀、黒檀の唐木類、鐵木、香木、南洋マホガニーの類を多量に輸出する。鐵木の類は築港、棧橋等

の土木工事の用材として使用され、ラワンは建築及び家具用、殊にベニア板の材料として世界各方面の使用者に歡迎されて居る。チークは造船及び家具用材として使用され、用材界の貴重木として世界各国へ輸出されるものが年々莫大の量に上つて居る。

このやうに南洋に於ける林産は殆んど無盡藏とも云ふべき状態で、産業的にも利用し得べきものが多いにかゝはらず、今日迄地理的條件又は交通の不便等の爲め餘り利用されて居ないのであるが、近年世界海運の劃期的發達は、此障害を除いて林業の發達を促すであらう。殊に近年各國の用材とパルプ資源の缺乏とは、熱帯の森林に注目する様になつたから、林業は將來大いに發達するであらう。殊に我國に取りてはベニア板工業の發展

等に伴ひ南洋材の需要は一層増加するであらう。以上は南洋資源の現状の極めて大體を概括して述べたのに過ぎぬ。今後の開發如何によつては更に幾倍幾十倍のものとなるかは殆んど豫測を許さぬのである。現在の處南洋各地は原料生産地で、しかもこの天與の寶庫はまだ充分開拓されて居ない。歐米諸國がこの地方の占領に着手してから、その年代の長い割合に、開發は寧ろ遅々たるもので、未だ一部分に過ぎぬといふ觀がある。たとへば蘭領印度の如きは、和蘭本國の六十倍弱に當る面積であるが、僅かにその八%が開發されたのみで、其他の九二%は未墾の儘であると謂はれて居る。更に其上日本の資本も、勞働力も、技術、經驗等の進出も甚だ少いのである。之は我國の進出に對して、種々の人爲的條件等の障害が、之を阻

止して居る爲めに外ならぬ。假りに此等の天惠豊かな熱帯地方が、世界の各民族に對して平等に開放されて居たならば、南洋の開發と繁榮とは遙かに急速であつたらうと推測されるのである。しかし國際情勢の變轉は實に極りなく、或は今後我進出行詰り状態は緩和され、其結果として從來の入國制限、企業制限、輸出入制限等の障害も漸次減少する様になるならば、南洋の資源は大に開發されて、その繁榮と發展とを促進するであらう。

第八章 栽 培 業

第一節 農地行政概説

南洋各地の企業中、現在最も普遍的に行はれてゐるのは栽培業——即ち農企業である。多少の厚薄は別として、充分の光熱、豊富な降水量、好適な氣象、廣大なる沃野等の然らしむるところであること勿論であるが、それからもう一つ各地とも克く外國資本の流入を容認し且つ蘭領印度並に海峽植民地等の各政廳及び當業者たちが巨額の經費を惜しみなく放出して、農業技術の向上に異常の努力を拂つてきたこともまた與つて大なるものがある。例へば我が臺灣及び比律賓の甘蔗園における

優良種 P・O・J 品種の如きは全く爪哇糖業者の研究の賜であり、臺灣紅茶の改良もまた爪哇茶に負ふ所が多い。また蘭印、英領馬來におけるゴム（ヘヴァ種）の改良が、タイ國、佛領印度支那、比島等の護謨生産をも増加せしめたと云つても過言ではなからう。

かくて、熱帯農業が人類の日常生活に寄與した役割は燦然たるものであるが、植栽面積の擴張と技術の向上は破天荒な増産を來たして、過剩に過剩を告げ、一九二五年頃から漸く市價衰退の徴が

顯はれ、遂に世界的農業恐慌を招來するに到つた。茲において新規企業はもとより、既存農園の擴張も抑制され、従つて新規外國資本の流入は全く跡を絶つに至つた。即ち、國際生産制限の協定が成立して、砂糖、ゴム、規那、茶等に生産制限の行はれてゐる所以である。而してこれら生産制限協定の束縛を受けぬ他の諸種の農産物にあつても、市價の維持により自己企業の財政を堅實ならしむるために、無謀な擴張を抑へて來たので、ここ數年來、漸く市價の安定を得たやうな次第であつた。

そこへもつて來て今度の大戦の勃發である。各種農業とも、一齊に景氣到來の曙光を見出しつゝあるのであるが、しかし今次の大戦は曩のそれと違つて、關係各國とも、堅固なる經濟持久の態勢

にあり、中立國と雖も、必ずしもこの好機に鼓腹ばかりして居られぬ。熱帯に原料地を有せざるものが、早くもその原料物資の入手難を訴へつゝあるが如きは、その好例である。
以下、先づ各地の農業行政を一瞥することしよう。
蘭領印度——土地は左の五種類に分けることが出来るのであるが、たゞ外國人は土地所有を許可されないから、農耕用地の獲得には、國有地を永租借（七十五年）するか、また外領、自治領を租借（農業租借）するか、あるひは爪哇土侯領及び土人所有地の借地によるか、乃至は、これら租借權又は借地權の讓渡を受けるほかないのである。

(イ) 私有地——東印度會社時代に歐人會社、支那

人、アラビヤ人等に賣却した私有地であるが、蘭印政府では漸次國家に買收しつゝある。

(ロ) 國有地——爪哇の土侯領、私有地、市街村有地、外領サルタン領以外の總ての土地にして、土地法並に土地法令により所有權の認められぬ一切の土地を云ふ。

(ハ) 爪哇土侯領地——爪哇ヤョグヤカクタ及びスラカルタの二土侯領州。

(ニ) 外領土人自治領地及び外領各地のサルタン領で、外領の大部分は之に屬す。

(ホ) 世襲土人所有地——土人が世襲的に所有してゐる土地で、個人所有地及び共有地の區別がある。

(註) 外領とは、蘭領印度のうちジャワ、マヅラ兩島を除く凡べての島嶼の總稱である。

英領馬來——英領馬來の土地制度は便宜上、之を海峽植民地、馬來聯邦州及び同非聯邦州に分つ。

(イ) 海峽植民地——シンガポールに於て讓渡され

てゐる土地は、英國王よりの直接讓與又は租借によるもので、新嘉坡島内には未讓渡の農業用地は一エーカーも殘存してゐない。彼南では未占有地の皇領地は租借並に法定讓與により取得し得るが、しかし同地では未だ何人にも取得されて居らぬ皇領地は殆んどない。馬拉加では農業用土地は田舎では英國王よりの讓與又は租借によつて保有されてゐるが、亦慣習法により取得されてゐるものもある。

(ロ) 馬來聯邦——土地保有を規定する法律は一九二六年の土地法で、國有地の拂下げ（讓渡）權は該地に所在する州理事官にある。國有地を保有せんとする者は先づ該土地所在郡の土地收入官に申請書二通を提出するを要す。

(ハ) 馬來非聯邦——ジョホール州及びケダ州では馬來聯邦における略々同様の土地法が布かれてゐる。ケランタン州では州會に伴へるサルタンの許可を得て登記によつて地權を獲得する。トレンガヌ州では土地行政は土地鑛山監督官の權限に屬してゐる。

る。ブルネイ州では郡登記簿に登記さるゝ事によつて保有されるが、土地法は略々馬來聯邦州と同趣旨である。

(二) 英領ボルネオ——土地所有権には土人土地所有権と普通土地所有権とがあり、土人及び外國人一般に許與さるゝのは後者である。租借權は田舎の土地では九百九十九年、市街地は九十九箇年となつてゐる。

比律賓——憲法により天然資源を凡て國有としその開發に就いては外國人に對し種々制限を設けてゐる。

(イ) 純私有地——主としてスペイン領有時代より都會地に在る住居用及商工業の私有地で、此の取得に關しては外國人も制限を受けない。

(ロ) 私有地——公有地法の適用を受ける土地で、公有地同様の土地法が適用される。

(ハ) 公有地——拂下げを受ける資格は比島市民又

の資本を所有せしめず。

との建前を堅持してゐる。

佛領印度支那——外國人の私有地の所有について、交趾支那では佛本國法により外國人に土地所有權を認め、私有地の買收或は貸金の抵當流れに依り收得した場合も登記すれば自己の所有となる。其の他の各保護國においても外國人も大體土地所有は認められてゐるが、統治を委任されてゐる佛國官廳で登記せねばならぬので實際は相當至難である。

第二節 各 說

第一項 蘭 領 印 度

は米國市民、比島又は米國法による會社、組合にして其の資金の六〇%迄が比島人又は米國人の所有たること。

(二) 土地拂下の限度は個人は一四四ヘクタール、會社の場合は一、〇二四ヘクタール、組合の場合は組合員一人につき一四四ヘクタール、總計一、〇二四ヘクタールを超過することを許さず。

タイ國——所轄郡長に出願して其の保留權を得、二箇年以内に之を開墾、農作すれば自己の所有となる。一九二四年三月の日・泰條約に依り、邦人もタイ人同様自由に土地を獲得することを得。但しタイ政府の一般方針としては、

(一) 北緯一三度(ベチャブリー)以北には一切外國資本を流入せず資源を保留す。

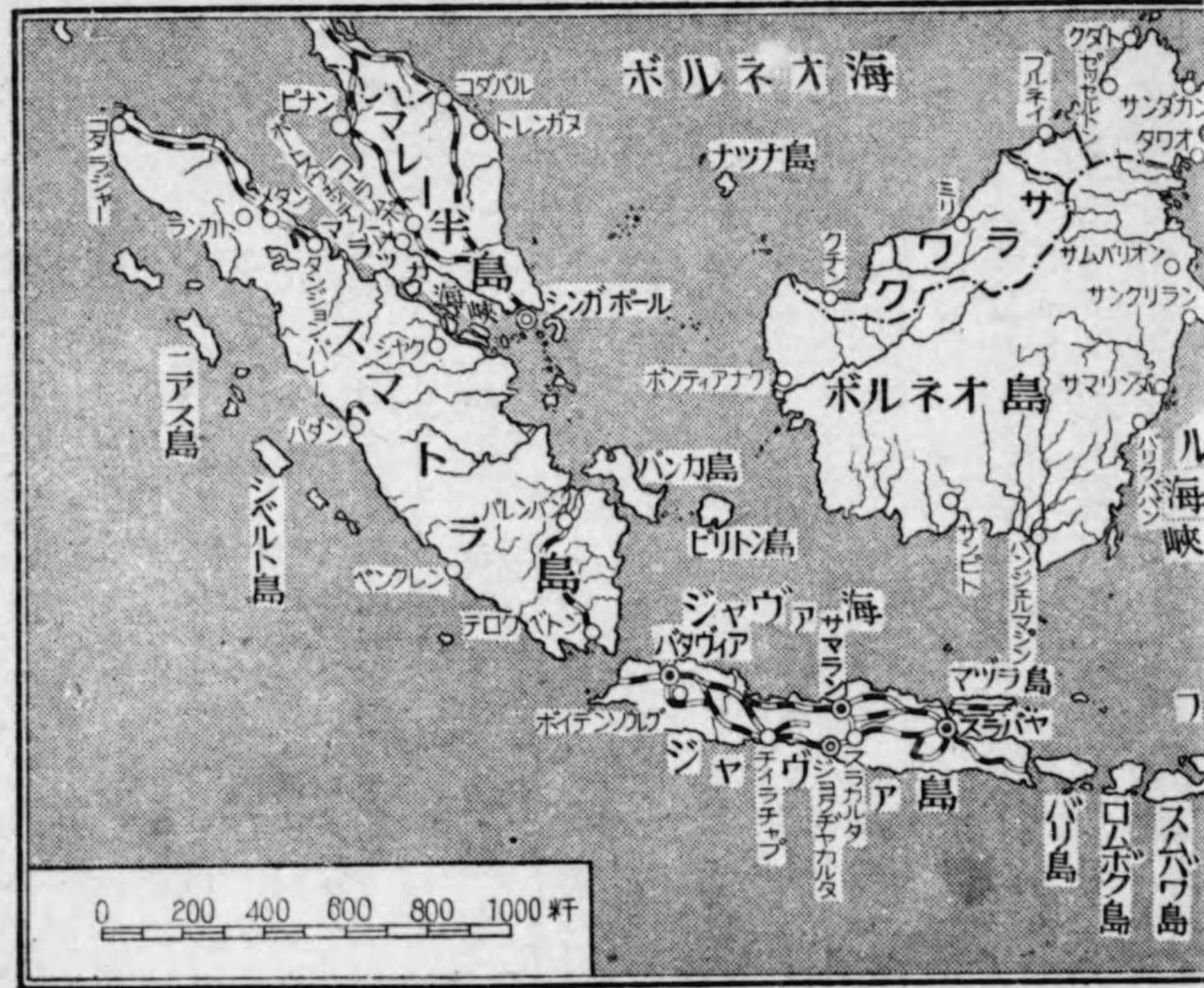
(二) 林業及び鑛業又は廣大な土地を必要とする事業は一切政府の認可を必要とす。

(三) 外國資本との合辦事業は外國側に四九%以上

(イ) 官有地租借——官有地租借並にコンセッションは一九二八年十一月の大統領令により個人の場合には佛國人又は同籍民若しくは同保護國民たること、また會社の場合は本社が佛國及び同植民地或は保護領に所在し、其の社長、取締役の過半数は佛國人、同籍民及び保護國民たることと規定されてゐる。

(ロ) 農業企業——外國人の参加は比較的容易で、個人、會社の別なく、外國法によつて設立された會社と雖も参加出来るが、其の基本となる官有地の入手が困難である。官有地を避け、私有地を買收するとしても、果して企業に十分な地積を收得し得るや否や疑問で、まづ土地入手が先決問題である。

一六〇二年、聯合東印度會社——所謂和蘭東印度會社——の創立以來約百九十年間に亘つて其の



年有名なファン・デン・ボッシュ總督の強制栽培令の實施と共に輸作物産たる砂糖、珈琲、胡椒、茶、煙草等の産額は急増し、遂に和蘭本國渴望の蘭印の餘剰利益が本國に流入するに至つた。かくて十九世紀中葉から本國資本の投資對象は全く農業に集中し、多くの農業會社が設立され、一八七〇年の土地法制定、一八七二年の砂糖法の實施、土木水利の整備等と相俟つて漸次自由栽培主義に移行した。同時にオランダは植民地における外國人の活躍を歓迎したので外交上の條約よりも遙かに力強い國際政治上の所謂グッド・ウィルを生ずる結果となり、日、英、米、獨、佛を始め各國の外資がこれに殺到した爲に蘭印の開發は著しく促進され、終に世界植民地史に稀有



資本の三千六百分、年平均一割八分といふ巨大な利益をあげて和蘭本國の國富増進に貢献したことは周知の處であるが、最初は貿易重點主義に出た和蘭にも、十七世紀末葉から十八世紀前半にかけて漸く企業熱が勃興し、天與の豊富な資源を利用する農企業の振興——従つて之より生ずる農産物輸出利益に着目したことが蘭領印度今日の隆盛の原因となつたのである。オランダ植民帝國の基礎を確立した蘭領印度の農企業は、一七〇〇年東印度評議員チャステレイン氏のデボックにおける大規模農業着手に端を發する。一七五〇年頃、總督ファン・イムホフはボゴルに於て歐州式農園を試み、而も同總督の干渉的保護政策は漸く民間農企業の進出を促したが、一八三〇

の異彩を放つ発展を遂げたのである。
投資額 農業投資額については元來餘り發表されて
てゐないので、最近の確實な數字を擧げること
出來ないが、一九三一年十一月蘭印農商工務部よ
り發行された「國際經濟上より觀たる蘭領印度の

意義」——De beteekenis van Nederlandsche-Indie
nit Internationaal Economische Oogpunt ——な
る小冊子に依れば、投資額は先づ二十一億盾と見
られる。右のうち爪哇、スマトラに於ける投資狀
況は次の通りである。(圖表は一九二九年末、單位は千盾)

種別	スマトラ東海岸	スマトラ南部地方	スマトラ	爪哇	總計
ゴム	三五、三〇一	三九、一四四	三九、〇四五	二六九、八〇八	六六〇、三三三
煙草	一一〇、〇〇〇	—	—	—	一一〇、〇〇〇
油椰子	八三、七〇三	五、一三三	八八、八三六	—	八八、八三六
茶	四、三六八	一四、六三三	五、六一二	一四三、九八一	一六七、二八二
纖維	四〇、〇〇〇	一、〇三六	四、〇二六	—	四、〇六二
古々椰子	四、八五七	—	四、八五七	—	四、八五七
ガムビル	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
珈琲	—	二五、〇七三	二五、〇七三	一〇五、〇九一	一五五、二三七
規那	—	五、三三四	五、三三四	二〇、〇四六	二五、七二四
砂糖	—	—	—	七九三、五〇八	七九三、五〇八
合計	六四二、二四九	九〇、四三三	九〇、四三三	一、三三三、四一四	二、〇六六、〇九六

右の投下資本は栽培會社の資本金又は帳簿上の
資産を基礎としたものではなく、各種栽培物の植
附面積及び一ヘクタール當りの資本價値を基礎と

したもので、各栽培物一ヘクタールの平均見積資
本價値は左の如くである。
スマトラ東海岸——油椰子一、五〇〇盾、護謨

一、四〇〇盾。纖維二、〇〇〇盾、茶二、〇〇〇
盾、古々椰子六〇〇盾。

いま、前掲の投資額についてその國別を示せば
左の如くである(單位千盾)

南部スマトラ——護謨一、五〇〇盾、珈琲一、
二〇〇盾、茶三、五〇〇盾、規那二、〇〇〇盾、
油椰子一、五〇〇盾、纖維二、〇〇〇盾。
爪哇——砂糖四、〇〇〇盾、護謨一、〇〇〇盾
珈琲一、一〇〇盾、茶一、五〇〇盾、規那一、二、
〇〇〇盾。

和蘭	英國	佛國	米國	日本	獨逸	瑞西	伊太利	其他
一、五三六、一三〇	二六、〇五八	一一、八三八	五三、〇三三	一九、六四〇	一七、九〇五	五、二二三	二、一九四	四一、〇九七

以上は主要栽培地域における主要栽培物に對し
て投下された資本の概略である。

即ち和蘭を筆頭に英米が亞ぎ、邦人投資は第五
位に在る。

これには爪哇における纖維及び煙草に對する投
資額、ボルネオ、セレベスその他諸島における投
資額を含んでゐないが、若しこれらの各種投資額
を加へるならば、蘭印農業投資總額は先づ廿二億
盾前後と見てよからう。

投資面積 この投下資本の借地種別は左の通り
である。(一九三八年、單位ヘクタール)

爪哇及マヅラ 外 計	永租借地		計	農業租借地	其ノ他	官營農園	總計
	大農園	小農園					
六〇〇、二五九	二、一五六	六二、二九五	一、〇五八、五三四	六五二、六八五	二〇、五八一	一、五八三、五二一	一、六五四、二四六
五八〇、五九九	六五二	五八一、四二一	一、〇五八、五三四	三、六三三	一〇、六七九	一、六五四、二四六	二、九三七、七五七
一、二八〇、八九八	二、八〇八	一、一九三、七〇六	一、〇五八、五三四	六五五、三〇七	三二、二六〇	二、九三七、七五七	

大企業農園の永租借地を筆頭に、外領の農業租借地がこれに亞ぎ、兩者を合して總栽培面積の八割近くを占め、即ち蘭印の大資本農業が、熱帯農業における企業形態の特徴であることを明らかに表示してゐる。

また官營農園が僅か三萬一千ヘクタールに過ぎないことは、蘭印政府が鑛業の場合と異なり、農業においては如何に外國及び和蘭民間資本を歓迎して、農業における自由經濟主義を充分に發揮させたかを物語つてゐる。

一九三八年末現在の主要作物の植物面積及び生産面積は次の通り(單位ヘクタール)——蘭印農業年報一九三八年版

植附面積	同一九三二年との對比	生産面積	同一九三二年との對比
護謨	五五、七七一	一六一、五	五二九、四三三
砂糖	八四、八二九	五四、〇	五、七二四
珈琲	一〇三、六三二	七七、六	九六、一一〇
茶	一三八、三三九	一五二、二	一三六、九六五
規那	一七、〇一一	一〇三、八	一四、九八五
油椰子	九三、三〇七	七三、四	七四、五四二

即ち油椰子の如きは一九三八年末において一九二一年の植附面積の七倍に達し、生産面積におい

ては實に二十二倍を突破してゐる。

生産高 斯様な大面積の農園からどれほどの生産

年 度	ゴム	砂糖	珈琲	茶	規那	油椰子
一九三八年	一七五、〇七六	一、三五、五二〇	四三、五九九	六六、三三三	一〇、九五五	三六、六六八
一九二二年との對比	二八、四〇〇%	八三、一〇〇%	一〇三、二二〇%	三三、五〇〇%	一〇三、二二〇%	一〇、五四七、六

があつたか。これを主要作物別について見れば、一九三八年では(單位メトリック噸)

年 度	爪哇外領總計	一九二七年との對比
一九三六年	一、八七〇	一、四二二
一九三七年	二、四六三	一、五七
一九三八年	一、五五八	一、四六一

また、これが輸出額は(單位百萬盾)

年 度	爪哇外領總計	一九二七年との對比
一九三六年	一五三	二〇九
一九三七年	三三三	四三八
一九三八年	一八二	二四四

で、近年に到り數量、金額共に低下しつつあるの

となつてゐる。砂糖及び規那の生産高が一九二一年のそれに比して不振なのは國際生産制限協定によるものであるから、此の數字をもつて直ちに製糖業及び規那栽培が不振だとは斷じ得ないのである。若し今次大戰が終焉し、右の生産制限が放棄される時が來れば、爪哇糖は再び活況を呈するであらう。

輸出 これら重要輸物産は世界市場に向つて積出されてゐるが、其の輸出量は(單位メトリック噸)

は一に世界的需要不振従つて市價の下落乃至は生産制限等の諸事情によるものである。試みに蘭領

印度全輸出貿易における農産物の地位を見れば蘭印輸出貿易上依 (單位は百萬盾、蘭印貿易年報一九三九年)

年 度	農 産 物		石		油		其 他		合 計	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%
一九三〇年	六八一・七	五九・三	一八三・九	一五・九	二六六・八	二四・八	一、一五三・四	一〇〇		
一九三五年	三三六・二	五〇・八	八六・五	一九・四	一三三・〇	二九・八	四四五・七	一〇〇		
一九三六年	二七六・三	五一・四	九六・六	一八・〇	一六四・八	三〇・六	五三三・七	一〇〇		
一九三七年	五五三・二	五八・一	一六五・二	一七・四	二三三・八	二四・五	九五一・二	一〇〇		

然として五〇%以上の地位を占めてゐることから見ても、蘭印農業の重要性は容易に察知し得るのである。

コブラ、胡椒、カボック、米、珈琲、茶、メーズ等である。一九三八年のこれら土人農産物は次の通り (單位はメトリック噸)

土人農業 土人農業の主なるものは煙草、護謨、

年 度	煙 草	カボック	胡 椒	コブラ	珈 琲	茶	護 謨
一九三八年	一四、五四九	一三、四二二	五四、二七三	五五四、九三〇	六一、七三九	一三、九九七	一四六、五九六
一九二一年との對比	七七・五%	八二・〇%	一八四・三%	一五二・〇%	三一一・〇%	四〇〇・三%	二、四四三・三%

大企業農園の場合にけると同様の理由から、土人農産物も逐年その産額は低下の傾向を辿つてゐるが、それでもなほ一九三八年は一九二一年に比して、胡椒、コブラ、珈琲等は相當な増産を見、殊に土人ゴムは二十四倍、茶は四倍の増産である。

併し土人農産物の輸出額も一九二九―三一年の激減以來多少の好轉はあつたものの、近年は減少の一途を辿つてゐる。

官營農業 蘭印政府直營の農業狀況は次の通りである。(單位―面積はヘクタール)

年 度	護 謨	ガタバチヤ	珈 琲	茶	規 那	古 子	油 椰 子	カボック	合 計
一九三八年	一三、六五五	一、一三九	七九二	五七三	七九三	九三三	三、七四六	五六五	二五、八二二
一九三七	一四、三三四	一、一三九	七五五	五六七	八〇六	九三三	三、七三四	五六二	二五、八五〇
一九三六	一四、六一九	一、一三九	六七九	五七五	八七六	九三三	三、七三四	三四八	二五、九六
一九三五	一三、五六八	一、一三九	五三二	五七三	八四二	九三三	三、六三七	三二二	二五、三七八
一九三四	一三、一六三	一、一四一	五三二	五七三	八四二	九三三	二、七三二	二七四	二五、八二八

即ち總植附面積三二、二一〇ヘクタール、うち生産面積二五、八一二ヘクタールで、護謨以下八

種の農園に分れてゐる。以下蘭印農業年報一九三八年版に據つて各種農産物別に概説することとし

よう。

〔砂糖〕——一九三八年における砂糖農園数は一八園で、甘蔗栽培面積は八四、八二九ヘクタール、生産高一、四〇〇、三四〇疋で、一九三四—三六年頃に比し約二倍となつてゐるが、右は生産制限の緩和が原因である。世界製糖界においては六三・一%の地位を占めて居る。なほ土人粗糖は九、一一九疋を生産した。

〔護謨〕——農園数は一、一九六園、うち生産園一、二七一、この面積五二九、四一三ヘクタールで一七五、〇七八疋の生産を見た。このほか土人ゴムの産出を加へ、一九三八年における蘭印ゴムの輸出は二九八、五七七疋で世界ゴム輸出量の三三・四%であつた。なほゴムも國際生産制限を加へられたが蘭印の制限基準數量は(單位千疋)

年 度	總基準量	農 園	土 人 別
一九三八	五四八、六四〇	二八七、三四	二六一、三六
一九三七	五三六、三三〇	二七六、六六〇	二五、六六〇
一九三六	五〇八、〇〇〇	二六三、四三	二四三、五五八
一九三五	四〇六、四〇〇	二二六、九八八	一九九、四三三
一九三四	三三七、六三三	二〇八、五三三	一四九、一〇〇

であつて、これに對し年々何割かの割當が行はれてゐる。

〔珈琲〕——農園總數三九九、うち爪哇島内三一三園、外領八六園、植附面積は單植及び混植を加へて一〇三、六二二ヘクタール、生産は企業農園で四五、五七九疋、土人コーヒー六一、七二九疋。六八、九六二疋を輸出した。世界コーヒー輸出界においては一九三八年に三・九%を占めた。ゴム市價の回復からゴムとの混植コーヒー園の面積は近年減少してゐる。なほ珈琲にはロブスタ

ー、爪哇、アラビア、リベリア等の種類があるが、蘭印ではロブスタ種は約九〇%を占めてゐる。

〔茶〕——茶園は三三七園に達し、内二七二園は單植園、その他は護謨、規那等の混植園で植栽面積二一六、六九八ヘクタール、生産面積一三六、九六五ヘクタール、生産數量は八一、三二九疋であつた。なほ土人茶は爪哇のみに産出し、その植附面積約六七、一六六ヘクタール、生産面積は六五、六三九ヘクタールで、一二、九九七疋(生葉のみ)を生産した。而して爪哇茶の輸出量は七一、九二一疋で世界の茶輸出界においては一七%—三三%の地位を占めて居る。

〔煙草〕——煙草農園は八七園で、これが植附面積四二、〇三七ヘクタールのうち、三九、〇七八

ヘクタールが生産に入つてゐる。生産高は二七、一三四疋であるが、爪哇、バリー、ロンボック島等を主産地とする土人煙草も六六、一〇〇疋を生産した。

〔規那〕——規那園は一〇七園、うち單植園は僅か一六園で、他は何れも混植園である。植附面積一七、〇一一ヘクタール、生産面積一四、九八五ヘクタール、生産高は一〇、九五五疋、土人規那は一、六五二疋を生産した。蘭印規那の世界的地位は一九三八年の八九%六、一九三六年の八九%三、一九三四年の九〇%七の最高率であることより見て、その重要性は十分説明されるであらう。しかし規那も國際生産協定によつてライセンス制を実施し、これによつて農園出荷及び輸出が行はれてゐる。一九三八年における蘭印規那の輸出は

六、九五七瓩であつた。

〔油椰子〕——油椰子の農園は六〇、植附面積九二、三〇七ヘクタール、生産面積七四、四九〇ヘクタールで、生産高は製油二二六、六六七瓩、果仁四八、〇三六瓩、そのうち輸出は製油二二〇、七〇二瓩、果仁四七、四八九瓩であつた。主産地はスマトラ島で、爪哇は僅少である。蘭印油椰子を世界總輸出から見れば、製油において四六%、果仁において七五%である。

〔古々椰子〕——農園數六六五園、植附面積四九、八六一ヘクタールで、そのうち生産面積三九、二四一ヘクタールである。此の生産量三九、二四一瓩であるが、土人椰子は五六三、四五〇瓩に達し蘭印輸出は五九〇、〇一三瓩であつた。即ち世界輸出總額二、〇二〇、六〇四瓩に對し約三〇%を

占め、蘭印土人農産物中の重要なものである。

〔食料品〕——米は四、一六八、九八四瓩を生じて土人の食料に充て、メーズ(玉黍蜀)は一、九二五、九〇〇瓩を生産し、海外輸出量は五〇、八四六瓩である。我が國の養鶏飼料としても相當に輸入されてゐる。またカツサーヅ(タビオカ原料)は主として土人農産物で、世界輸出において七〇%を占め、其他馬鈴薯、玉葱など十數種に及んでゐる。

〔纖維植物〕——硬質ロープ纖維のアゲヅ、サイザル、カンタラ、マニラ麻等も既に知られ、その生産量はアゲヅ二八、六二〇瓩、カンタラ四、五二〇瓩、マニラ麻二四〇瓩、ローゼル七、三一九瓩であつた。カボックは農園數一八九、これが植附面積二三、四七四ヘクタール、生産面積一六、

六二六ヘクタール、生産高は纖維二、五一五瓩、核果四、五二三瓩であつた。また土人カボックは纖維一九、八三五瓩を生産した。カボックの世界的地位は六四%で、これまた蘭印土人農業中の主要産物である。

〔薬用、香料、精油植物〕——右のほかココカ、胡椒、シトロネラー、バチョリー、ヅチヅエル、カオ、デリス根、ガンビル、檳榔子、ヅニラ、サゴ、タビオカ、肉荳蔻、肉桂皮、豆類、胡麻等二十種に及ぶ各種農産物は、殆んど全部が輸出されて、世界各地に持ち運ばれてゐる。天與の富源はかくて文化生活上缺くべからざる資源となつてゐるのである。

英國が新嘉坡に進出して来て、まだ僅かに百年

餘だ。しかも今日、馬來半島の農産物輸出入額は、實に九億弗の巨額に達する。この歐亞の關門を扼する半島は、また同時にセレベス、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、サラワク、タイ等の物産の集中地でもある。

初めこゝでは、原住民が狩獵及び原始林産物を利用して衣食の糧を得てゐるに過ぎなかつた。次で渡來した馬來人は、主に船乗りと漁民で、農業には殆んど興味を有つてゐなかつたが、やがて近隣よりの移住者により、農業を習得し、米、古椰子、果樹、其他穀物等の日用必需品の栽培と牛、山羊、家禽類等の飼育とを初めた。しかし最初に歐洲式農業の影響を受けたのは西海岸一帯、特にピナン。新嘉坡島であつた。次いでボル

第二項 英領馬來

トガル時代、オランダ時代を経て登場した英國は、新作物を輸入すると共に其の開發にも努力した。

即ち十九世紀初頭、ピナン及びその近傍並にシ

ンガポール島内に香料植物、ガンビル、胡椒、肉荳蔻、丁字が栽培された。一八三〇年頃、プロヴンス・ウエルスレイ及びピナンに砂糖が生産されたが、砂糖工場は一九一三年頃閉鎖してしまつた。甘蔗が衰退すると共に珈琲が擡頭し、一八七七年に到つて護謨が移植され、茲に馬來半島の企業農園が發達し初めたのである。

投資額 今日海峽植民地、馬來聯邦州及び馬來聯邦州に投下されてゐる農業資本は、總額十五億弗といはれる。その栽培種類はゴムを筆頭として古々椰子、油椰子、パイナップル、煙草、茶、珈

琲、其の他卅餘種に及ぶのであるが、勿論これらに關する詳細な投資統計等は得られない。しかしその主要農業の植附面積は左の通りである。(一九三七年)

護謨	三、三〇三、一七〇
古々椰子	六〇九、四一七
油椰子	六八、九三五
珈琲	一八、〇〇〇
パイナップル	七五、三四五
エーカー	

この内先づ護謨はエーカー當り三五〇弗、椰子同二五〇弗、パイナップル同一五〇弗と推算して見ると、これだけで既に十三億二千萬弗となるから、この外の例へば未植附の租借地投資額及びタバコカ、茶、煙草、其の他の農産物投資額を加へると總投資額十五億弗といふのは、むしろ過少の見積りと見られぬでもない。

栽培面積 さて各州別主要作物の植附面積は一九三七年末現在で(單位はエーカー)

海峽植民地	護謨	古々椰子	油椰子	米	ツバ	タバコカ	檳榔子
	三三、五七〇	七三、〇〇〇	—	六九、〇九〇	五、七五四	一、五九一	二、一七一
馬來聯邦州	一、六三三、〇四五	二五〇、七〇〇	三、二六〇	一八五、七三〇	一一、〇〇〇	一一、九七五	四、六二四
非聯邦州	一、三四三、五九八	二六〇、六〇〇	三三、六四五	四四五、二三〇	五七、五九一	一〇、九九六	五四、九二三
合計	三、三〇三、一七〇	六〇三、三〇〇	六八、九三五	七四〇、〇四〇	七三、三四五	二四、五六二	六二、七〇八

生産高 而して右農業面積よりする主要作物の生産高は(單位は噸)

海峽植民地	護謨	古々椰子	油椰子	米	ツバ	タバコカ	檳榔子
	四三、三九〇	(註)1	—	三七、六三三	(註)2	(註)3	(註)4
馬來聯邦州	二五七、三八九	—	二七、七三三	八〇、八七三	—	—	—
非聯邦州	二〇三、四八八	—	一七、九三三	二〇〇、七四〇	—	—	—
合計	五〇三、一七〇	—	四五、六六六	三一九、二三四	—	—	—

古々椰子、パイナップル、タバコカ、檳榔子の正確な生産數量は次の理由で判明しないが、そ

の輸出數量より見ても重要にして且つ多量なることは想像に難くない。

(註) 1、椰子果の多量は馬來及び印度人の食料になるので、一年當り消費量一〇〇噸と見て、一九三七年の消費量は五七、〇〇〇噸となる。
 2、正確な統計がない上に、土人にとって恰好の食料となる。
 3、相當な輸入量があり馬來の生産額は判明しない。
 4、土人の消費量が多量で生産数量は判明しない。

物輸出入状況は (單位：數量は千噸、價格は百萬弗)

年 度	數量	價格
一九三七年	三、三四九	八七五
一九三六年	二、九九八	六〇九
一九三五年	二、九五八	五三五

またその農産物純輸出數量は (單位數量は千噸、價格は百萬弗)

年 度	數量	價格	英領馬來 全輸出高 對スル比
一九三八年	六六六	二二二	五八二
一九三七年	七九七	三六四	九〇三
一九三六年	六六四	三四五	六三七
一九三五年	七三〇	二二二	五八二

實に馬來半島の全輸出高の三九%を占めてゐる。尤も同地は仲繼港として近隣諸國から輸入される農産物の數量も相當な額に達するので、その輸入状況も見なければならぬが、即ち最近の農産

この輸出入額を差引すれば、一九三七年の輸出超過額は二八〇、五〇〇、〇〇〇弗、三六年には一五八、一〇〇、〇〇〇弗であつた。以下一九三七年末現在の各物産について概説を試みる。
 [護謨]—護謨栽培は馬來半島農業界において最も重要な地位を占めてゐるが、一九三八年末現在の農園數(百エーカー以上)は二、五〇九園でこの面積二〇三萬エーカーである。これに小農園を加へると、ゴム植付總面積は三二九萬エーカーで、そのうち生産面積は大農園のみでも左の如く、一八九萬エーカーに達する。(單位はエーカー)

大 農 園	大 農 園		小 農 園	總 植 附 面 積
	生産面積	未 生 産		
海峽植民地	一九九、五三七	七、三三二	二〇六、八六八	三三五、三四
聯 邦 州	九五六、六四九	七五、七七七	一、〇三二、四二六	一、六一三、六〇九
非 聯 邦 州	七三、六九二	五六、九九三	七九二、六八五	一、三四七、九一四
總 計	一、八九一、八七八	一四〇、〇九二	二、〇三二、九六九	三、二九六、六四七

馬來ゴムも世界生産制限協定により制限をうけてゐるのであるが、一九三八年の馬來基本割當は六〇二、〇〇〇噸で、これに對して同年第一期(一月—三月)は七〇%、第二期(四月—六月)六〇%、第三期(七月—九月)四五%、第四期(十月—十二月)四五%の割當を受けた。同年における生産高は三六〇、八九八噸で、これを各地別に見れば(單位は噸)

一九三八年		大農園	小農園	合 計
海峽植民地	九七、二九九	五〇、四四二	一四七、七四一	
馬來聯邦州	一二九、七三八	五四、三三〇	一八四、〇五九	
非聯邦州	一九、一九三	九、九〇六	二九、〇九九	
合 計	二四六、三〇〇	一一四、六七八	三六〇、八九八	
一九三七年	三二四、六五八	一八八、四六九	五〇三、一三七	

またその輸出状態は (單位は噸)

護 謨	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年	一九三三年
	三三二、〇四六	四六九、九〇〇	三三三、七〇〇	四一七、〇〇〇	四六七、四〇〇	四四五、八〇〇

右のほかラテックスのまゝ輸出されたるものは次の通り（単位—数量は噸、價格は千弗）

ラテックス	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年	一九三三年
價 額	一四、九三一	一九、四〇八	一六、九三七	一三、一五〇	一〇、一四一	一〇、四七〇
	八、六八七	一五、四三〇	一〇、六七三	六、五八五	七、二一〇	三、八七一

〔古々椰子〕— 總栽培面積六〇九、四一七エーカーで、そのうち八〇％はアジア人所有の小農園である。これを以て見てもこの栽培業が馬來人、印度人、華僑等の生活と深い關係を有することが窺知出来るのである。一九三七年の輸出量はコブラ七五、五九二噸、製油三九、七六二噸、粕一五、〇二六噸あり、外に生果のまゝ輸出されたものが六、八〇二噸であつた。（數量は千噸、價格は千弗）

ブラの世界的地位は次の通りである。（單位はメトリック噸）

世界輸出	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
馬來輸出	一、八六〇、三三六	一、七九三、四八六	一、七七六、二二〇	一、七七一、五四六
	一四六、四八三	一五九、四七〇	一七六、九四三	一四三、七二五

〔油椰子〕— 農園數は三六園、植附面積六八、九二五エーカーのうち、約八八・七％は生産面積である。即ち、各地方別の植附面積は次のやうになつてゐる。（單位はエーカー）

邦 聯 非	合 計	一九三三—三七年	一九三三—三七年	總面積
		前の植附面積	年植附面積	
馬來	馬來	一七、三三三	一七〇	一七、五四三
聯邦	聯邦	一三、三三五	八八二	一四、一九七
非	非	一、二四七	八三七	二、〇八四
邦	邦	七、八八	六六八	一、四五七
合	合	三三、七三三	二、五五八	三五、二八〇
計	計	二七、七七七	五、一三八	三三、九〇六
邦	邦	六〇〇	一四〇	七四〇

コブラ	數量	價格	椰子油	數量	價格	椰子粕	數量	價格
	一九三三年	二二〇		八、九九〇	一七		二、三三二	一五
	一九三四年	九五	五、八六五	二五	二、三三三	一八	五九七	
	一九三五年	二二	九、五三〇	三六	四、八四五	一六	五二四	
	一九三六年	七六	八、三三五	四六	七、六四四	二〇	六三三	
	一九三七年	七五	九、二〇七	三九	七、六三一	一五	六三三	

いまこれを一括してコブラとして計算すれば一九三七年の正味輸出は一四二、一〇〇噸である。右の如くコブラとして計算すると、馬來半島の

合 計	二六、七七七	五、二六八	三三、六四五
馬來 總計	六一、〇九九	七、八二六	六八、九三五
聯邦州	二七、〇三三	一七、九三三	四四、六六六
非聯邦州	五、〇九五	二、八二二	七、九〇六
同 核	一九三七年	四三、七六七	七、三三三
同 核	一九三七年	四三、七六七	七、三三三

生産量は次表の如くパームオイル四五、六六六噸、同核七、九〇六噸であつた。（單位は噸）

聯邦州	非聯邦州	合 計
一九三七年	一九三七年	一九三七年
四三、七六七	七、三三三	五〇、〇九九

また世界パームオイルの輸出界における馬來の地位は（單位はメトリック噸）

一九三七年	パーム油	同核
世界輸出	五〇三、九七四	七四四、四〇〇
馬來輸出	四三、七四三	七、四三九

となつてゐる。

〔米〕——一九三六—三七年度の水稻は六九四、

〇〇〇エーカー、陸稻は四六、四九〇エーカー、計七四〇、九四〇エーカーで、前年より一八三、九四〇エーカー増加である。また生産量は三一九、〇〇〇噸、輸入米は五七三、〇〇〇噸であつた。最近の耕作面積及收穫高を示せば（單位—面積はエーカー、收穫量はガンタン）

面積	面積			收穫量		
	馬來聯邦	海峽植民地	非聯邦州	馬來聯邦	海峽植民地	非聯邦州
三五—三六年	一七四、二五〇	六七、三七〇	四三三、三五〇	五、四〇七、〇〇〇	二四、九四、〇〇〇	一四三、三八五、〇〇〇
三六—三七年	一八二、六七〇	六六、七九〇	四四三、〇九〇	五三、三六七、〇〇〇	二四、九六、〇〇〇	一三七、八九三、〇〇〇
増（+）減（-）	+ 八、四二〇	+ 一、四二〇	+ 一〇、七四〇	+ 一、九六〇、〇〇〇	+ 一、〇〇〇	- 一五、四九二、〇〇〇

（註）初六五ガンタンを以て米一噸として計上す。

〔バインアップル〕——栽培面積七五、三四五エ

ーカーの九二％は罐詰用果實の供給のために栽培

されてゐるものである。もと／＼護謨園の間作として植附けられたものであるが、近年は全面積の六六％が單植園となつてきた。果實の生産量を知

る可き統計はないが、併し罐詰製造用の果實は新嘉坡、ジョホール、セランゴール州に限られ、生産地もこの三地方とネグリスマラン州の一部に

あるのみである。バインアップルの生産量は輸出量と貯藏量の合計數字と見るほかない。（單位金額は弗、數量は噸）

輸出價格	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
輸出價格	八、八二五、五五一	八、六六六、五四九	八、三三〇、九〇二	七、〇七、〇八一
輸出數量	八〇、五〇四	七六、四〇五	七三、九三三	六六、六三四

〔檳椰子〕——推定面積は六一、七〇〇エーカーで、前年一九三六年に比し一一、〇〇〇エーカー増であつた。主要産地はジョホール三八、四〇〇エーカー、ケランタンの六、〇〇〇エーカー、トレンガヌの五、〇〇〇エーカー等である。

檳椰子は土人の嗜好料であるが、タバコのやう

には擴まらぬ。輸出は特に印度向が多い。亞細亞の他の諸國へも輸出され、その需要は減じないやうである。一九三七年の輸出量は八三、二〇〇噸

〔珈琲〕——總面積一八、〇〇〇エーカー、うち四、七〇〇エーカーは單植園である。生産コーヒ

は直ちに半島内で消費されてゐるので、明確な

數字を擧げることには出来ないが、栽培面積の約四分の三は生産期に入つてゐるから、調製コーヒーはエーカー當り四ピクル（五三三封度）とみて、一九三七年の生産量は約七、三〇〇、〇〇〇ポンドと見られる。珈琲の輸入量は（單位は封度）

未製品	罐入製品	合計
一九三五年	二、八八、二四〇	二、八四、一九四
一九三六年	二、〇八、八〇〇	二、〇五、五六五
一九三七年	三、八五、二〇〇	三、八六、四八八

であるから、馬來の全消費量は一九三七年において二〇、二〇〇、〇〇〇封度と見られる。これが栽培に要する面積は三八、〇〇〇エーカーであるから、自給自足のためには、珈琲栽培面積はなほ二萬エーカーを擴張する必要がある。

〔タピオカ〕——總面積二四、五六二エーカーのうち、七、三七六エーカーが單植園であり、また

總面積のうち五、〇一五エーカーが馬來聯邦州内で栽培されてゐる。最近の輸出入數量は（單位は噸）

輸出量	輸入量	正味輸出
一九三七年	二四、三三	一八、三六八
一九三六年	三三、五六一	一六、九二四
一九三五年	二四、三五六	一七、四九五

このほかタピオカ粕の正味輸入量は一、六一九噸であつた。近年栽培面積の増加と従来よりも單植園が増加したことから見て本栽培に對する興味が増して来たものと思はれる。

〔デリス〕——デリス根の植栽面積は二一、八〇〇エーカーで、うち五、四〇〇エーカーは單植園であるが、この栽培は最近急激な増加を見せた。

年度	面積 エーカー
一九三五年	六、四三九
一九三六年	一一、三六六
一九三七年	二一、八二四

デリスは支那人野菜屋が自家用に栽培するもの及び輸出向エステルト産とがあり、産額も逐年急激に増加した。一九三七年の輸入量は五二二噸、輸出量は六二五噸であつた。

〔茶〕——茶の面積は四、二四五エーカー、うち企業農園は三、六八六エーカー、小農園五五九エーカーである。生産量は企業農園において一、〇〇一、〇七一封度である。小農園の生産量は正確を期し得ないが、エーカー當り四五〇封度と見て二五一、一〇〇封度であるから、馬來の總生産量は一、二五二、〇〇〇封度前後と算定される。この生産に對し、輸入は四、六八一、〇〇〇封度に上り、今後馬來茶はなほ發達し得べき可能性がある。なほ馬來茶も國際生産制限に加盟してゐる。

〔ガンビル〕——栽培面積は三、四二四エーカー

であるが、生産量は土人消費が僅少である點等を考慮すれば輸出量とほぼ同數量と想像される。その輸出量は次の通り。

キユーア 及び丸	プロック
一九三六年	二、〇三四
一九三七年	一、七五九

〔煙草〕——この栽培面積四、八〇〇エーカーであるが、小面積園が各地に散在してゐるので生産量は判明しない。生葉——乾葉は支那人所有の小工場へ賣却され、其處でチエルツと稱する安葉巻に製造され、一本につき半仙乃至二仙位で小賣されてゐる。チエルツ煙草の勞働者仲間における需要はなほ擴張の見込みがあらう。

一九三七年馬來への煙草輸入量はシガー及シガレットを含んで一五、〇〇〇、〇〇〇封度であつ

た。

〔香料〕——生姜、丁香、カーダモン、胡椒、カ
ツシア、肉桂等の香料の一九三七年度輸出は、
二、〇七七噸、價格二八萬弗であつた。これらは
殆んど土人作物であつて、生産及消費量は不明で
ある。

〔サゴ〕——栽培面積は四、五九六エーカーと見
られ、うち一、五〇〇エーカーはジョホール州に
ある。一九三七年の正味輸出量は一一、〇〇〇噸
であつた。

〔砂糖〕——セランゴール州で一九〇〇エーカー
のニッパ椰子園から、砂糖及アルコールを生産し
た。生産量は砂糖四七二噸、アルコール六六、一
八〇ガロンであつた。

以上のほかバナ、トマト、ドリアン、パパヤ、

ジャボンの果實類、南京豆、玉蜀黍、薯等が土人
栽培として生産される。

英領北ボルネオ——同地の農業も近年漸次躍進
をとげ、ゴム、米、古々椰子、サゴ椰子、煙草、
マニラ麻等を産出し、殊にマニラ麻は全く邦人の
新栽培であることは特筆大書すべきである。其他
の纖維作物も亦好望で、近年邦人の進出が期待さ
れて居る。

サラワク——こゝでもゴム、胡椒、サゴ椰子、
古々椰子、米、ラミー麻等を産し、甘蔗、珈琲及
茶等の新栽培も將來試みる價值があるものと見ら
れてゐる。

第三項 比 律 賓

北はルソン島より南ミンダナオ島に至る各島嶼

は、地味、氣候、溫度、雨量等、凡て農業上の本
質的條件を完備する。既にスペインの比島領有當
時より土着民は農業を以て自給自足の状態にあつ
た。

然るにスペイン當局は農業に興味を持たず、ス
페인本國とメキシコと比律賓間をつなぐ太平洋
横斷貿易による利益のみを追つてゐた。また、一
面、スペイン人は勞働を嫌ひ、マニラ市に止まつ
て、一步も市外に出でず、商業以外の職業——殊
に農業に従事することを賤しんでゐた。此の間に
あつて、農奴制度が行はれ、土人をして強制的に
農業勞働に従事させたこともあるが、スペイン治
下の末期に於いては、これもならず、かくして比
島の農業は技術的にも、經濟的にも殆んど進歩の
見るべきものがなかつた。

その後、米國の領有に歸してからも、最初は當
局者がフィリッピン農業及び農民の實情に通曉し
なかつたので、矢張り、成績は思はしからず、十
數年間、殆んどこれといふものがなかつた。

やがて米國式農業機械を輸入し、また輸出農産
物の生産奨励と農産品市價の回復とがうまく行つ
た結果、やうやく著しい進展を示し、殊に曩の歐
洲大戰により、その主要農産物たる椰子實、甘
蔗、マニラ麻、煙草に對する需要激増し、爾後い
よ／＼以てこれに拍車をかけて、今日の盛大を見
るに至つた。

投資額 現在、比島重要農業に對する各國の投
資は左の如く十四億二千三百萬ベソに達してゐ
る。(單位千ベソ)——一九三五年七月米國島嶼局發表の推定——

	比島人	米國人	日本人	スペイン人	英國人	其の他
糖業	四三〇、五八〇	五五、七三〇		四七、二五〇		七、一八〇
ココナツツ	三九一、一四〇	二七、八四〇		九、四二〇	六、九九〇	七、〇四〇
纖維及製網業	三五四、五〇〇	一八、八六〇	八、八四〇		二、八二〇	五、一一〇
煙草	四〇、九二〇			一三、九三〇		六、六五〇

右の表では日本人の企業農園投資は主として麻栽培のみに限られてゐるが、近年椰子栽培にも進出してきたので、これを含む全投資額も恐らく約四千萬ペソ前後と見られるに到つた。右各國の投

資の外に、比島土着民の農業がある。即ちこれを加算すると、大約三十七億ペソといはれるのだが、こゝにその土着民に關するものを示せば（單位

比島土人農業	米	玉蜀黍	蔬菜園	家畜	總計
	一、五六一、五八〇	九六、三〇〇	四〇一、九九〇	三二八、一七〇	二、二七九、九六〇

植栽面積 一九三五年における各主要作物植栽面積約四百萬ヘクタール、翌一九三六年は四百四十一萬ヘクタール、一九三七年は四百五十三萬ヘ

クタールで、逐年急速度に擴張され、比島總面積二千九百六十萬ヘクタールの約一五・六%に當つてゐる。これを詳述すれば（單位ヘクタール）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
水稻	一、九六四、〇七〇	二、〇四八、七〇〇	二、〇六〇、九六〇	一、九二〇、五五〇
玉蜀黍	五六七、四三〇	六八五、〇一〇	六五九、四〇〇	七〇三、五三〇
甘蔗	二二一、〇九〇	二五〇、七五〇	二五七、〇六〇	二二七、九三〇
ココナツツ	六二七、八九〇	六三一、九八〇	六三七、九五〇	六四三、一一〇
タバコ	四八八、二〇〇	四七八、八八〇	五〇二、七二〇	五〇八、三四〇
煙草	六一、五二〇	六五、四八〇	七四、〇四〇	七四、八〇〇
マゲイ	三一、七五〇	三七、二九〇	三七、八五〇	三八、八〇〇
カオ	一、五二二	一、五四八	一、五五五	一、五八八
カヒ	一、五〇一	一、五〇三	一、五四八	一、五五七
カッサ	一六、三二五	一六、三〇九	一六、三〇九	一五、八五一
棉花	一、一〇七	一、九八二	二、〇〇四	一、九二五
カボック	七、五二五	七、五七三	七、五八七	七、六六九
護謨	三、六八五	三、八一三	三、八二〇	三、八四五
其の他	二六、四九七	一七九、一八三	二六九、七五一	二七八、三九七
計	四、〇〇〇、〇〇〇	四、四、〇〇〇	四、五三三、五四四	四、四一八、三九二

生産高 此らの栽培地よりの生産高を、主なる農産物についてみれば、一九三八年において、水稻(粳)五二、三四五(千カバン)、玉蜀黍八、七八二(千カバン)、砂糖一六、五二六(千ピクル)、コナツツ三、四五〇、一〇四(千個)、アバカ二、六〇七(千ピクル)、煙草七八一(千クイントル)、マゲイ二七九(千ピクル)、コーヒー九五四(千キロ)、カッサバ七三、七六五(千キロ)、棉花四七九(千キロ)、カボック一、四五二(千キロ)、護謨四一四(千キロ)で、此の價格四十一億七千萬ペソといふ巨額に上つた。これを前年の四十億九千萬ペソに比較すれば一億ペソ近くの増加である。

一九三八年	三三七、九三〇	一五、二二六	三六八	四八六	六、二九一	一八九、〇六六
	植附面積 (ヘクタール)	セントリフ ユーガー (千担)	マスゴパー (千担)	パノチヤス (千担)	バシ (千立)	モラツセ (千担)

輸出 而してこの主要農産物の輸出状況を、比島の全輸出額に於ける位置に見るに(單位は千ペソ)

全輸出額	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
農産物輸出額	三〇、八七〇	一八八、四九一	二九五、三五〇	三三三、九三二
比率	三〇、七八一	一六四、二一九	二四六、七三五	二七一、二〇六
同比率	九%	八七%	八三%	八二%

即ち、農産物の輸出高は總輸出額の八〇%以上を占め、農業國本來の面目を躍如たらしめてゐる。以下一九三八年の比島統計年報に據り、主要農産物の現状を略説する。

〔砂糖〕—植附面積は、一九三八年において二二七、九三〇ヘクタールで、前年の二五七、〇六〇ヘクタールに比して約一割の減少を見た。

即ち右生産數量の換價は一億一千三百萬ペソで前年に比し約三百萬ペソの減收である。總投資額五億ペソと稱せらるゝが、比島の製糖工場は二三の工場を除いては土地を所有せず、また自営農場を持たず、耕作者が一定の契約に基いて提供する甘蔗を壓搾製糖するのみである。糖業投下資本は一九三五年七月末現在、米國商務省の發表によれば二億六千五百三十七萬弗である。(單位千弗)

比律賓	二二〇、二九〇	米國	二七、八六五
西班牙	二三、六二五	其他	三、五九〇

而して砂糖輸出高は次の如く對米輸出が最も重要であり、また比島輸出品中の重要物産でもある。(單位は金額千ペソ、數量担)

一九三七年	二五七、〇六〇	一六、〇三三	四八	五三三	八、八二七	一〇〇、〇〇〇
-------	---------	--------	----	-----	-------	---------

一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
對世界	對米國	對世界	對米國
五二六、二三三	五二五、三七七	八九六、九三八	八七二、〇四五
六五、九八一	三五、〇〇%	八六八、〇〇八	一〇〇、〇四四
一三三、八七五	四一、九四%	八六八、二五四	八六七、九三八
一〇〇、〇四四	四三、一九%		

なほ米國向け砂糖は輸入に際し、米國において一旦消費税を賦課されるが、後、米國政府より返戻され、その返戻額は既に一ヶ年三、四億ペソに達するものと見られ、これによつて比島政府は土木事業等を起してゐる。

〔古々椰子〕—植附面積六四三、一一〇ヘクタール、植附本數一二一、六八五、四八〇本、うち生産樹九一、一七八、八〇〇本で、これより生産され

たコブラー、〇三二、〇三〇ビクル、製油三、一七六、〇〇〇立、ツバ(Tuba)六六、七二二、六九〇立で、これら總生産高は九二、二二六、四九〇ベツに上り、比島農業中、米、甘蔗について第三位を占めてゐる。

輸出量は砂糖と同様、米國向けが殆んど全部を占めてゐる。

椰子油も今後米國において消費税を賦課され、またタマ法により輸入税も課せらるゝので、對米輸出は累年減少するのではないかと思ふ。

〔米〕——一九三八年における植附面積一、九二二、〇五〇ヘクタール、生産高五二、三四五、二一〇カバンで一億三千六百萬ベツに達した。麻、煙草、砂糖等の有利作物の栽培奨励の結果、一時米作は衰退し、廣大なる米作地を有しながら外米の

輸入を仰ぐ状態であつたが、自給自足政策により

これを挽回し、最近では殆んど外米輸入の跡を絶つた。しかし一方精米工場及び貯米倉庫並に卸小賣の七〇%が華僑の手に占められてゐる關係から今なほ絶えず問題を惹起してゐる。これがため一九三六年四月、比島政府は國立米穀會社を設立して、比島人の食料確保に努めてゐる。また同年二月米穀統制機關として政府内に米穀委員會を設置し、米及び玉蜀黍の市價を安定させると共に、需給の圓滑化、小作問題の解決等に努力してゐる。

〔麻〕——通稱マニラ麻と稱せらるゝが、比律賓ではアバカと呼ぶ。主要産地は邦人の開拓地ミンダナオ島、レイテ、ルソンゴン、サマール諸州である。一九三八年における植附面積五〇八、三四〇ヘクタール、うち生産面積は四一九、三七〇ヘク

タール。生産高は二、六〇七、三八〇ビクル——二千二百六十萬ベツに達してゐる。マニラ麻の輸出は十九世紀の初葉から行はれ、一八四〇年頃から急激に増加した。最近四ケ年の輸出狀況を示せば左の通りである。(單位數量は噸、金額は千ベツ)

年	輸出		比島總輸出ニ對スル%	米國向輸出額
	量	價格		
一九三五年	一八八、三〇一	三三、九四八	二・七%	七、六三三
一九三六年	一六七、二四	三四、一七	二・五%	一〇、六七三
一九三七年	一六五、三三九	四三、二七九	二・九%	一三、七〇三
一九三八年	一四一、三五	三〇、三八	八・七%	四、八六三

〔玉蜀黍〕——比島穀類作物中第二の重要な地位を占め、重要な食料となつてゐる。一九三八年における玉蜀黍植附面積は七〇二、五三〇ヘクタールで、生産高八、七八二、四二〇カバン——一九四二、三、六三〇ベツであつた。比島に屢々發生し

た米の不足が、此の玉蜀黍によつて緩和された事例多く、年々二萬キロ内外のコーン・ミールが比島に輸入される事實と、また比島よりの輸出が皆無である事實からみて、此の生産量全部が島内消費に充てられてゐること、及びこれが比島民にとつて重要な食料たることを立證するものである。されば前にも記したやうに、比島政府米穀委員會において米と同時に玉蜀黍の問題がとりあげられ、これが需給の調節に努力してゐる。

〔マニラ煙草〕——一九三八年における植附面積七四、七九六ヘクタール、生産數量七八一、三八二クイントル、一ヘクタール平均一〇・四五クイントルの生産をあげ、これが價格は四百十二萬ベツを突破した。主要産地はルソン島北部カガヤン、イサベラ地方である。輸出品も年々増加してゐる

がその収益を他の作物と比較して考へると、今後の増加は期待出来ないやうである。

年	輸出量(單位千本)		輸出額	總輸出ニ對スル百分率	米國向輸出額
	葉卷	葉煙草(疋)			
一九三五年	三三三、一七	三、四一三	一六、七三三	六・〇七%	六、〇七三
一九三六年	一七八、三三四	一四、四三二	一七、一四四	三・四二%	四、七五一
一九三七年	二〇四、六二〇	八、〇七六	三四、九五九	二・六〇%	五、三四二
一九三八年	一九六、六九四	九、八五一	八九、六九七	三・九一%	五、五〇三

以上のほかアバカに亞ぐ纖維植物マゲイも次第に増加し、一九三八年には二七九、八二〇ピクルを産し、護謨は三、八四五ヘクタール、八一四、五三〇疋を産出した。またカボックは(七、六六九ヘクタール、一、四五二、二三〇疋)、棉花は(一、九二五ヘクタール、四七九、九一〇疋)、カッサバ(一五、八五一ヘクタール、七三、七六五、〇六〇疋)、珈琲(一、五五七ヘクタール、九五四、〇二〇疋)、カカオ(一、五八八ヘクタール、八八八、四七〇疋)等、將來有望なる熱帯農産物の前途には、大きい期待をかけてよいであらう。

第四項 タイ國

タイ國は元來農業國にして、メコン大平野をはじめ、數多の平地、肥沃なる粘土質、豐富なる降水量、充分なる氣温等の好條件に恵まれ、殊に米

作が非常に發展して居る。主要産業及び商工業が外國人及び華僑の手に獨占されながら、米作のみがタイ人の手にとゞまつてゐることはたしかに奇異の感なきを得ないが、こゝにタイ國農業の一性格があるものと思はれる。

投資額 タイ國に於ける農業投資額は不明であるが、政情の安定と共に政府が積極的開發政策に乗りだしたことは、官營事業及び一般産業助成の目的をもつて支辨される國庫支出の増額を以てしても窺知し得るのである。即ち(單位は銖)

業 種	一九三五—三六年	一九三六—三七年	一九三七—三八年
製紙事業	一八〇、〇〇〇	九四、四〇〇	七四六、五三三
液體燃料の整備	九二、八八元	三四三、〇〇〇	六八五、七三三
棉作	一一〇、〇〇〇	一四八、一〇〇	七九、一一〇
綿貿易助成	—	三七九、六三三	—
製藥業助成	—	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

糖 業	國內産業	一、二五〇、〇〇〇
國內産業	—	五三、四四〇

前世紀の中葉、外國貿易の開發と共に餘剩米の輸出が漸増し、爲に輸出米の大部分を提供する畿内七州の米作は商業的基礎の下に置かれ、益々大なる栽培地と、資金とを要するに至つた。然し蓄財、數理の觀念に乏しい農民は、適當な金融機關を有しないため、支那人高利貸の好餌となり、遂に所有田を手放して終ふといふ次第であつた。よつて政府はこれが救済策として一九一六年、タイ商業銀行に對し、組合創設資金として十萬銖以内の貸附に對する保證を與へ、其の拂戻金に依りて漸次農民信用組合の増設を急がしめた。その結果農民の生活維持、耕作改良、農具の購入等を促進したのである。

なほ中部タイ地方にて登記された抵當權設定米田の地價を見るに、一九三二—三三年度平均味當り二二・八一銖で、これより推定すれば同地方の米田地價は普通田一五—三〇銖、極上田三〇—四〇銖に過ぎないから、一九三六—三七年の米の植附面積二〇、三六三、六〇〇畝として、一畝當り二三銖に見積り、その投資四億六千八百萬銖と推算

され、その他煙草、棉花、古々椰子、甘蔗等を加へて、農業投資總額は六億五千萬銖前後ではないかと見られてゐる。

栽培面積 一九三六—三七年の主要栽培面積は二〇、八六一、六〇一畝で、最近五ヶ年の趨勢を主要作物別について見れば次の通りである。(單位は

米	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七
煙草	二〇、〇八六、一九〇	二〇、二八三、一九〇	二〇、八五四、三四三	二二、一〇〇、六一七	二〇、三六三、六〇〇
メ	五九、三六一	八七、四〇二	八七、八四八	五三、六八〇	五五、六四〇
棉花	四三、九五八	四七、七七五	四六、四六〇	四六、〇六七	三八、七五九
豆	一六、二九五	一六、六五三	二四、六一五	三三、六六五	四三、〇四六
胡椒	二三、八三一	二九、〇八九	三〇、七五七	二三、一一四	二九、九〇九
胡椒	八、〇一七	六、七四五	八、八二三	六、〇二五	五、二六一
胡椒	九、四一四	七、五〇六	七、三二八	七、三六七	七、一七〇
合	三三五、五〇六	三五〇、五六一	三五一、二八五	三五八、九六五	三五八、二二六
計	二〇、五七一、五七三	二〇、八〇八、九二〇	二二、四二二、四四八	二二、六二八、五〇〇	二〇、八六一、六〇一

右のほか、約一五〇、〇〇〇エーカーの護謨栽培もあるが、タイ國政府の正確な統計數字がないので、リッキンソン商會及び英國R・G・A發表の數字を基本としてその面積を掲出したのである。

(護謨の輸出額)

生産高と輸出額 主要産物の生産高は次表の如くである。(單位はピク)

米	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七
煙草	八五、七三三、四一〇	八三、四六二、三三五	七六、六二九、七六二	七六、七八三、〇四二	五六、三三〇、九三八
メ	一〇一、九三七	一七一、二九二	一五三、〇四九	一三一、三〇二	一二六、九三七
棉花	八三、八六一	七二、八四五	六五、二五五	七四、〇六六	七四、九九一
豆	二七、四三九	三一、九七四	四七、五二二	七三、二七七	八六、六二一
胡椒	八二、六五三	九四、一九七	九八、七二六	七一、三二七	八一、七三九
胡椒	一七、二七一	一六、五九五	二〇、七四〇	一五、五三一	一一、四〇一
胡椒	四〇、四九三	二八、一一六	二八、五五三	三、九九八	三、二八〇
胡椒	一二七、八七一、九五四	二〇五、六三〇、八四八	二〇八、八二五、四一六	一五一、二五八、一九八	一五七、九八二、二六九

また米を筆頭に各種農産物は海外向に輸出されるが、これが同國全輸出額における地位は次の如

くである(單位一千銖)

	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
全輸出總額	一七三、五九五	一五八、三二八	一八四、三六一	一六九、四九三	二〇四、四三三
農産物輸出額	一〇九、九二四	一〇六、〇七九	一二三、一〇〇	一〇〇、八四五	一二四、四六三
同 比 率	六三%	六七%	六六%	五九%	六〇%

即ち農産物輸出額は全輸出總額の約六〇—六五%を占め、タイ國に於ける農業の重要性を如實に示してゐる。以下一九三六—一九三七年タイ國統計年報に依り主要農産物について概説を試みる。

〔米〕——總植附面積二〇、八六一、六〇一畝、畿内七州で約六〇%、アユタヤー州で三〇%、其の他一〇%である。此の全收穫高五六、三三〇、九三八ピクルである。而して氣温が好適であること、

天災(水害、旱害を除き)が殆んどなきこと、家畜、勞銀の低廉、地力の自然補給が十分なること、税金の低廉なること、地積の入手容易なること等の好條件が備つてゐるから、將來も米作企業の可能性は充分であるが、タイ國民の國家意識が盛んに喚起され、タイ人のタイ思想が強調されてゐる今日、外國人の米作企業は殆んど不可能であらう。

總生産量の約五分の三は國內に消費され、残る五分の二は外國に輸出されるが、主なる仕向地は

香港、印度、新嘉坡、日本、馬來半島、支那等である。またその輸出状態は(單位—數量は千担、金額は千銖)

米	一九三八—三九		一九三七—三八	一九三六—三七	一九三五—三六
	數量	金額			
	三五、九二四	九七、四一九	七五、三四五	九五、九四四	九〇、八三六

米作はタイ國農業中最も重要な栽培業で、全人口の八〇%がこれに従事してゐる。

園が七〇園もある。

〔護謨〕——乾期の長いこと、またその間の降雨少なきためヘヴェア護謨の栽培は不適當であるが、東南部タイの沿海地方および半島タイ地方は栽培に適し、就中バターニー州はその主要産地である。

而して一九三九年から實施された第二次世界ゴム生産制限協定の基本數字に依れば、タイ國のゴム植附面積は三一、〇〇〇エーカーと算定されてゐる。

護謨の統計は、完全なものがないので正確を期し得ないが、四〇〇畝以上の植附面積を有する農

その生産量も、統計がまつたくないため正確な數字を掲出することは出来ないが、輸出高は次の通り。(單位は噸)

	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
世界輸出	八五、四〇〇	一、二五九、九四七	八五八、一九七	八七三、七四三	一、〇一九、三六
タイ輸出	四一、六八	三五、六〇〇	三四、六〇〇	二八、三〇〇	一七、七〇〇
世界ゴム輸出に於ける地位	四・六五%	三・二二%	四・〇三%	三・三四%	一・七四%

即ち累年その重要性を加へつゝあるのである

が、殊に第一次世界ゴム生産制限協定では基本割當で四萬噸であつたものが、一九三九年一月より第二次協定では、これが五四、五〇〇噸(一九三九年)、五五、三〇〇噸(一九四〇年)、五五、七〇〇噸(一九四一年)、五六、〇〇〇噸(一九四二年)、六〇、〇〇〇噸(一九四三年)と増加を認められてゐるから、今後におけるタイ國のゴム栽培企業は相當興味がある。

〔古々椰子〕—植附面積三一八、二二六噸、生

産量一五七、九八二、二六九個であつた。タイには本栽培に甚だ好適な地方が多いにも不拘、之れを專業とするもの甚だしい。

もつとも半島部其の他の好適なる地方には、タイ人の所有にかゝる大園を見るが、大部分は専門の栽培園ではなく、農家が庭木または村落附近のジャングル開墾地に、小面積の殆んど放任的栽培をなせるに過ぎない。左にコブラの輸出表を掲げる。(單位はメトリック噸)

	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
世界輸出	一一、〇一〇、六〇四	一、八六〇、二二六	一、七九三、四八六	一、七七六、一一〇	一、七七一、五四六
タイ輸出	三、八二	四、五二六	四、二九三	三、六二六	一、〇八〇
同比率	〇・〇一八%	〇・二四%	〇・二四%	〇・二〇%	〇・〇六九%

〔煙草〕—此の面積五五、六四〇噸、生産量は一一六、九三七ピクルである。現在は副業として

小規模に栽培されてゐるに過ぎないが、目下政府は比律賓の風土に馴致させられたアメリカ産の種子を試作中である。成績良好で、將來これが開拓に努力せば、自國消費は勿論、輸出にまで發展する可能性がある。尤もブリテイシヤ煙草會社が根を張つてゐるので、此の栽培業の將來には相當に困難を伴ふものと見られる。一九三八—一九三九年の煙草輸出量は五、四六三ピクルに過ぎず、輸入煙

草と共に、生産煙草の大部分は國內で消費される。

〔メイズ〕—此の植附面積三八、七五九噸、生産は七四、九九一ピクルであつた。主産地はニュートン・ラーチシマー州である。タイ人の日常食に供されてゐる。

〔棉花〕—植附面積四三、〇四六噸、生産高八六、六二一ピクルである。既に二千年以前から自作棉を自紡、自織して用ひてゐたと云はれ、其の後國內需要を充し、支那及ビルマに輸出した程で

あつたが、近年外國優良製品の輸入、棉作地がバ
ンコック市より遙かに離れて交通不便なること、
栽培法が改良されてゐないこと等の理由で減少し
た。併しタイ國の氣候、風土から見て、棉作には
諸種の好條件を具備し、北部、中部、東北地區の
各地に栽培されて居る。

栽培棉の種類は主として、在來棉、カンボヂヤ
棉、樹棉等であるが、外國の優良種も栽培され、
政府に於ても棉花の積極的栽培を計つて居る。數
年前我が三原博士を招聘して、スワンカロリに棉
作試験場を設置して試作を行ひ、其の結果良好の
成績を得た。同博士の歸國後も試作が行はれ、一
方日タイ合辦にて既に其の企業化に成功しつゝあ
ると云はれ、日タイ關係を結ぶ連鎖としても、將
來好望なる農作物であらう。

〔甘蔗〕——本栽培業も十八世紀以後行はれ、最
も盛大であつた十九世紀の前半期には年二、三萬
ビクルの輸出さへ行はれた。一八五九年には二〇
萬ビクルの最高記録を作つたのだが、然し最近は
全く影をひそめて居る。此の原因は政府の貿易政
策により甘蔗園が米田に取つて代はつたためであ
るが、近年、政府はまた砂糖の自給自足のため再
びその復興をめざして國營の製糖所を設置し、六
十萬噸乃至百萬噸生産の計畫實行に着手した。こ
の外更に六ヶ所に製糖所を設置する豫定らしく、
また製糖所設置者には政府から助成金を交付する
豫定であるとも云はれてゐる。かくて一九三七年
における栽培面積は僅かに一千哩であつたのが、
一九三八年には一躍一萬六千哩に擴張された事實
は、よくこの間の消息を語るものである。

その他、檳榔子、サゴ椰子、ニッパ椰子、胡麻、
胡椒、豇類、カボック、珈琲、タビオカ、茶、ヂ
ユート、カッサヅ、蓖麻子等熱帶植物を産出して
ゐるが、何れもタイ人の小規模農業である。

第五項 佛領印度支那

佛印における外國人の企業は支那人を除いては
全く僅少である。それは佛本國の獨占主義といふ
ことにもよるが、またこれまで同地の事情が一般
に知られてゐなかつたことにもよる。一九二八年
十一月四日附佛國大統領令は、コンセッションは
佛國市民、臣民又は同國保護民に限ると規定し、
農業會社もその本社を佛國領土又は保護國內に有
し株主、取締役、支配人等は、その過半数を佛國
市民、臣民又は保護領民によつて占むるを要すと

ある。従つて鑛業投資の場合と同様に、外國人の
農業投資の可能性も極めて見込薄と云はねばなら
ぬ。また官有地を除く私有地の租借も、理論上は
可能のやうであり、現に支那人及印度人にして交
趾支那方面において數百ヘクタール以上の土地を
所有してゐる者もあるが、其他の保護領において
は保護國自體に法律の束縛があり、私有地買収に
おいては熱帶農業の特異性たる大規模な農園を拓
くことは殆んど不可能である。結局、農企業會社
の外國人に依る經營はまづ絶望に近いと云はねば
ならぬ。併し若し適當な土地が入手出來得れば、
護謨、珈琲、茶、コブラ等の企業農園は、其の天
恵的沃土、好適な氣象、灌漑用水の利便と相俟つ
て必ず成功するものと豫測される。

投資 農業投資については明確な資料を欠く

ので、こゝには印度支那所在主要企業會社別の株式、社債募集状況を示すに止める。(單位百萬法一統計)

年表一九三七年版

年	既設會社				新設會社			
	會社數	株式	社債	金貨	會社數	株式	社債	金貨
一九三四年	一九	一五〇・〇	一三〇・〇	五〇・五	一五	七〇	六・二	七・〇
一九三五年	一四	一五〇・〇	一三〇・〇	五〇・五	二〇	六・二	六・二	六・二
一九三六年	二五	三〇〇・四	一九二	九五・八	二九	五・八	五・八	二・八
一九三七年	三〇	五〇五・五	八七・五	一四三・二	一九	六・三	一・五	一・五

右の内、栽培企業會社への投資額は現物出資を除けば次の通りである。(單位百萬法一統計年表一九三七年版)

年	栽培企業會社投資		主要會社投資		同百分比	
	公稱	應募	公稱	應募	公稱	應募
一九三三年	三・五	二四・五	二五・八	一三三・九	二七	二五
一九三四年	三・六	二七・〇	四四・一	四八・五	五一	五五
一九三五年	二四・七	二四・七	四〇・七	四〇・七	五九	六〇
一九三六年	五・二	五・二	一〇〇・三	一〇一・一	五一	五三

植附面積 植附面積及び收穫高を主要農産物について見れば (單位一面積は千ヘクタール、收穫高は千觔)

品名	植附面積		收穫高	
	一九三七年	一九三六年	一九三七年	一九三六年
米	五,〇〇〇	五,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇
メイズ	五〇〇	五〇〇	六〇〇	六〇〇
コーヒー	一〇	一〇	二・五	二・五
茶	二〇	二〇	一・五	一・五
ゴム	二七	二六	五〇	四〇

品名	一九三五年	一九三六年	一九三七年
煙草	三三	二〇	一五
甘藷	四〇	四〇	六〇
棉花	一五	一五	一・一
カボック	四	三・五	二・五
ジュート	〇・二	〇・一	〇・一
椰子	三〇	二五	二五
落花生	一五	一五	二二
胡椒	四	四	三・五
胡椒	一・五	一・五	三・五
胡椒	七	七	二・四

輸出高 また重要農産物の輸出状況は次の如し。(×印は千觔、他は噸)

品名	一九三五年	一九三六年	一九三七年
×米	一,五三〇	一,五六〇	一,三五〇
×メイズ	四一七	四七六	五七五
珈琲	九八七	四四一	四三二
茶	一,一六八	一,三〇六	一,九八三
ゴム	二九,二七八	四一,三四	四三,一三七

なほ佛印の全輸出額に對する主要農産物輸出の地位を見れば次の如し(單位千法)

品名	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
總輸出	二,五九四,〇九八	一,七〇八,〇五二	一,二九八,二八三	一,〇六〇,六〇〇
農産物輸出	二,一三九,八五八	一,三七七,〇三〇	九九五,八八三	八〇一,五三一

〔米〕—印度支那米はトンキン米、交趾支那米

即ち、米及メイズを除いては、ゴムの輸出量が注目を惹く程度で、他の農産物は未だ問題となる程度まで發達してゐないことを立證するものである。

と西貢米とに大別されるが、輸出向としては西貢米は遙か上位にある。收穫高は印度支那全額において一億乃至一億一千クイントル、即ち七百萬噸を産し、これが植附面積は五百萬ヘクタール前後である。米は佛印農産物中、最も重要なもので、佛蘭西及びその植民地、香港、新嘉坡、蘭領印度支那各地などが主なる輸出仕向地である。米作に對する投資は土地資本、設備資本、開墾資本を加へて、約十九億ピアストルと見られてゐる。

〔護謨〕——佛印に於てゴムの栽培業が勃興したのは一九〇七年以後のこと、一九二〇—二五年前後のゴム景氣の旋風をうけて、小規模な個人農

園が活況を呈し、政府の保護政策と印度支那銀行の援助とによつて急激に發達したものである。一九三七年の統計年表によればゴムの栽培狀況は左の如くである。(植附面積の單位はヘクタール)

	一九三七年		一九三六年		一九三七年
	面積	生産	面積	生産	(噸)
交趾支那	九〇三	九、三〇〇	七六三	九、七〇〇	三、七〇〇
カンボヂヤ	八二	三、三〇〇	四〇	三、三〇〇	一、〇〇〇
安南	一七	一、六七〇	二六	一、六七〇	三〇〇
ラオス	四	三〇	四	三〇	五
トンキン	一	一	一	一	—
總計	一、〇〇五	一三、七、三〇〇	八四四	一三、六、〇〇〇	五〇、〇〇〇

またゴムの輸出量は、佛印統計によれば(單位は

ゴム輸出量	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
	五九、一五六	四三、四〇〇	四〇、八〇〇	二八、七〇〇	一九、六〇〇

なほ世界ゴム輸出界における佛印ゴムの地位は

次のやうになつてゐる。(單位は噸)

世界輸出	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
	八五、四三〇	一、二九、九四七	八五、一九七	八七三、七四三	一、〇一、九二六
佛印輸出	五九、一五六	四三、四〇〇	四〇、八〇〇	二八、七〇〇	一九、六〇〇

かくて、佛印ゴムは一九三八年に至つて、初めて本國の需要を充足するに至つたのであるが、これはその短き躍進の歴史に鑑みて特筆すべきであらう。

なほ將來ある農産物として棉花、珈琲、茶、メイズ、カボック等を擧げ得るが、前述の如く農企業資本が佛國資本の獨占政策に阻まれて、日本資本進出の如きは目下の處、極めて望薄である。

ビルマもまた純然たる農業國で、人口千五百萬のうち約八割は農業に従事してゐる。農業適地と見らるゝ面積は約一億三千エーカーに上り、うち耕作地は二千二百萬エーカーを出ない状態で、他は未開墾地として放置されてゐる。農産物中主なもの米、棉、ゴム、ジュート、珈琲、茶、玉蜀黍、豆類である。

一九三七年(昭和十二年)四月一日、印度より分離して一つの獨立した統治形式を備へるに至つたが、目下のところ、正確な統計資料を缺くのは

第六項 ビルマ

遺憾である。

〔米〕——米はビルマの最も重要な農産物で、耕地面積の三分の二を占めて居る。ビルマ米若くはラングーン米として知られてゐるが、ビルマ人を初め、各種族は悉く、米を常食としてゐる。稲作地は一千萬エーカー以上あつて、そのうち八百萬エーカーは下ビルマに存在してゐる。

高地ビルマにおいて灌漑用の面積の最も廣大なものはシュエーポアの四四四、七五九エーカーで、カサの一八三、七七一エーカー、ヤマインの七六、六八六エーカーなどが之に亞いでゐる。一九三九年十二月二十一日附在蘭貢久我領事から外務省に達した報告によれば同年の米作全植附面積は一二、七七九、九〇〇エーカーで、うち被害面積六九〇、〇〇〇エーカーを除き、成熟面積二二、一

〇七、九〇〇エーカーと見られ、従つて收穫高も多少減少し、輸出可能量は白米に換算して三百三十萬噸に達するものと豫想されてゐる。

一九三九年十一月四日附ビルマ政府の發表によれば、同年度輸出餘力豫想は三百五十五萬噸、内三百三十萬噸は既に輸出済みで、餘力は二十四萬噸を剩すのみとなつた。これを前年同期の輸出実績に比すれば二〇%の増加である。ラングーン港よりの輸出を仕向地別に見れば印度及び錫蘭向百五十三萬五千噸、其の割合は全輸出量の六四%を占め、前年同期中の八十六萬四千噸に比して、一躍六十七萬一千噸の激増である。英本國向けは二十二萬七千噸で全輸出の一〇%、日本向けは前年よりも増加したが、それでも全輸出の〇・〇七%に過ぎない。

〔棉〕——棉はサガイン、ミンヤン、メイクタイ

ラ、チンドヴィン下流地方を主とし、他にも多少は栽培され、その總面積三十萬エーカー、年産約一萬二千噸に達してゐるが、これも一九四〇年一月十四日附在蘭貢久我領事から外務省に達した報告によれば、成熟面積は三四八、三四〇エーカーで、前年の最終豫想に比し七五二エーカーを減少してゐるが、作柄はダガイン地方を除いては概して前年より良好で、收穫高は一萬八千五百噸、輸出可能量一萬七千噸約九萬五千二百俵と豫想されてゐるが、更に一九四〇年二月十三日在蘭貢久我領事から外務省に達した電報によれば、第四回收穫豫想は第三回豫想より成熟面積三一、九八〇エーカーの減少を示し收穫高は一萬七千五百噸、輸出可能量一萬六千噸〃八萬九千六百俵と豫想さ

れてゐる。

一九三九年十二月中におけるビルマ棉の對日輸出高は一、四七九俵であつた。

〔護謨〕——はメルグイ、ハンサワディ、アマースト、トウンダー等を主要栽培地としてゐる。初めはアラカン、メルグイ、ラングーン等に於いて政府が試植したのであるが、今ではメルグイ栽培は一會社の手で行はれてゐる。ビルマ護謨も國際限産協定に束縛され、輸出割當基本量は左の如く定められてゐる。(單位は英噸)

ビルマ	一九三九年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年	一九四三年	一九四四年
	一三、〇〇〇	一三、二五〇	一三、二五〇	一三、二五〇	一三、二五〇	一三、二五〇

其他小麥はアヴァ地方、北部ビルマ地方等に栽培されてゐるが、生産は極めて僅少である。玉蜀黍、山黎豆、紅白の黍等は乾燥地方に出来るが、